

秋 田 県 公 文 書 館

研 究 紀 要

創 刊 号

-
- 創刊にあたって……………三 上 博
秋田県公文書館設立の経緯……………寿松木 毅…1
～主要な経緯と関連諸問題の考察～

【論文】

- 「野上文書」の研究 ……………加 藤 民 夫…11
～秋田藩教学史料としての位置～
館蔵史料の伝来と再整理についての覚書……………菊 池 保 男…36
明治前期秋田県の職務分課の変遷について…高 橋 務…54

【史料紹介】

- 「佐竹家譜」編纂に関わる若干の史料……………伊 藤 勝 美…75
明治十一年の比較試験方法成立に
関する若干の史料……………柴 田 知 彰…89

【彙報】

平 成 7 年 3 月

創刊の辞

秋田県公文書館長 三上 博

秋田県公文書館は、平成五年十一月二日、東北初めての公文書館法に基づき施設として設置されました。歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を保存し、利用に供することを目的とし、県民の要請に応えて創設されました。

開館以来、県内外の歴史研究者をはじめ多くの利用者を迎え、館の活動も次第に充実してきております。しかし、公文書館の業務は比較的新しい分野でもあり、今後当館利用者からの意見や全国の公文書館等の成果を参考にしながら、特色ある館運営をしていかなければならないものと考えております。

そのためには、まず基盤となる自らの所蔵資料を調査研究し、その成果を報告することを通して交流することが、最も実り多い収穫を得られる方法ではないかと考えました。また、利用者の効果的な資料活用に関与し、研究結果を生み出すことが、われわれの仕事についての理解を得、今後の活力となると考え、ここに「研究紀要」を刊行した次第であります。

開館間もない「研究紀要」の刊行は、資料整理等で忙しい毎日の中では、大変なことであり、日常業務の遅れを心配する声もありましたが、本館職員の熱心な取り組みにより、比較的早期に実現する運びとなりました。

毎年継続的に刊行すべく職員一同一層精進いたす所存でありますので、内容についての御批判、御教示をいただくとともに、どうか本館の運営につきましましては、今後とも御支援、御協力くださるようお願いいたします。

平成七年三月

秋田県公文書館設立の経緯

— 主要な経緯と関連諸問題の考察 —

壽松木 毅

一 公文書館設立企画の始動以前（一五十六年度）

はるかな明治の時代、すでに当県地元新聞（明治四十三年八月七日付け秋田魁新報（以下「地元紙」という）には、博物館・文書館の設置の必要性を唱えた論説（写真1）があることを、地方史研究家秋田工業高専教授高橋秀夫氏が開館直後地元紙に寄稿した当館への希望意見の中で紹介している。

県自身が始動したのは論説のあった年から六十年後（昭和四十五年）であり、実現したのはさらに二十三年後であった。

明治のこの新聞論説では、「設置の必要性を何回も唱えている」と。図書館（県立図書館はすでにその十一年前に開設）開設には金

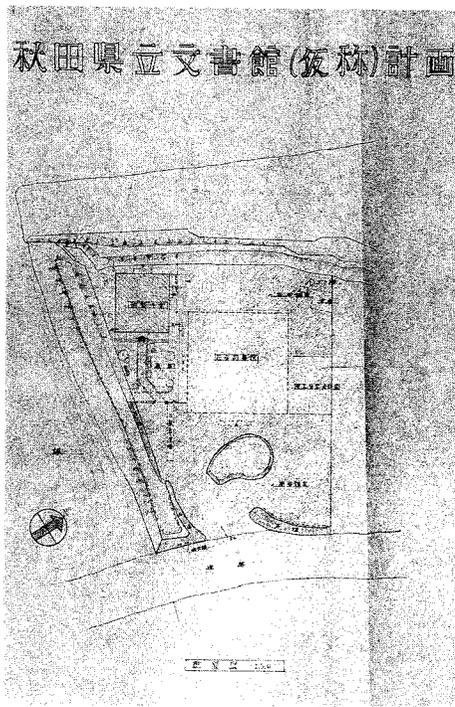


写真1 明治の「文書館創設」論説

もかかるが文書館は、資料の購入をやれば高いものになるもの、幸い秋田県にはそういう収集家も多いから、これら収集家の寄贈を募れば、安上がりにできること。また、この年から第一次の県史編さんが始まっているが、この編さん材料の保存も、文書館があれば費用をかけないでできること。地方の文書館は図書館に併設してもかまわないこと。」などを力説している。

さすがにこの時代では公文書を収集対象にすることは考えていないし、史料という概念もはっきりせず、文芸資料、遺墨の類をむしろ重点に考えていたようである。しかし、このことを除いて、八十年も後の平成の時代にできた施設が、やはり明治期の構想と同じ複合館だったということになると、気持ちには複雑である。

戦後昭和四十年に県史編さんを終了しているが、四十五年にはその原稿等の収容も考え文書館を設立する目的で、県立図書館内で文書館設立計画が企画（写真2）された。計画を指揮したのは、戦後地元紙から故小畑前知事に請われて県に転じ、県文書広報課長を経て転出した相場信太郎館長で、後に述べる相澤清治氏も同じ課から



収蔵番号	秋	収	計	字	番	(収蔵規則上の記号)
収	類	昭和	年	月	日	
発	行	昭和	44	年	7	月 6 日
決	議	昭和	年	月	日	校舎
発	行	昭和	年	月	日	保存年限 1年、5年、10年、永久
提案者	係 職 氏 名					
	副 館 長 中 野 正 三					
館 長	係 長 係 員					
あて先	宛 係 長					
部 名	伺					
本年2月、文書館の必要性を強調するため						
本館の構想とまじり「文書記録類保存の						
現状と処理についての私見」として県におよび						

写真2 文書館企画の起案及び計画図面

図書館に同行している。このときには、知事も内諾を与えていたという事で関係者間ではすっかり実現を確実視し、知事部局の廃棄文書を大量に図書館内に運びこんでいた。おかげで今日、当時の有期限文書が相当数確保されている。

この企画は翌年から知事部局での検討に移されたものの、結果的には立ち消え状態になってしまった。原因としては、計画された建築予定地が公園地内に建てられている図書館の敷地内であったため新築が不可能だったことのほかは、他に優先せざるを得ないハコモノ計画があったことなどが考えられるが、関係者間の意見調整不調の面もあったようだ。

しかし、課内における計画検討は引き続きおこなわれており、五十一年度機構改革で生まれ、文書担当が引き継がれた行政管理課内で、昭和五十三年度から情報公開を視野に置いての文書館検討が開始され、五十四年には庁内検討組織が設置された。

二 企画発進から基本構想まで (昭和五十七年度～平成元年度)

1 併設決定

五十六年度機構改革で解消された行政管理課の流れを汲む総務部文書広報課内に、五十七年度情報公開担当が設置されたことに伴い、同担当内でこの企画が三たびとりあげられた。この度は、情報公開の施行に耐えられる文書管理制度を実現するための全体構想の一環

として、当初から「公文書館構想」に改められた。

しかし、県立図書館が以前から建て替え時期が到来していたことや、予想される県有地が一箇所しかないことから、知事部局と教委とで構成された検討組織では、当初から併設が予定されてしまい、公文書館担当者間では常識的だった「併設してもデメリットが多い」という先発県の経験則は生かされるところとならなかった。

2 推進組織

推進に関する事務は、平成二年度公文書館建設準備担当（三年度から開館までは「公文書館担当」）が設置されるまでの間、情報公開担当（情報公開準備室→県政情報室）が所管した。しかし、東北各県では最初となる公文書公開条例の施行も、またこれを支える文書制度の全面改革や公文書館開設準備の事務の進行も、人材投入を惜しまなかった人事当局の措置なくしてはあり得なかった。

3 古文書部門移管の決定

さて、公文書館の建設構想は、情報公開制度の発足と同時期に出来上がっていたが、教委側の新たな県立図書館のコンセプト形成が遅れたため、知事部局側は途中で待機させられる期間があった。しかし結果として、このタイムラグの発生が幸運をもたらした。

それというのも、建設基本構想の取りまとめを委託した日本図書館協会の報告書において、図書館が抱えている古文書部門及び所蔵史料を、専門館たる公文書館へ移管する行き方もあることが初めて提示され、これに基づき教委内で検討した結果、公文書館へ移管す

る方にまとまり、加えて博物館の収集史料までも、展示資料として必要なものを除いて移管し利用者の便宜を図るべきだとする積極的な方向が打ち出され、知事の承認するところとなったからである。教育委員会の英断を、国立史料館の鈴江氏も全国に好ましい先例を残したものととして高く評価し、第二十回全史料協会で教材に引用し紹介してくれている。

全国にあまり例がない移管が行われたかげには、図書館古文書部門や館長からの委託先への働きかけもあったようであり、明治以来の長い古文書部門の歴史がそうさせたといえるかもしれない。

三 開館までの諸問題（平成二年～五年十月）

1 県庁地下書庫での保存

県の歴代文書所管課長のなかには、若き日の小畑前知事も兼務者で名を連ねている。このため、むしろ現在よりも、二十年代以前のほうが書庫管理には手厚く人が配置されていたようだ。念入りな戦前簿冊の編てつぶりからも、それはうかがえる。

昭和三十二年八月十二日、真昼の県庁火災により庁舎が消失し、その二年後、まだ赤字再建団体のさなかに現在の山王に建てられた県庁舎は、当然ながら余裕に乏しく、文書広報課の地下書庫は狭隘で、空調設備も勿論（事務室も本庁舎・地方庁舎ともいまだにない）なかった。旧庁舎の文書書庫が消失を免れたため、全国に誇り得る

一万数千冊の戦前公文書簿冊は生き残ったが、こうした劣悪な書庫環境にもかかわらず、幸い、同一担当者が長年書庫の面倒をみている期間にも恵まれたため、手入れはされてきた。

真夏の三日間、県庁正庁を使つての順ぐりの虫干しやら、素人で扱える業だったから業効のほどは定かではないが、年一回四十八時間書庫を閉鎖してのくん蒸も行ってきた。こういった担当者の地味な努力の積み重ねが、いま、各県からの視察者を感心させる戦前公文書の保存のよさにつながっているようで、北国の寒冷（期間は短いが真夏の暑さは南国と変わらない）な気候に恵まれたせいだけではなかったように思われる。

2 公文書の引き継ぎ

当県の公文書の引き継ぎ方式は、次の考え方に基づいている。

「県が、みずから後世のために自らの文書を残そうというのに、廃棄したものから必要なものを選んでもって行け」はない。本庁文書も地方機関文書も「そっくり引き渡すから、時間をかけて評価選別をやれ」でなければなるまい。

このため、当県ではいまのところ知事部局だけの適用だが、文書の正当な廃棄権限者は公文書館長一人であり、何を引き継ぎ何を廃棄した（する）かの記録を一切後世に残す、一見無駄に近い作業に膨大な手間をかけている。このことは、冒頭の高橋秀夫氏が寄稿の中で要望していた点を完全にクリヤーしている。

収容力の点では、中規模の書庫しか備わっていないことを考慮に

入れると無理な面もあるが、そのほりは、後日カバーできる手段も生まれるだろうと踏み切っている。

3 図書館時代の古文書部門

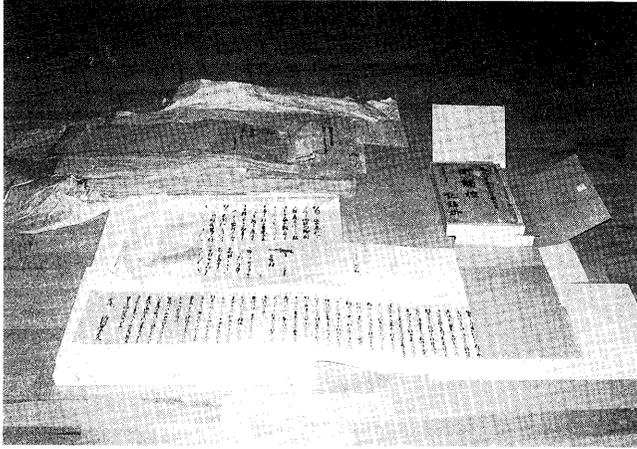
図書館時代の古文書部門は、正職員は二人、ほかは非常勤嘱託四〇五人で構成されていたが、考えてみるとこの時代は世にも幸せな古文書部門だった。史料管理は図書館資料部門にまかせ、他館がマネできないような大冊翻刻本の刊行、古文書解説講座などの普及教育事業だけに没頭していられたからで、また、公文書館への移管を働きかけた功もあった。しかし肝心の史料管理から離れていたため、収集・整理・保存・利用の面が館のより大きな使命である点については、一部の職員を除きまだ自覚が及んでいなかったようである。

4 図書館時代の史料保存

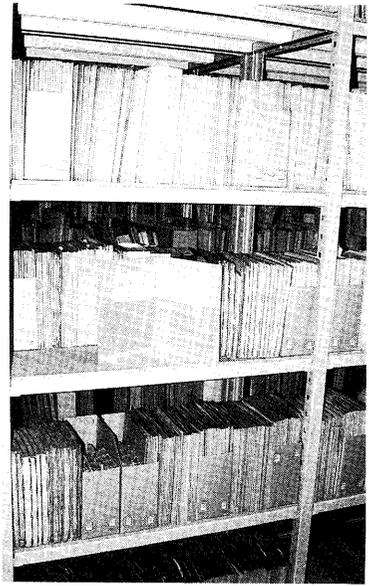
一方、図書館の資料管理部門に委ねられていた史料の保存は、かつて福島県歴史資料館が保存の技法を学びにきて、感心して帰ったこともあったほど優れたものであった。しかし今日、原型保存、酸性紙排除や脱酸、中性紙保存材料の使用など最新の保存科学の取り入れの点からいうと、オール酸性紙材料を使い、丹念に手入れをしてきたことが仇になっており、多くの経費と人手をかけて、保存対策のやり直しを施すことが必要になっている（写真3）。つまり、史料保護の点で従来図書館流保存では、公文書館のそれとしては赤点にしかならないという時代に入っているのである。この意味でも、公文書館への史料移管は絶対に必要であった。

写真3 史料補修状況

秋田県公文書館設立の経緯



手前と中一紙かから剥離した一紙文書
 奥右側 一紙文書を貼りつけていた台紙
 リーフキャストにより修復した薄冊



一紙文書を整理保存してきた
 ボール紙のホルダー(酸性焼
 けがかなり出てきている)

5 史料複写本の移管

原史料を公文書館へ移管することで、寂しくなる図書館閲覧室郷土資料書架に配架する目的で、以前から使用していた系図等の複写本に加えその他の史料のコピー本が、大量に用意された。しかし、結局同じフロアに置かれるのに、公文書館と別別に配架しておいてもせんないことと、移管されることになった。これはカウンターでの人手の節約や、利用客の便宜(自由閲覧)上好評を博すもので、大いなる財産の禪譲になった。

以前埼玉県立文書館見学のおり、複製本の製作は、十五年も前から着手しており、他館が追いついてくるのは大変であろうと自慢され、圧倒されて帰ってきたことがあった。以来、開館してもあのようになるまでかなりの年数を要すると思ってきたので、現在の埼玉館の三分の一ぐらいに当たる複製本を当初から配架できたことは、予想外のうれしいできごとであった。

6 古文書の収集原則

開館時までに固まった収集方針は、「原史料については、寄贈・寄託の申し入れのあったものでも、まず、現地保存の原則を尊重して地元保存機関の受け入れを検討してもらい、受け入れできない場合に初めて、当館が県内中央館として保存する価値がありそうなのは受け入れに応ずるものとし、その他館みずから収集を必要と判断したものは、出張してマイクロフィルムでの収集を行うものとする。また、特に貴重な史料については、特別に考慮する。」である。

したがって、古文書であればなんでも、同種のものが多数になっても、かまわずかき集めるような集め方をしていくということではない。

なお、県外に流出した重要史料については、収蔵館の指定する方法にのっとりマイクロ収集する方向で検討中である。

7 館の名称

企画発進のいきさつからも、途中の教委との交渉過程からも「公文書館」という名称は既定の路線だったが、「なぜ当館は普通名詞？である『モンジヨ館』ではなくて、耳慣れない『コウブンショ館』でなければいけないのか」の疑問も職員のなかから出ていた。開館されれば納得がいくであろうとの見通しから、くどい説明は避けていたが、六〇七月ころの本庁文書搬入のみならず、開館直前の十月には地方機関の文書も続々到来し、巨大な文書箱の山が築かれたとき、古文書課職員からも驚きの声が出るとともに、もはやネーミングへの疑問は発せられなくなった。

それは、運びこまれたモノの量が、「文書館」イメージがもたらしてきた従来のそれをはるかに凌駕するものであったため、通念を超える何かが始まることも、十分感じさせる迫力があつたからであろう。『記録と史料』第五号（六十八頁）に、書庫異聞として紹介したエピソードは、考えてみれば、数カ月前発生していた現象の再現だったともいえる。

参考までに、冒頭の明治の論説では「もんじよくわん」ではなく

「ぶんしよくわん」、「古文書」のほうも「こもんじよ」ではなく「こぶんしよ」とルビされている。百科事典でも平凡社（日本史大事典も同様）は「モンジヨカン」、小学館は「ブンシヨカン」、TBSPブリタニカ（小項目事典）は「コウブンシヨカン」派に分かれている。戦後、山口県文書館が出現するまでは国内にモデルは存在しなかったのだから、「モンジヨカン」が、古語や歴史研究者間の用語としてはともかく、一般社会にまで定着してきた普通名詞であったとはいえないであろう。現に『広辞苑』にもそれは載っていない。

私は、山口県文書館の北川氏の名論文『文書館のメインディッシュとディスプレイ』や全史料協の「みずからのために、みらいのために、みんなのために」という理念を見るたびに、それはむしろ「コウブンシヨカン」のほうがより似合う言葉だと思ってしまう。

8 専門職員

専門職員の役割を担ってもらうため、平成五年度県立図書館古文書部門からの転入を含め、プロパーの正職員十二名中歴史専攻者七名を中・高教職現場、教委機関から迎えた。その内容は、公文書課四名中二名、古文書課の五名全員である。

処遇措置としては、五年度は本庁主席課長補佐待遇職として主席専門員（管理職手当）の制度（主席専門員兼古文書課長など）を、六年度からはさらに地方機関課長待遇職として主任専門員（管理職手当あり）及び主査待遇職として専門員の制度を設けている。

アーキビスト問題については、本稿末尾で論じたい。

9 諸規程の整備

平成四年度末までに、県のスタイルである設置根拠と管理事項の規則への委任の二条だけの条例を設けるところまでしかできなかったため、用意されていた試案をもとに、五年度に入って検討をやり直した。たとえば公文書館法の用語遣いでは、「自分たち館の半分を担う古文書部門が扱う古文書が、単に「等」の一字で済まされてしまうのか」といった古文書課メンバーの不満は、行政畑の職員であつたら、法令用語だから気にすることもないではないかで済まされるどころでも、歴史畑専門でやってきた人々にとつては、そう簡単に納得できるところではないということも理解できるわけである。そこで公文書館法というものを、より突っ込んで考えてみることに避けられなくなった。

その結果「国立公文書館の身の丈に合わせて作られた法律」（鈴木江氏の表現）という外観は私も同感であつたが、制定時の裏面までは知らないものの「それだけにとどまらず、条文に盛り込まれていないことは、不要とか抑制の意図ではなく、現行法体系や法制定技術の制約からも盛り込めなかつたためであろう。だからそれぞれの館の桁丈に合わせるため、ストックキングや底の高い靴をはかせることが必要な法律なのだ」という自分なりの結論に到達したのである。そこで、円滑な運用を図るため、法令の用語例から少しはずれた用語遣いに切り替え、また、古文書課の業務範囲も、伸び伸びした規定に改めた。

かつて自県の「文書管理規程」、『文書事務の手引』を全面改定するに当たって、「文書」や「公文書」でさえいかに定義が難しいかを味わった経験から、公文書館法制定解釈の中で、公文書の定義の不十分さに触れている箇所については同感できるものがあった。また、法案作成者の立場を想像してみると、在野資料については、たとえば、たとえば、東京都をとりまく三つの県のように近代に入つて大発展をとげた地域と、当県のような全国でもっとも人口減少に悩む地域とに、同じように有効に働く法令規定を作るなどはとても無理な注文だと思えない。それゆえ、法律の中に民間歴史資料の定義を盛り込んだり、自治体はその収集を義務づけるなどは、とても現行法体系からしても無理だつたと推測するのである。

また行政の在り方を考えるとき、わずかばかりの補助と引き換えに館の在り方にこまごま条件をつけられるような法制化は、むしろ避けるべきであると思う。秋田県の場合、県立図書館は図書館法施行の五十一年前、十九世紀の最終年に設立されているし、冒頭の新聞論説の年には第一回目の県史編さんが着手され（大正六年完了）、二度目の県史編さんは昭和三十年代、四十年に完了し、文書館企画もその五年後に始まっている。文化行政というものは、住民や自治体の文化意識を反映するものであり、そういう内実が伴わなくては、法律でいかにことこまかに規定してみたところで、しよせん実効の上がる問題ではないと考えるからである。

四 開館以後（平成五年十一月）

1 閲覧席の貸席化防止

誕生したばかりで複合館に包含される当館にとって、一世紀間近かの歴史を誇る図書館とは異なり、常時的に存在をアピールできる唯一の場所が公文書館閲覧室（席）である。この意味で、公文書館閲覧席の貸し席化の防止には大いに気を配った。

図書館閲覧席と続きのフロアで、両館カウンター前からオーブンになっていて、パーテーション用具を置くなどの工夫をこらすとともに、公文書館資料を利用しない利用者の着席に対しては、カウンター当番に当たった職員は各人とも、ここは館資料利用者のための席であることを説明して退席してもらう努力を継続した。開館一周年を過ぎた現在、公文書館目的以外の客が紛れ込むことはなくなってきたようである。

2 関係者の県表彰

昭和三十年代の県史編さんをはじめ、当館が県立図書館から引き継いでいる所蔵史料の大冊翻刻シリーズの発刊企画に当たるとともに、長年にわたりその翻刻を続けてきた功績等により、相澤清治氏が、平成六年度県の教育功労者表彰を受けられた。

氏は、広報所管課に職員及び囑託として長年在籍し、日常業務のかたわら、翻刻に携わってきたのであるが、その間文書書庫の運営指導にも当たるとともに、広報課の業務として『戦後行政資料年表

IⅡIII』の執筆編集も行ない、さらに県立図書館に転出中は前述翻刻本発刊のほか文書館設立の企画にもたずさわり、戦後二十〜三十年代の有期限文書を多数確保できる契機となった図書館への搬入にも当たるなど、公文書館開設以前の公文書、古文書両部門にとり大きな貢献をしてきた。また、八十歳の現在も現役の優秀な翻刻家として、当館翻刻を引き受けている。

同じく県史編さんをはじめ、県の戦前公文書等の研究に基づく当県近代史学の発展に尽くした功績により、山口勝一郎氏が県文化功労者表彰を受けられた。同氏もまた、おりにふれ開館以前の県文書書庫の運営を指導し、また公文書館開設過程のなかで助言をし続けてくださった方である。

開館二年目の両氏の表彰には、心からお祝いを述べたい。

◇ 附論「アーキビスト問題」に対する少考

平成五年度秋田大学史学科主催のシンポジウムで、一番の話題となったアーキビスト論議については、持ち時間に比較して説明したい事項が多すぎるところから、肝心の当館の職員配置状況の説明をつい割愛してしまったことと、現代公文書には戦前までのそのような詳しい事情の説明資料が添付されていないことに鑑み、行政職OBの活用がもっと考えられなくてはという発言を加えたために、公文書の評価選別には歴史専攻者は全く不要であるみたいな方向に

受け取られ、さらに具体的な状況説明を追加できる時間の余裕がないままに、歴史研究者をぜひ取り入れるべきだという意見までちょうだいし、私の真意とは全く違う単純な建前論の終始で、シムボジウムが空前の盛り上がりになったというのは、どうも皮肉であった。

『記録と史料』第五号（六十九頁）に紹介された状況はこのようなものであるが、当館公文書課に配属の教職出身の二人の職員には、公文書課の中核として抜群の力を発揮してもらっているのに、歴史専攻者不要論なんぞ唱えるべき必要はいささかもなく、私の頭のかではその必要性は当然の前提として話ただけであったのだが……。

ところで、日ごろ批判精神豊かな人々でありながら、国が養成制度を設け産出してくれるというアーキビスト（本当はその卵）についてだけは、なぜか無条件に信頼を寄せ、こういう卒業生を採用もしないで運営されている館は、まるで半人前の仕事しかやれないみたいな発言をしてくれる方々を見受ける。

一方、六年前まで本庁の文書担当として公文書館問題に側面から携わっていたころの私は、学者先生から受けた欧州諸国のアーキビストの説明紹介から、まるでスーパーマン的幻像を描き出していて、日本でもそのような専門家が生産されるのだと思ひこんでいた。

ところが平成五年度公文書館長会議にオブザーバー出席し、研究会報告書の概要を聞いて初めて自分の錯覚に気付き、大いにショックを受けたものである。そこで、前述のような発言をされる方々は、察するところ大部分平成四年度までの自分と同じような状況に置か

れているのであろう、こういう思い入れがそもそもその発言の動機であった。それゆえ、アーキビスト神話という表現を用いてみたのである。

断っておきたいが、私はアーキビスト養成の学問や、その修学課程が不要だなどといっているのではない。図書館学に大学四年課程が必要なら、アーキビスト養成課程には必要な学問の範囲からいって、修士課程ぐらい当然だと思ふ。ただ学問習得の効用は、人生の長い期間にじわじわと効き目をあらわして来る堆肥みたいな効果を期待できることに本質があるので、即効的な技能的な習得は、学校課程では従たらざるを得ないのであろう。したがって、行政に学卒者も珍しかった時代ならともかく、修士課程卒業者が特別な存在でもない現代の行政の職場に、いきなり専門家として特権を付与するような採用処遇をすべきだというのは、単純にすぎる論であらう。

これまでのアーキビスト論の主流は、タテ型組織を基本とする日本の役所のなかに、独自の権限をもった専門職や研究職をおくことには、検討されなければならない問題点がいくつかあるはずだというところに、気が付かない立場の人々からの発言が主になってきているところに特徴があると思う。

即ち、ヨーロッパのような単能工的社会風土で必要とされてきた制度が、日本のように職場のなかでの職種転換など当たり前みたいな社会の中でも、本当に必要であるのか。アメリカ社会のように、トップや専門職の権限が大きく巾をきかし、周りがこれに異議を唱

えないで従う習慣が定着してきている社会が生み出してきた制度が、

たのだが、真意を理解されるにはまだ唐突だったようである。

タテ型組織の協同性を武器にしてきた日本の行政組織のなかでもう
まく機能し、定着する可能性が大きいものなのか。あるいはまた生
みだされている文書資料の質や量に、大きな差異がないのかどうか。

こういう社会風土の違いから、ないしは組織を運用する側からの検
討は、まだ国の研究会報告書でも取り上げていない。それゆえ、私
は前記シンポジウムの中で、国の研究会メンバーに受け入れ側であ
る地方館の代表が一人も加わっていないことに異議を唱えてみたの
である。

もう一つの発言動機は、現代の公文書が明治から戦前までのそれ
とは異なって、そのまま読んでもいきさつがよく分かるように、史
料向きにはつくられてきていないということについてである。それ
は、豊富な戦前公文書に接する一方で、日々生産されていく現代の
公文書を、本庁文書担当としてチェックしてきた自分も大いに感じ
てきたことであった。

こういう現代公文書の欠点は、古参の行政マンであつたら書面に
出ていなくても裏の事情が読めるところがたくさんあるわけで、そ
んな紙面から欠落している情報を読み取る手法を、研究者にも使え
るような手法に定着させていくには、行政職の古参者の活用が大い
に必要なのではないか。また、県行政のそれぞれの分野のOBの頭
にだけ残されている歴史のひだ情報をも、大いに視野に入れていく
必要があるのではないか。こういう試行的な行政OB必要発言であつ

(公文書館次長 すぎき つよし)

「野上文書」の研究

——秋田藩教学史料としての位置——

加藤 民夫

はじめに

- (一) 野上文書の概要
 - (二) 野上陳令・陳孝の家系と経歴
 - (三) 学館史料の特質
 - (四) 「野上文書」に連なる史料
- 結びにかえて

はじめに

平成五年六月三十日、当館開設に当たって県立秋田図書館より大量の古文書群が正式に移管された。その文書群は佐竹文庫を始めとし、二十六群に分類されて当館貴重文書書庫に配架されている。

ところで、その文書群の名称は○○(家)文書、○○(村(町)文書、○○(文庫)、○○(資料)の四種に使い分けられているが、それらについての明確な規定は見られない。ただ、「文書」と「文庫」の区別は、原則として前者が所蔵者に伝来する文書のみで刊行本を含まな

いのに対して、後者は所蔵者の収集にかかる広範囲に及ぶ多様な文書と刊行本を含むものを指すのである。また、「資料」は内部にいくつもの文書群を雑多に含む未整理のものをいうのである。

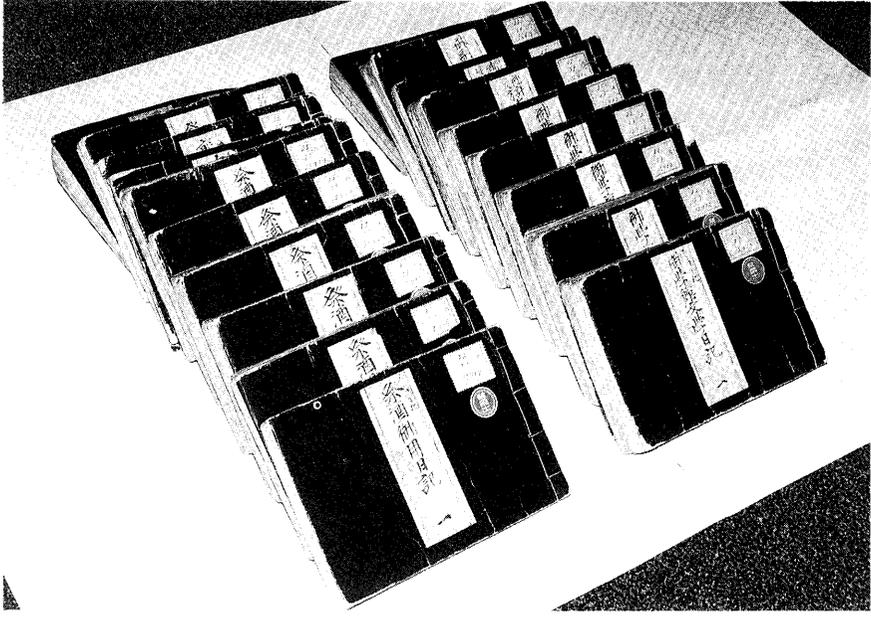
本稿でとりあげる「野上文書」は、混架資料の未整理文書群のひとつである。したがって、この文書名称は図書目録上はまだ存在しない仮称なのである。その名称は明治四十五年六月二十八日、当時の秋田図書館が野上ハツ氏より購入した一連の文書群に由来する。購入についてはその一冊に「寄贈」の文字があるところから、目録のすべての冊子に価格が明記されているとしても、それは評価額とみなすべきとの解釈も可能である。しかし、かなりの実物冊子に購入年月日の印が押されており、やはり購入と考える方が自然であろう。

さて、野上文書はこれまで一連の文書群として意識されることなく、明徳館(秋田藩校)の職員であった野上陳令・陳孝父子の記録として個々がバラバラに『秋田県史』や『秋田県教育史』等に部分的に引用されてきた。しかし、そのような利用だけではこの文書

群の真価は十分生かし切れないと思われる。そこで、この機会に野上文書を体系的に整理し、関連史料を含んだ一つの文書群としてその性格を明らかにすることは、今後の有効な利用のために不可欠の作業と考えられる。とくに、その代表的史料である学館関係史料に照明を当てることによって、秋田藩教学史料における位置づけを試み、以後の文書群研究の端緒としたい。

なお、本文中史料名に続く(一)内の記号及び数字は、とくに説明がなければ野上文書の史料請求記号であることを付記しておく。

〔 写 真 〕
「野上文書」群の書架とその代表的史料



(一) 野上文書の概要

最初に野上文書の成立過程から見てゆこう。その起点は明治四十五年の図書館台帳への受け入れにあることは言を俟たない。受け入れ当初は二十五函に三十三点(六十六冊)、二十九函に四十点(四十三冊)、都合七十三点(百九冊)の史料が台帳(台帳番号一三、四〇九番〜一三、四八一番)に記載され、配架されたのである。それから八十年を経過する中で、登録番号一三、四四三 一三、四七二 一三、四七二 一三、四七四の四点四冊を欠くことになり、平成五年、六十九点、百五冊が公文書館に移管されたのである。

ここで、文書所蔵者であった故野上ハツ氏の先祖、すなわち、この文書群を後世に書き残した野上陳令とその養子陳孝の存在について若干ふれてみる。

野上陳令

まず、三浦匠三著『古今 秋田英名録』^[1]の記事を原文のまま引用してみる。「〔漢学〕」野上氏、通称国佐、東蔵字は安民、又子民と称す、別号楢山・自得・千秋園、古香庵、陳令家塾を好古堂といひ武道を能くせり、楢山の別号は楢山すなわち金照寺山に隠宅を構へしより出で、寛政五年明德館勤番となり七年五月六日權でられて江戸に上がり武藤礼治等と共に山本北山の門に入る、勤学すること四年帰りて明德館教授となり天保四年十月評定奉行兼町奉行を命ぜられ十二月評定奉行上席に列し明德館祭酒となる、又提学として大

館、十二所、松山、角館、湯沢、横手等の諸郷校に出張して学生を薫督す、在職すべて五十八年藩主功を賞し俸禄を増し金品を賜ふ事十数回に及ぶ家塾の学徒数百人に達し武道は天流兵法並に柏木流の師範をなす門弟二百六十余人弘化三年二月二十五日歿す墓は金照山^[2]これが比較的早い時期の野上陳令に関するまとまった略歴である。

昭和四十九年刊行の『秋田人名大事典』もこの内容をほぼ踏襲している。しかし、新たに「築地南横町生まれ」「寛政元年大番のち藩校勤番」「山本北山に二年半学ぶ」「天保五年私塾興進堂を開く」「門下生に根本通明、斎藤魯堂らがいる」「墓碑金照寺山にあり、戒名楢山院殿文武達道居士」「野上の日記は秋田図書館が収蔵」といった内容が追加補正されている。そして、末尾に参考文献として『秋田名家墓碑文』^[3]『秋田名士小伝』^[4](いずれも現在当館所蔵)をあげている。

これらの記事の事実関係は次節でふれるとして、その情報源は大部分「野上先生墓誌銘」(宮野吉松編『碑銘集』一、A 280-81-1)によっていることは明らかである。それにつけても、野上氏の家格もきちんとした系図が見つかっておらないため不明なことが多い。家宅が楢山築地ということからみて、久保田の下級藩士の家柄とみてよからう。

もし、九代藩主佐竹義和を中心とする藩政改革とそのバックボーンとしての学問興隆の潮流に出会わなかったら、野上陳令は藩政史上目立った役割を果たすこともなく、平凡な一藩士として歴史に名

を残すこともなく消えて行ったことだろう。いずれにせよ、彼が学館教授並武藤礼治とともに寛政七年六月江戸勤学を命ぜられたところが、将来の学館祭酒にまで栄達する契機となったことは疑いのないところである。彼の学才が生かされる時代が到来していたのである。

野上陳孝

今日まで彼についてのまとまった略伝はない。従って養父に比べてきわめて知名度が低い。いかに幕末が騒然たる世とはいえ、詰役に任ぜられた天保七年から学館教授並になる嘉永二年までの約十二年間の記録を欠くのもその一因であろう。しかし、慶応三年には学館詰役支配の要職に昇進したわけであるから、決して不遇な一生だったわけではない。とくに彼が残した嘉永二年以降の記録は、学館運営の中核にある者の記録だけに貴重である。今後十分研究に値する人物である。本稿でも諸史料を駆使して、可能な限り彼の実像に迫ってみたい。

次に野上文書をその内容別に分類することに移ろう、まず、全史料六十九点の内訳であるが、陳令関係分が四十九点（七十一冊）で総数の71%（68%）を占め、陳孝関係分は全体のほぼ30%であることがわかる。また両者の史料を用務から分析すると次のA、B、Cの三つに分類できる。

- (A) 学館での御用記録や廻在の日記等がこれに該当する。
- (B) 御評定方奉行や御副役等の教学以外の用務日記類。

表 1 野上文書の分類比率

	陳令関係分	陳孝関係分	全 体
A 教学関係 記録	9点 (19) 冊 18% (27) %	8点 (15) 冊 40% (44) %	17点 (34) 冊 25% (32) %
B 教学以外 自筆記録	12点 (24) 冊 25% (34) %	10点 (17) 冊 50% (50) %	22点 (41) 冊 32% (39) %
C 用務上の 付帯記録	28点 (28) 冊 57% (39) %	2点 (2) 冊 10% (6) %	30点 (30) 冊 43% (29) %
合計	49点 (71) 冊 100% (100) %	20点 (34) 冊 100% (100) %	69点 (105) 冊 100% (100) %

それに対して陳孝の場合、Aのみで40%（冊数44%）、Bを加えると実に90%である。Cはわずか二点に過ぎない。これは職歴の幅の狭さと無関係ではあるまい。さらに二人を総合するとA、Bの点数比率が57%であるにもかかわらず、史料冊数にの比率は71%に達する。これはA、Bの日記類は三、四冊で一点であることによる。

(c) 職務遂行上参考資料として備えた他筆のものを含む覚・控・留書群。
その具体的状況を表1に基づきのべてみる。陳令の場合、点数ではCの比率が57%と高いが、冊数は39%と意外に低く史料数量ではA、Bの占める割合が61%である。これは陳令の経歴が多彩であったことに起因する。

(二) 野上陳令・陳孝の家系と経歴

野上氏の家格を知る手がかりとして、まず秋田藩の侍分限帳について検討してみる。さて「正徳四年分限帳」から「慶応元年分限帳」まで抜き書き整理すると表2のようになる。

- (1) 野上藤左衛門は禄高四十石の武士である。この人物は安永三年(一七七四)生まれの野上国佐(陳令)からみて曾祖父に当たると思われる。
- (2) 野上藤四郎は享和元年(一八〇一)に死去した藤左衛門(国佐の父)と同一人物と考えるには年齢的に無理がある。やはり国佐の祖父とみるべきであろう。

- (3)(4)(5) 野上国佐その人である。四十石余の禄高からスタートし、加増を重ねその晩年には初期の三倍近い百二十五石余に達したのである。これは彼が学館教授から御財用吟味役、御副役、評定奉行等を歴任し、最後には明徳館祭酒にまで栄達したことによるものである。全く才能による一代の出世と言えよう。

- (7) 野上東四郎(陳孝)は局住で学館教授を務めた野上栄之進の別名である。国佐の養子(実は甥)となり、さらに二十石余の加増をうけて慶応三年には御学館詰役支配にまで出世し、明治を迎えるのである。その居宅は築地横丁であった。

次に国佐(以下陳令を若干の例外を除きこの名前でも統一して記述する。)及び栄之進(以下陳孝の名前も同様これに統一する。)の家族関係を確かめる作業に入りたい。幸いにも当館の郷土資料群の

表 2 野上氏の禄高の変遷

人	名	石 高	典 拠	請 求 記 号
(1)	野上 藤左衛門	40.000	「正徳四年分限帳」	A317-3
(2)	野上 藤四郎	32.000	「元文四年分限帳」	A317-88
(3)	野上 藤藏	49.772	「文化八年分限帳」	25-106
(4)	野上 国佐	85.802	「文政八年分限帳」	庵-576
(5)	野上 国佐	105.802	「文政十三年分限帳」	A317-89
(6)	野上 国佐	125.700	「嘉永元年分限帳」	庵-573
※	教授 野上 栄之進 (局住)		「嘉永六年諸役帳」	AS317
	御学館詰役並 野上 三太夫		〃	-117-1
(7)	野上 東四郎	148.916	「慶応元年分限帳」	A317-5
	野上 (?)	28.204	〃	
※	築地横丁住			

中に「野上陳令書簡帖」(A 289-211-1)が残されており、その解明に役立つのである。とくに末尾に載せられている二種の「親類覚」が重要である。その一つは年号欠であるが、国佐の実弟軍蔵が蟹澤家に養子中のものである⁽⁶⁾。他の一つはここに掲げる史料である。

親類覚

弟 高垣新兵衛、 叔母 武石案兵衛母、 妹 伊藤七十郎妻、
 母方祖父 皆川文右衛門、 母方叔父 皆川文右衛門、 同 笹
 村兵左衛門、 同 八代惣兵衛、 同 林勝右衛門、 従兄 佐
 藤清右衛門、 同 笹森寿貞、 母方従弟 皆川伝五郎、 同
 笹村平四郎、 同 八代惣助、 母方 従妹 小貫早太妻、 右親類
 池田才兵衛、 祖父家本 池田新兵衛、 祖母家本 渡部李兵衛
 同 川井彦左衛門、 先妻家本 片岡又左衛門、 妻家本 川井
 源助

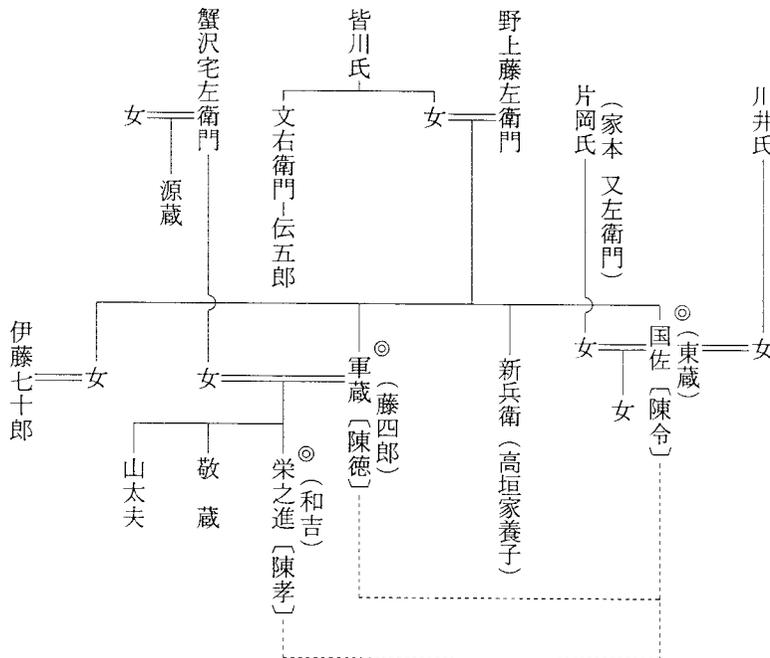
右之通御座候 已上

十二月廿四日 野上東蔵

この年月日は、この後にのべる実弟軍蔵を養子先蟹沢家から取り戻すにあたって提出したものと考えれば、文政三年(一八二〇)十二月二十四日と推定できる。この史料に『野上先生墓誌銘』の記述を勘案して野上氏系図を復原すれば図1のようになるであろう。

祖父の家本池田氏、祖母の家本渡部氏をはじめ、父方の佐藤、笹森、母方の皆川、笹村、八代、林の諸氏は叔父、従兄弟として野上国佐にとって影響をうける存在である。また、先妻家本の片岡氏、

図 1 野上氏系図 (関連史料により復原)



妻家本の川井氏は姻族として深い交流があった。ところで国佐の悩みは後継ぎの男子のいないことであった。そのため弟軍蔵を養子先から呼び戻す手段をとった。その間の経緯を示

す史料として軍蔵の養父蟹沢宅左衛門の口上書を掲げてみる。

「口上 私義去辰年中野上東藏実弟軍蔵養子仕候所、東藏義実子無之ニ而軍蔵取戻養子仕度、去十二月中願申立此度願之通被仰付、於私茂難有仕合奉存候、然は軍蔵実子和吉今年十二ニ罷成候、嫡孫之事故承組可奉願候所、生得虚弱ニ而往々御奉公之見詰無之、仍之私実子源藏今年十六歳ニ罷成候、嫡子ニ被仰付被下度奉願候、尚和吉義は東藏方ニ而貰置養育致度段願御坐候、公辺御障も無御坐候ハ、願之通被仰付被下度奉願候、右之趣宜様被仰上被下度奉存候 以上

二月 蟹沢宅左衛門

右之外親類方も添書差出」

このほかに、同時期の口上書が三通（一通は軍蔵が提出したもの）ある。それらを総合してみると次の点がはっきりする。

- (1) 寛政八年（一七九六）蟹沢宅左衛門は男子がなかったために、国佐の実弟軍蔵を娘婿に迎えた。
- (2) ところが、十年後の文化三年、宅左衛門に実子源藏が誕生した。また、その四年後に今後は軍蔵の子和吉が誕生した。
- (3) 文政三年（一八二〇）男子のない野上国佐より軍蔵を養子に取り戻したいと願いが出され許可された。
- (4) 翌文政四年、宅左衛門は実子源藏（当時十六歳）を嫡子に願い出ると同時に、和吉（当時十二歳）が体質虚弱で蟹沢家の後継ぎにはふさわしくないので、国佐が引きとり養育すること

とで話し合いがついた旨を届出て許可された。

以上の経過から、軍蔵、和吉親子は最終的に野上国佐の養子になったことが明らかになった。やがて和吉は甥ながら国佐の正式の養子となる。彼が御小姓として出仕するのが文政八年であるから、野上家に入ってちょうど四年目の十六歳の出仕ということになる。和吉はやがて榮之進と名を改め陳孝を号とすることは言を俟たない。これで陳孝の不明であった誕生から出仕に至る経緯が明らかに出来たと思う。

今度は陳令・陳孝の経歴について考察してみよう。

野上陳令

まず最初に彼の「日記」（全二冊、29―197）を手がかり分析を進めてゆくことにする。この「日記」は寛政六年十月から文化七年七月に至るもので、原本の五冊を合わせて二冊にしたものである。内容は国佐が御学館勤番から江戸勤学を経て御学館教授に任命された頃の記録である。第二冊には「勤番にて江戸勤学日記共」、第三冊には「勤番并無役中教授日記共」、第四冊は「教授日記」、第五冊「教授より吟味役迄日記」とある。国佐が学館勤番に抜擢されてから、急速にその学才を認められてゆく過程を示す注目すべき日記である。

日記の冒頭は簡略な漢文体で始まる⁷。それでは年代を追いながら野上国佐（藤藏）の歩みを確かめてみる。寛政六年九月二十七日彼

は後藤、石井、岸、豊田、芳賀、黒沢、館岡、川又らと共に勤番支配に呼ばれ、学館勤番の任期更新を申渡された。この際に信太、増田、関口は退任となった。学館内での日常生活で時折特筆すべき記事はその都度書き上げている。たとえば「下田生為孝生、以其俊秀也、命曰尔以非士不得入幸、特嘉其俊秀、以殊於衆云」（寛政6・10・3）とあり、士分以外でも俊秀であれば学館の学生に加えられることが明白となる。其他、祭酒、文学、助教の講釈や当直のこと、さらには同僚の動静など日記記事が圧倒的に多いが、これは省略する。

「廿九日雨、与鈴木氏当直、助教先生以督学于大館講釈止」（寛政7・3・29）といった制度上見逃せない内容もある。助教小野岡織江が大館に督学に出かけたという記事である。すなわち、督学が寛政六年に連続して実施されていることがわかる。しかし、寛政七年で最大の記事は、彼が武藤礼治（教授並）と共に学館に呼び出さるよう命じられたことである。（寛政7・5・6）いわゆる江戸勤学の宿命である。以下、同年六月七日の出発まで約一カ月は、身辺整理や親戚友人への挨拶まわりで忙しい毎日の様子がいきいきと記されている。

江戸に着いてからは「廿六日晴 巳牌候處平州先生へ罷出候處、病氣ニ而対面不致、塾長鷲津貞助へ面談罷帰申候」（寛政7・6・26）のように高名な儒者細井平州をはじめ、多くの人々への面会が

続いている。日常は「十二日晴 夕過医者へ罷出、直々蔵前浅草通へ逍遙」（寛政7・8・12）「十一日晴 夕過日本橋風池堂へ罷越、筆墨求候、文内子へ下ス」（寛政7・9・11）「十一日薄陰 芝泉岳寺義士之開帳へ罷越候、直々丸の中大名屋敷見物仕候」（寛政8・4・11）など外出も多く、久保田城下で味合うことのできない刺激に満ちた日々がそこにはあった。勉学の方は山本喜六（北山）について精進したものと思われるが、日記の後半は殆んど国元の親戚、友人との文通記事が中心で、学問の具体的内容は明らかにできない。

寛政十年、彼は帰国の年を迎える。六月には鎌倉、江嶋、金沢八景を見物している。そして十月十六日「朝五ツ時立、軽和野々雨ニ逢候、和田へ参候所日已暮、夜五ツ時過着仕候、途中中医王院小路へ立寄候」とあり、どうやら久保田に到着したのである。翌日、皆川文右衛門を通じて親の看病に帰った旨を勤番館岡永治と平沢源蔵をもって学館に届け出た。一方町内へは回文をもって知らせている。その後は師の北山先生をはじめ塾の仲間だった人々に次々と書状を送り、無事帰着してことを報告している。この年の十一月十九日には、勤学が三年四カ月に及んだ理由を「江戸勤学御訴訟願」という形で学館経由で組頭宛に提出している。

さて、寛政十一年九月をもって国佐の勤番は隙明（任期終了）となった。そして勤学金の一部である銀二百三拾三匁三分八厘の返還を行っている。（寛政11・12・16）その後、彼は依然師の山本北山

との文通を続けている。また、父の病状を気遣いながらも、祭酒の御講釈を拝聴したり（享和1・1・17）「元禄年中指出候系図写」の拝領を御記録所に願ひ出て（享和1・2・14）借り受けたりしている。（同年2・19）勉学の体制はそのまま維持されていたのである。

享和元年三月四日、病氣療養中の父藤左衛門が死去した。その後送葬、法事と慣例通りの儀式を行い、五月廿二日に至り五十カ日目を迎えた。この日御番頭酒出金太夫より「東藏義、親家督無御相違被仰付、式人扶持御給銀式拾式匁五分被召立候」との連絡があり、東藏（陳令）は藩から正式に家督相続を許され、野上家当主となった。同年七月二日には、湊大坂御下シ物調御用を命じられ、翌日湊町に向いている。ここにも、学館で学んだ勤番は新しいタイプの官僚として即戦力を期待されていたことがわかる。さらに十月六日「御学館へ罷出候所、井口亘 高橋重兵衛中坐ニ而石井文藏 拙者召出シ、藤十郎殿被仰渡候ハ、各御学館教授被仰付候、尚御役料ハ同役並ニ被下置候、則御礼申上候」とあり、待望の学館教授の地位が得られたのである。¹⁰⁾

この辺から実務の忙しさのためか、日記の内容はぐんと簡潔になってくる。しかし、さすがに享和三年十月廿一日、藩主義和による直筆の書付と学問興隆に関する御条目及び執達の到着については詳細に写しを載せている。文化四年に入り、ロシア船の蝦夷地進出が懸念されるようになると幕府は奥羽諸大名に対し蝦夷地警備の分担を

指令し世情は騒然となってくる。国佐の日記も五月十二日屋形様（義和）が急遽江戸より帰着したことを記した後「同廿四日 箱館奉行羽太安芸守殿ハ此方町奉行所へ函館沖ニ異国船相見得し、尚エトロフ嶋ニ而乱暴仕候ニ付御加勢申来候」 「同廿五日 御加勢之面々陣場奉行武頭今ハッ時出陣有之、子細別冊ニ記ス」 「同廿八日 今一番頭松野茂右衛門戦士之面々引連出陣」 「六日朔日 御刀番石井永治戦士并与力士同道出陣、横手給人為出張被相登、御城下ニ被指置、学館南舎北舎ニ被指置候故、数日時之内御休日相成候」と記し、臨戦態勢に入るとつれて学館も兵舎に充てられ休業せざるを得ない状態にまで立ち至った。国佐にとつてもきわめて重大事と認識されたため「子細別冊ニ記ス」ことになった。

なお、この後の国佐の動向はこれに続く日記類で判明するが、ここではとりあえず諸記録をもとにまとめた経歴の一覧を表3として挙げるにとどめたい。

野上陳孝

蟹沢和吉（陳孝）が父軍蔵と共に野上家に入り、その四年後の文政八年に十六歳で御小姓として出仕したことは前節でふれた。しかしその時点ではまだ栄之進と改名していない。それでは出仕以後の彼の動向をその日記を中心に考察してみよう。

まず「御小姓日記」（29―184）の記事を追ってみる。御小姓になってわずか二カ月の文政八年七月一日、実父蟹沢宅左衛門の病死にあつ

表 3 野上陳令の経歴

安永	3.	10.	8	出生、名は東蔵
寛政	1.			大番に任命される
〃	5.	7.	7	御学館勤番に任命される
〃	7.	6.	7	教授並武藤礼治と共に選ばれて江戸勤学を命じられ出立
〃	10.	10.	16	3年4カ月の留学を終えて久保田に帰着、勤番に復帰
享和	1.	10.	6	御学館教授に任命される（～文化6. 6）
文化	6.	6.	5	御財用吟味役に任命され、能代在番となる
〃	8.	12.	20	銅山方吟味役に任命される
〃	10.	7.		吟味役にて箱館出張
〃	11.	1.	14	再び能代在番となる
文化	11.	5.		御副役に任命され、能代方御用を兼帯（～文化12. 6）
〃	12.	6.		御評定方奉行に任命される（～文政5. 5）
〃	13.	1.		町方御用を担当する
文政	2.	3.	11	御学館御用係兼帯となる
〃	4.	5.		御国目付衆御用を担当する
〃	5.	5.	16	御学館文学に任命される（～天保4. 12）
〃	5.	9.	12	友千代様御授読係を担当する
天保	4.	9.	25	御町奉行助力に任命される
〃	4.	11.	1	御評定奉行に任命される（～天保8. 7）また御町奉行兼帯となる（～天保4. 12）
〃	4.	12.	9	御学館祭酒に任命される（～弘化3. 2）
弘化	3.	2.	25	死去、享年73歳

ている。

「 寛 政

私儀、蟹沢宅左衛門嫡孫ニ而実父藤四郎実家国佐方立戻養子被仰付候砌、私義宅左衛門承組可奉願處、生得虚弱ニ付、宅左衛門実子源蔵嫡子ニ願申立、私儀国佐方へ貰受養育仕候、其後全快仕候ニ付、国佐嫡孫ニ願申立候所被御聞置候、然者今期日宅左衛門病死致候間、実父祖父三十日之半減十五日之忌可申受候也、右伺申上候 以上

月 日

野上和吉

ここで注意を要するのは、形式上は和吉が国佐の嫡孫として位置づけられていることである。しかし、血縁上は伯父、甥の関係であり、日常生活では養父子と同様であった。本稿では生活上の実態に基づき養父子として取扱うことで統一してあるので御涼解いただきたい。

なお、この史料に続く記述から母方の祖父蟹沢宅左衛門の喪に服し、従来通りの交際が続いていることがわかる。天保二年（一八三二）には二十二歳にして学館勤学を命じられている。（10・29）さらに同年には息子を病死させている。（11・17）その二年後の天保四年三月には病弱な母の看病を理由に、勤学の辞退を願い出て許されている。そして翌天保五年には実弟敬蔵にわずか十五歳の若さで先立たれている。（3・16）この時期、陳孝にとっては、家庭的に

暗くて不安定な日々が続いたものと推測される。

しかし、「書記詰役日記」(29-185)の時代に移ると変化が生じてくる。

「一、四ツ時出勤致候處、評定處より急御催促ニ而罷出候、御評定奉行清水新太郎御副役根本鉄藏中坐候ニ而、御用番茂木筑後殿被仰渡候は、相沢勘助代詰役並被仰付候趣被仰渡候」(天保5・7・5)とあり、二十五歳で学館詰役並となったのである。これは祭酒の地位にある養父陳令と職場を同じくすることを意味する。精神的にもかなり充実してくる。

次の「教授並教授日記」(25-42)になるとさらに勤務に余念のない時代を迎える。

「一、当十二日御評定所より御催促ニ候得共、痛風ニ付実弟山大夫指出候所、出勤之上可被仰渡趣ニ付今日出勤致候所、御評定奉行信太慶之助御副役大山学助中坐ニ而、伯耆殿被仰渡候趣ニ而、畑隆太代教授並被仰付之旨被仰渡、即御評定所へ御礼申上候所、老中御達被成候(中略)

同役左之通

教授 今泉八右衛門 江間貞八 斎藤良吉 西宮豊太

長山時太 畑隆太

同並 北村弥三郎 相沢勘助 牛丸重左衛門 磯野貫一郎

白土右門 拙者」(嘉永2・2・20)

この史料でわかるとおり、弘化三年(一八四六)父陳令の死後三

年にして、四十歳で教授並に就任できたのである。父の二十八歳に比較すれば随分遅い感じもするが、生来の病弱と父が祭酒として頑張っていたことを考慮に入れると妥当なところであろう。なお、この後の経歴については、諸記録をもとに整理し表4として掲げる。

表 4 野上陳孝の経歴

文化	7.	蟹沢軍蔵の子として誕生
文政	4.	野上東蔵に引き取られ養子となる
〃	8. 5.	御小姓に任命される(～天保5. 5)
天保	5. 5. 6	御学館書記に任命される(～天保6. 7)
〃	6. 7. 5	御学館詰役並に任命される
嘉永	2. 2. 20	御学館教授並に任命される(～嘉永5. 7)
〃	5. 7. 6	御学館教授に任命される(～安政6. 12)
万延	1. 7. 5	御学館詰役支配見習に任命される(～文久2. 12)
文久	2. 12. 12	御副役に任命される(～慶応3. 11)
(文久	3. 6	憲諒院様御忌御法事御用係を担当)
(〃	3. 8	御上京御用係を担当)
(〃	3. 10	御刑罪係を担当)
(元治	1. 5	江戸御用係を担当)
(〃	2. 4	江戸詰となる)
(慶応	2. 3	江戸詰にて御上京御用係を担当)
(〃	3. 4	若殿様御初登城ニ付御用係を担当)
慶応	3. 11. 22	御学館詰役支配に任命される(～明治2. 5)

〔三〕 学館史料の特質

さて、野上父子の全体像を見てゆく上で前節の経過が示すような両者とも勤番（詰役）、学館詰役支配、教授、文学、祭酒など学館の重要な任務にあつたことに気づくであろう。これを史料に即して整理すると表5のようになる。

これらのすべてについて論ずるのは紙数上不可能であるから、I h「下筋督学御用記録」（野上陳令）とII e「提学日記」（野上陳孝）の二つに絞って論じてみる。

A 「下筋督学御用記録」（29—194）

督学と提学の定義はすでに学館首脳部（祭酒、文学、助教）による郷校巡回を「督学」と呼び、学館教授が定期的に毎年行い郷校巡回を「提学」と称すると規定済みである。

野上国佐が文政五年（一八二二）五月、文学に就任したことは前節でみたとおりである。従って、彼が文政八年二月十三日に出足し、同年五月九日に帰着した下筋督学の記録は、まさに督学の条件を満すものであろう。しかも、その一部始終を知る上でこの記録は現在唯一のものである。

それでは内容に移ろう。まず文政七年八月四日

「一、昨三日御評定所役前国安又左衛門吉川忠一郎が今四日御年寄衆被仰含候御用有之候故、出勤可致之旨申来、登城致候所御用番小瀬又七郎殿御列席石塚主殿殿ニ而、此度下筋督学御用被仰付

表 5 教学関係史料の構成内容

	史料表題	点(冊)	記載年代	請求記号
I 陳令 関係分	a 日記	1(2)	寛政6. 10～文化7. 7	29-197
	b 役前日記	1(1)	文化12. 9～文政5. 4	29-164
	c 日記	1(1)	文政4. 5～文政4. 7	29-162
	d 記録	1(1)	文政9. 12～天保12. 12	29-163
	e 御学館係御用記録	1(1)	文政2. 3～文政5. 4	25-57
	f 友千代様御授読日記	1(1)	文政5. 9～文政6. 3	25-26
	g 御学館文学日記	1(5)	文政5. 5～天保4. 12	25-29
	h 下筋督学御用記録	1(1)	文政7. 8～文政8. 5	29-194
	i 祭酒御用日記	1(6)	天保5. 1～弘化3. 2	25-31
II 陳孝 関係分	a 御小姓日記	1(1)	文政8. 5～天保5. 5	29-184
	b 書記詰役日記	1(1)	天保5. 5～天保6. 12	29-185
	c 詰役日記	1(1)	天保7. 1～天保7. 12	29-186
	d 教授並教授日記	1(3)	嘉永2. 2～安政6. 12	25-42
	e 提学日記	1(2)	嘉永5. 7～安政7. 9	25-44
	f 日記	1(1)	嘉永7. 1～嘉永7. 8	25-41
	g 詰役支配見習日記	1(3)	万延1. 7～文久2. 12	25-58
	h 御学館詰役支配日記	1(3)	慶応3. 11～明治2. 5	25-47

候趣被仰渡候、右畢而高橋小平仙北筋督学被仰付候」

とあり、野上国佐、高橋小平兩名の督学が藩庁から伝達されたのである。これは文化十三年、北村平四郎（詰役支配）が仙北筋の督学を行つて以来、実に九年ぶりの実施であった。但し、詰役支配ながら高橋小平が起用されたのは、助教糸井伊兵衛の病気が全快しないためで、北村平四郎の前例にならつたまでのことである。

次に決定から出発までの経緯を記録から整理すると次のとおりである。

(1) 八月四日、督学の付添教授の決定を願ひ出る。政務所は教授は年々回在（提学）があるから、教授並から吟味して選ぶように指示を与える。学館内で協議の結果、根本鉄蔵と川井龍蔵に決定する。

(2) 八月五日、根本鉄蔵が野上国佐の付添に決定する。

(3) 八月九日、野上、高橋兩名は簡条書にて左記の上申を行う。

一、先年督学罷越候節、講釈致者も有之、不致者も有之候得共、講釈は致事ニ申合候事

御賞被下候事

一、諸生共学業試方之次第并試之上、其願寄銀子拾匁以下筆墨紙等節之先例も有之候故、賞金百疋宛被下候事

以上三力条につき御用番小瀬又七郎、御列席石塚主殿の許可を得る。

(4) 同じ八月九日、評定所より大館、十二所、松山の屋敷番、能代奉行へ野上国佐、根本鉄蔵の督学実施の通達を行う。

(5) 回在の費用として一カ月につき藩御当用より百五十目（但し一カ月分は借上）、学館より百目ずつ、外に勤行物入について二百目を学館が支払うとの連絡がある。

(6) 八月十二日、大館、松山屋敷番へ督学の際、大夫休息の間を詰所に借り上げる旨伝達する。

(7) 八月二十二日、総裁より校中一統に対し「被仰渡書」が次の内容で布達された。

「御先代様ニおゐて、御学館并諸郷校御造立、数多之学官を被立置、御家中御取立被成置候厚き思召之義は、前以被仰知候通候、每郷之学官当職教導之義ハ勿論、御本館も年々提学教授被差越御取立被成置、尚又折々学長督学被仰付、学業之成功を御吟味被成置候義ハ、一統心得仕候通之所、去ル子年北村平四郎被相廻候以来、年数も程立且明年は御入部之御年柄ニ付、御取調之旨も有之、野上国佐
高橋小平督学被差越候間、何も被得其意数年之功業相顕し、猶も出精専要之事」

以上の内容からも、翌文政八年の藩主義厚の帰国まで、学問の興隆を確固たるものにした意図がはつきり読みとれる。

(8) 同八月二十二日御膳用方より筆、墨、半紙、蠟燭などの支給について連絡がくる。

(9) 八月二十四日、高橋小平が上筋（雄勝・平鹿・仙北）督学に出

発する。

以上(1)～(9)の経過を経て、はじめて督学の第一歩を踏み出したことになる。ところが、野上国佐自身はどうかと言うと「閏八月九日、先日小平出足御届登城之間、老中拙者様子御尋ニ付、早速出勤無覺東申上候所、左候ハ、督学は来春被致候而可然御咄ニ付、小平右之段総裁へも申上候所、此間総裁内々御拙ニ 来春ニ延願申立可然替多門へ被仰ニ付、尚六日多門罷越申聞候故、拙者も表向願申立候事ニ而ハ、御役とも如何故、内々総裁迄願申上総裁も老中へ被仰上、上り病状形被及御聞、回在来春迄被延置趣被仰渡被下置趣」を申し出て許可されている。そして病氣届により保養休暇に入ったのである。

明けて文政八年二月十三日、国佐はいよいよ督学に出発した。⁽¹²⁾以下その経過をまとめると表6のようになる。一見してわかるように督学の実施には一つの型式が出来ている。

- (ア) 所支配を訪問、被仰渡書披見↓(イ) 講釈・会読日の決定↓
- (ウ) 郷校一統に被仰渡の趣を伝達↓(エ) 郷校教授以下に教導方を指示↓(オ) 講釈・会読開始↓(カ) 教授等を見舞う↓(キ) 学業御試の実施↓(ク) 御試優秀者に賞与・賜宴↓(ケ) 書院教授の伺いに回答↓(コ) 所支配への暇乞 以上が一つの流れである。

さて、松山では素読御試をめぐって、学館の方針に反し年齢未滿者の実施や、御試済の者の届けを怠った件について相談をうけた国佐は、きわめて穏便なる解決を図っている。また、孝経の講釈が規

定の三回では不定であるとの注文に応えて大幅に増している。

能代はわずか三日間ながら、給人と下代⁽¹³⁾の身分差から生ずる感情問題に配慮しつつ、平日の看書、会読は同席させる方法を実現している。

大館では所支配石見殿の子息元千代殿のために特別講義を行っている。また、町人岩沢作兵衛の八千貫寄進と引換えの永々近進並取立願いを藩庁に取次ぎ、解決まで関わってゆくのである。

十二所では目付佐藤左門の病気による御役御免を決め、さらに就学見込みのない詰役、同役各一名を解任している。そして郷校教授から提出された伺い三カ条には附札をもって回答している。

このように、その地域の事情によって生じてくる諸問題にも適切な対応を迫られたのである。さいごに督学の内容を性格によって大別すると次のA、B、Cの三つとなる。

- (A) 在方の学問・教化に関する実情視察を行うと共に、藩の文教政策の徹底につとめ全藩的統一を図ること
 - (B) 講釈や郷校教授たちへの指導、さらには学業御試の実施を通じて在方の教育水準の向上に務めること
 - (C) その他、文教政策に関連のある懸案事項を処理すること
- これを具体的内容に即してのべること、(A)には「被仰渡」の趣旨徹底や、職員の綱紀や勤務の監督、勉学の奨励、制度の整備等が該当する。(B)には講釈・会読・詩会の充実、御試の実施と褒賞等があげられる。(C)には人事処理、学館への献金問題、能代では下代の取

表6 文政8年 野上国佐 下筋督学の実状

	絵 山	能 代	大 館	十 二 所
滞在期間	20日間 (2.14~3.4)	3日間 (3.5~3.7)	21日間 (3.9~3.29)	21日間 (3.30~4.20)
	<ul style="list-style-type: none"> ○下総殿に見舞、被仰渡書入披見。 ○下総殿より素読御試の年令に達しない者の御試をしたこと、御試済みし者の届を学館にしなかったことについて内諾を求められ許す。 (28日、教授よりの書付は不要ゆえ返上。) ○講釈孝経21日、25日、29日と定める。 ○会読史記18日より隔日と定める。(以上15日) ○本堂にて被仰渡の趣を申渡す。 ○教授兩人(小沼隼太、伊藤文八郎)へ教導方を指示。(以上16日) ○督学につき、教授以下一統郊外送迎するよう大館へ指示する許可を藩庁に求める。(17日) 20日許可。 ○孝経三度では終り兼ねるので22日以降随時行う。(22日) ○詰役学業御試実施8人相済み。(27日) ○詰役3人、勤学1人御試済み。(28日) ○教授、教授見習へ見舞。 ○学業御試優秀者6名に銀子2両、2名に銀子1両4名に塵紙1束を賞与する。(以上29日) ○詩会、宴会、大夫、文学演説後酒宴。(3月1日) ○左伝会読。(3月2日) ○下総殿へ暇乞、教授より五カ条の伺あり。(以上3月4日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○能代の教授中田老之助より、改まった時を除き、給人、下代は隔席せざるよう申し出あり。(2月18日) ○下代も教授宅において勉強させる。平日の看書、会読は隔席せざるよう通達。(3月2日) ○村井文右衛門宅を宿舍とする。教授以下見舞にくる。(3月5日) ○総裁よりの被仰渡書を読み上げ、教授に渡す。 ○中庸を講釈。 ○夕飯後、教授宅で史記会読。(以上3月6日) ○夕後詩会。(3月7日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○郊外片山まで教授以下出迎え。 ○明日からの御用を通達。(以上9日) ○石見殿へ、被仰渡書入披見。 本堂において被仰渡の趣を申渡す、また、教授以下への教導方について指示を与える。 ○講釈大学12日、16日、22日と定める。 ○会読左伝2回、詩会2回、史記内会3回と定める。(以上10日) ○元千代殿御講釈願いにより大学を19日、22日、24日夕後に行うことに定める。(16日) ○詰役学業御試5人相済み。(21日) ○詰役4人学生4人御試済み。(23日) ○大館町人岩沢作兵衛より、学館、大館御校に対し7,000貫郡方へ1,000貫を寄付し、永々近進並、高三十石拝領を願い出る。直ちに学館へ連絡。(24日) ○詰役1人学生2人御試相済み。(25日) ○御試優秀者3名に銀子2両、5名に銀子1両、3名に塵紙1束、学生5名にそれぞれ賞与する。 ○詩会の後酒宴。(以上26日) ○石見殿へ暇迄長山平太夫(日置流弓師役)金子百疋を賞与する。(以上29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教授以下出迎え。(30日) ○筑後殿へ見舞、被仰渡書入披見。 ○郷校において被仰渡の趣を申渡す教授以下への教導方について指示を与える。 ○講釈中庸3日、9日、14日、史記表会5日、12日、15日、史記内会6日、11日、时会10日に定める。(以上4月1日) ○筑後殿より講釈を頼まれ7日、11日、15日に定める。(5日) ○教授見習石井伝内御役訴訟をとり下げ出勤するよう達する。 ○大館町人岩澤作兵衛の申し出は却下の旨申し来たる。(以上6日) ○佐藤佐門病気につき御役御免とする。(9日) ○佐藤佐門の後任御目付に岡本妥女を任ずる。 ○詰役、詰役仮役各1名勉学不可について御役御免とする。これにともなう人事異動を行う。(以上11日) ○詰役5人、御試相済み。(13日) ○詰役3人、同仮役2人御試相済み。 ○菅生伝治、教授見習となる。(以上16日) ○詰役仮役4人、勤学2人、御試相済み。 ○御試優秀者4名に銀子2両、5名に銀子一両、4名に塵紙1束、その他若干名に賞与する。 ○賜宴を行う。(以上18日) ○教授、目付への指示、伺いへの附礼。(19日) ○筑後殿へ暇乞。(20日)

扱ひ等がこれに該当するのである。

いずれにせよ、督学は学長（祭酒・文学・助教）の一人が現地に赴くのであるから、きわめて大きな権限が藩より与えられていたことがわかる。所支配の意向を尊重しつつも、実際は藩庁や学館の代弁者として人事、教育内容両面で大きな力を發揮している。郷校へも表文関から堂々と出入りすることが義務づけられており、その立場の重さを誇示する意図が認められる。これに対して、教授が行う提学の内容はどうであつただろうか、次にとりあげてみる。

B 「提学日記」(25—44)

提学については寛政七年がその始まりとされている¹⁴。始め春秋二名ずつ年四名の教授が八郷校を巡回したが、文政八年以後は二名の教授で四校ずつ受けもつとされるが、実態は必ずしもその通りとは言えない。

以下、教授野上栄之進（陳孝）の「提学日記」からその具体的内容を明らかにしてみたい。嘉永五年（一八五三）七月二日、野上栄之進は藩庁に呼び出され、十二所、松山六十日の提学を命じられた。同時に教授磯野貫一郎は院内、湯沢六十日の提学を命じられた。この時栄之進は教授並であり、四日後に再度呼び出され教授への昇格が決定している¹⁵。ここでは、提学の人選が先行して、提学の資格である教授の地位は後に与えられていることがわかる。

さらに、一カ月後の八月二日には回在御合力二百目、筆墨料十匁、

六十日の勤行御合力五拾目、合せて二百六十目の費用が与えられる旨伝達された。身分上の差のため、督学に比べてかなり費用は低額となつている。八月十八日、足痛を理由に駕籠の使用を願ひ出る。そして八月二十一日、いよいよ城下を出発し七日目に目ざす十二所に到着している。

十二所での講義の日程は次のとおりである。

○講釈「論語」 四日、十四日 ○会説「左伝」 六日、十六日

○御試 廿日、廿四日 ○詩会 廿六日

しかし、この十二所で大夫（所支配）を見舞（挨拶）した際の処遇をめぐって、栄之進は強い不審を抱いたのである。すなわち、控の間である溜之間で刀を預け、さらに膳番の先達で小姓詰坐敷の間で待たされたことに不満を感じたのである。大夫が不快（病氣）につき面会できなかつたこともこれに拍車をかけたと思われる。

彼は、帰ってから郷校教授らにそれを問いただしたが、一昨年、昨年もこの形式であつたというのである。それでも栄之進は納得がいかず、学館宛に間取の函面まで書き添えた内書を送って指示を仰いでいる。「何れ御返事不被下内ハ、筑後殿へ御見舞ハ扣居可申候」（9・3）の語氣に憤りのほどがわかる。

四日の講釈は不快より中止した。また郷校教授らが、次回に大夫が講釈に出席の際、初講ゆえ袴を着用するが先生（栄之進）はどうなされるのかと尋ねたのに対して「大夫上下被着候迎、拙者着可致筋無之故、上下ハ着不致候」と強気の姿勢を崩していない。ところ

が学館教授らの協議の結果が九月十一日書状で到着し、大夫見舞の形式は先例のとおりであることがはっきりし、やっと納得したのである。やはり、教授に昇進したばかりで、自分が軽視されているのではとの思い込みがこんな結果をもたらしたのであろう。

さて、滞在期間中栄之進は講釈、会説、御試などの合間を縫って結構息抜きの楽しみをもっている。たとえば、「大瀧へ入湯致八ッ過参、暮迄罷帰候」(9・4)というように大瀧温泉が近いため入湯には頻繁に向かっている。「夕後長興寺ニ角力有之罷越候」(9・11)と相撲見学したり、「教授幾之助ヲ酒式升重箱五段参候ニ付」教授以下を集め酒宴を開いたりしている。酒宴の回数は滞在中かなりの数にのぼっている。

なお、督学より権限が小さいため、人事や御試にかかわる重要事項はすべて学館へ指示を仰ぐ必要があり、書状の往復が盛んであるのが特徴的である。たとえば二人の郷校教授から郷校運営にかかわる七カ条の質問状を受け取っても、これに直ちに回答は出来ない。すべて学館に帰っての指示になるのである。(9・22)

かくして、九月二十八日には一カ月滞在の十二所を離れ、翌二十九日松山移ったのである。十月二日松山での講義の日程が次のように定まった。

○講釈「大学」 六日、十九日 ○会説「史記」 九日、十二日
十六日、廿一日
しかし、風邪のため六日からの講釈は不可能となった。「当月四

日岩館詰石川慶八右の鮑十五杯到来、同六日能代教授吉田忠郎と鴨老羽到来致候」(10・11)といった知人からの贈物がわずかに心の慰めであった。ついに栄之進は講義日程を次のように変更した。

○講釈 十四日、廿一日 ○会説 十二日、十六日、十九日、廿三日

松山では大夫の嫡子菊太郎殿が大縄織衛を師範として勉学しており、十月十八日に師を主賓に招いて内会を催すことになった。この内会に提学中の栄之進も招待したい意向が伝えられた。しかし、彼は「然者織衛事大夫之師範ニ付主立候而会を始候所へ、私御招ニハ些如何ニ存候、私事不学ながら御当所提学御用被仰付、大夫始一郷御取立ニ罷出候義ニ候」(10・16)とのべ、自分が織衛主催の内会に出席するのは筋が通らない。自分に頼む内会なら別に日を立てて欲しいと婉曲に招きを断っている。ここにも学館派遣教授の自負心が鮮明にあらわれていて興味深い。

以上のように、松山にも三十日間滞在し、十一月一日出発、同四日久保田に無事帰着したのである。

ここで簡潔に督学と提学について比較すると次のような点が指摘できるだろう。

- (1) 日 数―六十日前後で両者に差異はない。但し、提学は毎年回在あり。
- (2) 校 数―督学は上筋、下筋に分かれ三校はまわるが、提学は二校程度である。

(3) 人員—督学では学長が教授並を伴うが、提学は教授が一人で巡回する。

(4) 教導—督学では政務内容にも踏みこみ、小事は自己の判断で決する。提学は講義、御試が中心で、軽い質問でも学館の指示を待つて回答する。

(5) 待遇—督学は格式の高い学長クラスであるから、所支配の応待も丁重である。提学の教授に対しては礼儀に欠ける応接も時折見られる。但し、郷校教授以下との親交は提学の方がはるかに深い。

文政と嘉永の年代差を考慮に入れても、両者にはこれだけ大きな差異があることに気づくであろう。

以上、督学、提学を直接扱った二つの野上文書を分析したわけであるが、これは全史料のほんの一部の記録といつてよい。『秋田県史』をはじめ多くの通史に利用されている陳令の「御学館文学日記」「祭酒御用日記」、陳孝の「御学館詰役支配日記」等は、秋田藩教育学史の見地になてば、史料の宝庫と言えよう。これらの史料の全容が解明されて、始めて秋田藩の教学史は大きく前進することになるだろう。

(四) 「野上文書」に連なる史料

前節まで野上文書を中心にみてきたが、文書の系統化を図るにはどうしても関連史料にも目を向けなければならない。その史料は数多いが、まず野上氏の家系、経歴を明らかにするために第二節で用

いた「野上陳令書簡帖」(A 289—211—1)がその筆頭であろう。なぜなら、年号欠の書状控が多いとはいえ年代比定が十分可能なものを含めて、藩政史料の不足を補う意味で大切な内容をもつものが多いからである。また、陳令が榮之進に送った短い手紙を含めて、私的にも陳令個人を知る上で貴重なものがある。具体例をあげてみよう。

① 天保二年卯二月四日

「柏木流甲冑太刀打、御学館御会日は迄月々廿四日夕後之所、以来は昼之内ニ願申立相済、教授小貫太助取扱也」

彼が柏木流の太刀打師範をしていることは既に知られている。しかし、門弟については督学の際の見送り人数として記されているものの実技を行っている具体的史料は紹介されていることがなかった。その点で貴重と言えよう。

② 天保五年正月十二日

「今日内記殿山荘へ年礼ニ御出候節被仰候ハ、此間大和殿相達候菅山荘住居之義、大和殿、源一郎殿、拙者三人相揃、御前へ申上げ被御聞届候ト被仰付候ニ付、重畳難有仕合安堵仕候趣申上候」

これは野上国佐が楡山に山荘を営んでいたが、前年ここに常住する許可を藩主に求め、小野岡大和を通じて内聴に達し開き届けられるように依頼していたことを受けて書かれたものである。現在の金照寺山に常住することが公認されたことを証明する貴重な史料である。

る。

③ (天保七年)二月四日「覚」

「此度諸向御改革御人詰被成置候二付、御学館ニおゐいても取調差出候様被仰渡、一同申合候所、御学館之義ハ外御役所と違ひ、広く御教導被成置、御家中一同被差出候御場所ニ付、

多人数罷出候事は御取立中之第一ニ御坐候(後略)」

この史料は天保の藩政改革にかかわるもので、人詰(人員整理)について学館職員が申し合わせ、学館の特殊性(御家中から広く人材を集め育成を進めている場所柄である)を配慮し、人員整理の対象から除外すべきであるというものであった。この「覚」はさらに諸郷校の財政事情が逼迫しているので、これ以上の経費節減は経営を不可能にすると訴えている。

これも受けた形で、藩は学館の学長・館長に被仰渡の上、天保七年七月二日、書附をもってこの件について通達している。¹⁵⁾内容は学館の主張を全面的に認めて、「格外之御沙汰を以人詰不被成」、「夫々御酌上被成置候得共、御学田之儀は是迄通之姿ニ而」という決断であった。この史料がなければ、天保改革の前段になされた学館側の必死の陳情は知られていまま、藩首脳による一方的な優遇措置として片付けられてしまうことになったろう。

④ (天保十一年)五月学館御普請の調達

「大黒屋

源助

此度御学館御普請ニ付、御調達之義御頼被成候所、早速御受申出候段、出精深切之至候、対面可及挨拶之所、此節病氣之由、不及其義候、依之目録之通被下候

五月

これは天保九年五月に焼失した学館の再建費用に関わる史料である。商人と思われる大黒屋が五百両を五回に分割して差出すことも明記されている。学館再建は祭酒野上陳令にとって重要な任務の一つでもあったことが良くわかる。

この他に館内の教学史料で「野上文書」の内容を理解する上で、直接、間接に連なる史料をあげると、表7のとおりである。

この他、『佐竹家譜』『国典類抄』『御亀鑑』『町触控』など刊行済み編纂史料の関連記事を検索蒐集すれば膨大な点数に達するであろう。

また館外史料にも重要なものがある。主なものを列挙すると次のとおりである。

- ①「明道館草創記」(千秋文庫 東京都) ②「佐竹南家文書」(国立史料館 東京都) ③「尚徳書院関係史料」(謙堂文庫 東京都) ④「佐竹南家日記」(市立湯沢図書館 湯沢市)

これらの史料はすべて秋田藩教学史の解明には不可欠のものといつて良いだろう。これまでのべてきた史料をすべて総括し、「野上文書」を中心に目録作成のために再編すれば図2のようになるろう。

表 7 本館所蔵の主要教学史料一覧

〔教学法令関係〕		
AS	373. 1	寛政以来学政御条目并被仰渡
〃	373. 2	学式
〃	373. 3	御条目 明治二年
〃	280-3--7	被仰渡控帳
AH	372. 2	寛政五年 被仰出并執達 写
〃	372. 9	義陸公御教育ニ付被仰渡箇条 嘉永二年
〃	372. 12	書状(草稿)
〃	372. 13	学館之面々へ申渡覚
〃	372. 14	金太夫、頼母御学館ニテ申談候趣ニ付(草稿)
〃	372. 15	養老之御教諭
〃	372. 16	今般学問向格別御更張ニ付 明達館と御学館ニ被復置之被仰知稿 (草稿)
〃	372. 17	改造秋田藩国学明德館上梁文(野上陳令)
〃	372. 20	佐竹藩学制ニツキ御条目及執達書
〃	372. 25	被仰渡 写
〃	372. 26	明治二年 学政御更張に就き上書
〃	372. 3	寛政五丑年同六寅年留書外
〃	372. 18	御学館御執行ニ付
〃	317. 45-2	自寛政至文化被仰渡覚書

「野上文書」の研究

〔郷土資料〕		
A	121-1	菁莪先生近思録道体師説
〃	204-6	碑銘鐘銘集
〃	280 13 1~9	秋田先哲墓碑
〃	288. 3 49-2	疋田家墓地設置の証文
〃	〃 49-8	疋田家譜
〃	289 211-1	野上陳令書簡帖
〃	289-652	中山菁莪先生封事草稿 写
〃	280. 81-1	碑銘集一(野上陳令碑銘)
〃	317-24	菁莪先生御役御免之願書
〃	317-28	秋田藩執政年代調
〃	372-1	明道館日記(寛政十一年)
〃	372-2~1	〃 (寛政11. 1~4)
〃	372-2~2	〃 (寛政11. 5~12)
〃	372-3	明德館教授日記
〃	372-4	天保八年 明德館見役吏典冊
〃	372-5	野上陳令 明德館御講釈作法ニ関スル覚書
〃	372-7	明德館図面

〔混架資料〕		
	18-249	菁莪先生上書
	751-126	廻在日記(天保四年)
	18-171	丁酉録 全
庚	109-1	明德館書籍目録

〔佐竹文庫〕

(佐竹北家)

- AK 372-1 督学派遣の口達書（寛政六年）
 “ 372-2 郷校養老式執行ニ付被仰渡書（享和元年）
 “ 372-3 郷校係役任命手順変更の覚書（ “ ）
 “ 372-4 郷校係役の処分ニ付伺書扣（文化八年）
 “ 372-5 角館書院教授任命并授業ニ付達書
 （戸村）
 AI 372-1 御学館詰役等被仰付被下度申立書（慶応二年）
 “ 372-2 平元正代・斎藤良吉文学被仰付ニ付書状（慶応三年）
 “ 372-3 十二月廿二日年中御用仕舞御式
 “ 372-4 角館御校内事情覚
 “ 372-5 泉田弟太を教授に致候事に関し十太夫宛書状

〔岡文庫〕

- 岡 755 明達館日記
 “ 756 明治二年 学制更張御条目并学則 写
 “ 757 学問奨励に関する存付 写
 “ 758 督学御用日記（天保六年）写
 “ 759 助教平元先生開塾記
 “ 760 寛政五年中山文右衛門以下役々被仰付之面々并被仰渡
 “ 761 中山祭主記録之写
 “ 762 御校御門内冠着用不致事に関する手扣
 “ 763 養老御執行申論留 写
 “ 764 養老式に関する手扣 写
 “ 765 武芸方御学館へ被纏置に関する書付写
 “ 766 陰之間御講積被仰付之節帯剣に関し老中へ差上候覚

〔東山文庫〕

- AH 280-67 秋田名家墓碑文
 “ 280-69 秋藩墓碑銘
 “ 280-79 秋田名士小伝
 “ 372-1 明道館上梁文
 “ 372-4 御用留書并秘記
 “ 372-5 武芸頭取相止学館頭取に被仰付之御達
 “ 372-6 学館御用地代知覚
 “ 372-7 天保十四年和学方附設に付草稿外
 “ 372-8 明德館和学方附設に付草稿
 “ 372-10 明德館和学方学風之儀に就き意見書
 “ 372-19 明道館学則
 “ 372-21 旧藩学制調査案
 “ 372-22 秋田藩覺明德館を繞りて
 “ 372-23 旧記雑集
 “ 372-24 惟神館志則
 “ 372-27 学制更張に就き上書

〔山崎文庫〕

- 山 852 秋田教学資料 一輯～五輯
 “ 856 明德館養老式御教諭書

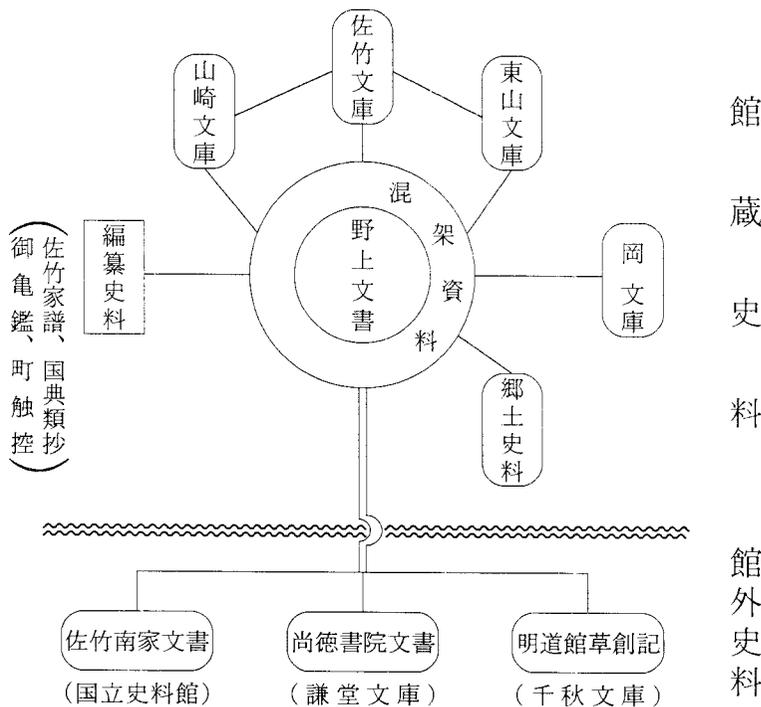
〔落穂文庫〕

- 落 21 菁莪先生講義
 “ 1327 学館之面々江申渡覚

〔渡部斧松家文書〕

- 斧 4942 武治御学館入学に関する諸指示

図 2 秋田藩教学史料の構造



館蔵史料
館外史料

結びにかえて

当館「混架資料」群の一つ「野上文書」の分析をひとまず終えて、いろいろな事実が明らかになった。まず文書群を性格から(1)教学関係史料 (2)奉行職等を中心とする日記類 (3)職務遂行に備えた諸記録に分類することが可能と思われる。

それらの中で、特に(1)に重点をおいてみると江戸後期の秋田藩の教育制度とその内容についてかなり未知の部分の解明できることがわかった。とりわけ、督学と提学については御用記録を克明に読み解くことによって両者の異動を明確にできたと思う。

さらに、関連史料の一つ「野上書簡帖」を分析することで、当時の藩の政策決定を裏付ける新しい事実や武家生活の内面を確かめることが出来たと思う。今後は必然的に館外史料まで目を広げて「野上文書」を位置づけることが課題となるであろう。その第一段階の作業として筆者がこれまで何らかの形で目を通すことが出来た各種史料を列挙し、その体系化への第一歩を試みたわけである。また、見落している重要史料があるだろう。それらについては当館の「総合史料目録」が作成される頃までに検索し完璧なものにしたい。末尾に表8として「野上文書」の書架一覧を掲載し、この稿を終えた。

表 8 野上文書の書架一覧

		野上陳令、▲ 関連	
		◎	〇
		〇	▲
◎	25-26 友千代様御授読日記	文政5. 9	文政6. 3
◎	27 能代方御用留	文化11. 1	文化11. 12
	〃	〃 12. 1	〃 13. 6
◎	28 御評定方奉行御用留書	〃 12. 6	〃 13. 12
◎	〃	〃 14. 1	〃 15. 12
◎	29 御学館文学日記	文政2. 1	文政5. 5
	〃	〃 5. 5	〃 7. 12
	〃	〃 8. 1	〃 9. 12
	〃	〃 10. 1	〃 11. 12
	〃	〃 12. 1	天保2. 12
◎	30 御副役御用留書	天保3. 1	〃 4. 12
	〃	文化11. 5	文化11. 12
	〃	〃 12. 1	〃 12. 6
		(江戸御用書留を含む)	
◎	25-31 祭酒御用日記	天保5. 1	天保6. 12
	〃	〃 7. 1	〃 8. 12
	〃	〃 9. 1	〃 10. 12
	〃	〃 11. 1	〃 12. 12
	〃	〃 13. 1	〃 14. 12
	〃	〃 15. 1	弘化3. 2
◎	32 町方御用留書	文化13. 1	文化14. 12
	〃	〃 15. 1	文政3. 12
	〃	文政4. 1	〃 5. 5
	〃	〃 5. 5	〃 6. 5
◎	33 御国目付衆御用日記	文政4. 5	文化12. 12
		〃 3. 8	
▲	25-34 銅山片附木山御礼文言写	文化6	
▲	35 宝歴九郎卯年御国目付御下向ニ付御取扱形拔書	天保14. 8	
▲	37 養老方御扣		
▲	38 服忌御開合覚		
▲	39 久保田惣町数軒数並御町寺々港町惣町家数神社仏閣小間等覚手扣		
▲	25-40 能代奉行支配并役支配ノ覚		
○	25-41 日記	嘉永7. 1	嘉永7. 8
○	42 教授並教授日記	〃 2. 2	〃 4. 12
	〃	〃 5. 1	安政2. 12
○	43 御副役日記	安政3. 1	〃 6. 12
	〃	文久2. 12	文久3. 6
	〃	〃 3. 7	〃 3. 12
	〃	〃 4. 1	元治2. 4
○	44 提学日記	慶応2. 10	慶応3. 11
		嘉永5. 7	嘉永5. 12
		〃 6. 8	〃 7. 2
		〃 7. 7	〃 7. 12
		安政2. 7	安政2. 12
		〃 6. 7	〃 6. 12
		〃 7. 3	〃 7. 9
○	25-45 御副役々前日記	文久3. 1	文久3. 6
	〃	〃 4. 1	〃 4. 6
○	46 江戸詰中日記	元治1. 7	慶応2. 10
	〃	元治2. 4	元治2. 7
	〃	慶応1. 8	慶応1. 12
○	47 御学館詰役支配日記	〃 2. 1	〃 2. 9
	〃	慶応3. 11	慶応4. 4
	〃	〃 4. 4	〃 4. 12
○	48 若殿様御初登城ニ付御用係日記	明治2. 1	〃 2. 5
	御用係日記	慶応3. 4	〃 3. 8
△	49 御改革覚	文久2.	
○	25-50 江戸詰中御上京御用係日記	慶応2. 3	慶応2. 9
○	51 御刑罪係記録	文久3. 10	
○	52 憲諒院様御忌御法事御用係記録	文久3. 6	

上下
一
二
三
一
二
三
四
五
上
下

一
二
三
四
五
六
一
二
三
四

卷
式
参
卷
式
参
肆

卷
式

○	25--53	御上京御用係記録		文久3. 8~元治1. 9
○	54	江戸道中記		慶応1. 4~慶応2. 10
○	55	江戸御用係記録		元治1. 5~元治2. 4
◎	25--56	御評定方御用日記	一	天保4. 9~天保5. 2
		〃	二	〃 5. 3~〃 5. 12
		〃	三	〃 6. 1~〃 6. 7
		〃	四	〃 6. 8~〃 8. 7
◎	57	御学館御用係記録		文政2. 3~文政5. 4
○	58	詰役支配見習日記	壹 貳 参	万延1. 7~万延1. 12
				〃 2. 1~〃 2. 8
				文久1. 9~〃 2. 12
◎	29-160	文政四年御国目付御取扱次第		文政4. 5
◎	161	文政四年御国目付下向ニ付 諸向被仰渡和		〃
◎	162	日記		文政4. 5~文政4. 7
◎	163	記録		〃 9. 12~天保12. 12
◎	164	役前日記		文化12. 9~文政5. 4
△	29-165	金礼御執行被仰渡		元治1. 9
▲	166	町方ヨリ楊屋へ相渡書付扣		文化7. 9
▲	167	町奉行勤形申伝		
▲	168	申年惣銀月割		(長嶺正蔵)
▲	169	御国目付下向ニ付被仰渡覚		
▲	170	申合覚書控		文化2. 8
▲	171	御徳用御取調帳		〃 8. 6
▲	172	午年一ケ年御雑用 請払勘定帖		〃 8. 6
▲	173	御雑用銀御徳請払 未六月勘定帖		〃 8. 7
▲	29-174	御雑用銀請払未六月 勘定帖		〃 8. 7
◎	29-175	能代在番中御用留		文化11. 5・文化12. 11
▲	176	御副役ニテ被仰渡扣		〃 11. 11
▲	177	五丁目莫坐由来		〃 14
▲	178	久保田町火消備申渡		〃 5. 2
▲	179	久保田湊両御町惣備 勘定一紙目錄		〃 13. 2
▲	180	籠山御用留書		〃 9. 4
▲	181	来申年銅鉛請払御積帖 (長嶺正蔵)		〃 8. 10
▲	182	御山法覚		寛政11. 9
▲	183	惣御町軒数書上覚		
○	29-184	御小姓日記		文政8. 5~天保5. 5
○	185	書記詰役日記		天保5. 5~〃 6. 12
○	186	詰役日記		〃 7. 1~〃 7. 12
▲	187	六郡惣高並辰年以来 出高取纏帳		文化5. 1
▲	188	御国目付下向ノ節町送状		
▲	189	十二所対座一件覚		
▲	190	御領内惣有人米積帳		
◎	29-191	吟味役ニテ函館出張心掛被仰付 於藤森御備御試上覽被成下候記録		文化10. 7
▲	192	檀山絵図		
◎	29-194	下筋督学御用記録		文政7. 8~文政8. 5
◎	195	能代方御用日記	壹 貳 参	文化6. 6~文化6. 12
		〃		〃 7. 1~〃 7. 12
		〃		〃 8. 1~〃 8. 12
		〃		〃 9. 1~〃 10. 10
◎	196	銅山方吟味役御用日記		寛政6. 10~寛政10. 12
◎	197	日記	一	〃 11. 1~文化7. 7
◎	198	〃	二	

25函	32点	65冊	(25-36 欠本)
29函	37点	40冊	(25-193 欠本)
計	69点	105冊	

註

- (1) 昭和十三年刊、当館所蔵。
- (2) 東山文庫 (AH 280—67)
- (3) 同 (AH 280—79)
- (4) 「正徳四年分限帳」以下に、横手在任の藩士として野上庄右衛門 (八十石)、野上平次右衛門 (二十五石) の名が散見するが、当館久保田の野上家との関係が不明なので、この系統の野上氏は除外して論ずる。
- (5) 野上国佐は弘化三年に死去し、嘉永には存在していない。恐らく前代の記録をそのまま写したものである。
- (6) この覚書は軍蔵の養子解消に関する口上書によって文政三年以前と推定できる。
- (7) 六月二十二日から和文体に変わる。
- (8) 『秋田県史』文芸教学編には、実施時期について確証を得られなままに、ただ二十二年間行なわれなかったのは疑わしいと記している。
- (9) 『御亀鑑』秋府十三の寛政7・5・8条に同様の記事がある。
- (10) 『御亀鑑』は教授任命記事を比較的正確に記録しているがこの時の任命は欠けている。
- (11) 『秋田県史』文芸教学編六五四ページ参照
- (12) 督学の行程は？・13久保田出発 2・14松山到着 3・5松山出發能代到着 3・8能代出發 3・9大館到着 3・30大館出發 十二所到着 4・21十二所出發大滝到着 (湯治) 5・4大滝出發 5・7久保田到着
- (13) 能代における下代の位置づけについては古内龍夫「下代系譜考」(『能代市史研究』第3号)を参照されたい。
- (14) 『秋田県教育史』第五卷五四ページ参照
- (15) 野上陳孝「教授並教授日記 (25—42)」
- (16) 「寛政以来学政御条目並被仰渡」(AS 373—1)

(古文書課長 かとう たみお)

館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き

菊池保男

- (一) 館蔵資料の伝来について
 - (二) 「落穂文庫」の伝来について
 - (三) 主に「A記号」と「五十函分類」資料の伝来について
 - (四) 「郡村日記」に見る文書管理
- (一) 館蔵資料の伝来について

一九九三年十一月に開館した当館には、県立図書館、県庁、県立博物館の三カ所で所蔵していた資料群が移管された。

現在資料の検索は、第1表で示した目録で行っているが、あくまでもこれは「仮目録」であり、資料の「伝来」や「出所原則」にしたがって資料を分類、再整理した上で、「公文書館目録」を作成することが急務である。

1～7迄は、図書館からの移管文書目録で、6に所収されている文書はすべて電子複写資料である。それで、A記号で分類・整理されている小坂町文書、六百五十二点と沼田村文書、八百四十七点の

ほか、塙、白鳥の符号と通し番号で分類整理されている、塙村文書、百十三点と白鳥家文書、三百九点は第2表に、含めなかった。なお7は、図書館で資料移管の可否を検討するために作成した手書きの目録を、パソコンで入力したのから、必要事項をプリントしたものと、手書きのままのものを綴りあわせたものである。8は、秋田県立博物館が昭和五十五年三月に刊行した「秋田県立博物館収蔵資料目録」―歴史(一)―から、移管資料部分をコピーしたものである。

9は、秋田県歴史資料収集協

第1表 移管文書目録について

番号	目録名	文庫・文書名
1	移管文書目録1	佐竹文庫・戸村文庫
2	移管文書目録2	岡・狩野文庫・東山文庫・山崎文庫 石井忠行文庫・大窪文庫
3	移管文書目録3	湊文書・落穂文庫・安東文書
4	移管文書目録4	渡部斧末文書
5	移管文書目録5	菊池文庫・秋林文庫・田口文庫・長岐文書
6	移管文書目録6	小坂町文書・塙村文書・白鳥家文書・沼田村文書
7	移管文書目録7	A記号郷土資料・混架資料・特殊文庫
8	博物館よりの移管文書目録	
9	県庁よりの移管文書目録	

議会在昭和三十九年一月に刊行した「秋田県歴史資料目録」第一集から、関係部分をコピーしたものである。

図書館からの移管資料は、佐竹文庫、戸村文庫、岡文庫、湊文書、安東文書、大窪文書、石井文書、狩野文庫などの武家文書、渡部文書、長岐文書のほか田口、菊池、秋林の三文庫などの地方文書、郷土史研究家が収集した東山文庫、山崎文庫等、弥高文庫、平田文庫、貴重書等の特殊文庫、その他落穂文庫、郷土資料等の「混架資料」などである。これを整理したのが、第2表である。

博物館と県庁からの移管資料を整理したのが、第3表と第4表である。ところで、伝来別に資料を再整理する場合、大きな問題の一つが、佐竹文庫と「混架資料」の中の郷土資料、十千分類、五十函分類などと、県庁移管資料の関係である。

廃藩置県後、秋田藩の資料・記録類は、佐竹家に残されたものと「秋田県」に引き継がれた行財政資料などに分けられたものと思われる。それらの資料が今回、公文書館に移管されたので、単純に言えば、それらを統合すればいいということになるが、ことはそう単純ではない。明治三十二年四月に開館した「県立秋田図書館」に、翌三十三年九月から県は、所蔵書籍類を貸付けている。その際、県が以前に作成した「書籍目録」を貸付台帳代わりにしたようである。目録は、「旧」、「新」、「各課定備」の三冊あり「旧」は、「旧書籍之部」、「旧藩引送諸記之部」、「旧藩引送諸記之内絵図之部」の三部に分けられ、さらに絵図は「人之部」、「本之部」など十七の

館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き

第2表 図書館移管資料の構成

分類	番号	文庫・文書名	点数	分類	番号	文庫・文書名	点数	
武家文書	1	佐竹文庫(宗家)	5,866	収資集料	16	東山文庫	6,043	
	2	佐竹文庫(北家)	1,298		17	山崎文庫	1,250	
	3	佐竹文庫(西家)	1,278			小計	7,293	
	4	戸村文庫	3,417	特殊文庫	18	弥高文庫	655	
	5	岡文庫	1,692		19	平田文庫	154	
	6	湊文書	1,580		20	貴重書	151	
	7	安東文書	127			小計	960	
	書	8	大窪文書	37	混架資料	21	落穂文庫	2,508
		9	石井忠行文書	23		22	郷土資料(A記号)	5,469
		10	狩野文庫	300		23	十千分類	101
		小計	15,618	24		五十函分類	1,338	
地方文書	11	田口文庫	120	25		特函	14	
	12	菊地文庫	1,092	26		八門分類	58	
	13	秋林文庫	428			小計	7,074	
	14	長岐文書	1,576		合計	9,488		
	15	渡部文書	7,427	27	絵図	9		
		小計	10,643		総計	44,011		

第3表 博物館移管資料

番号	資料名	点数
300	松本家仲蔵資料	26
303	鈴木ミサオ家資料	227
323	佐々木新一家資料	809
331	小田野朝治家資料	70
342	菊地隆太郎家資料	34
354	高橋真人家資料	55
354	田中時雄家資料	132
382	栗林家徹子家資料	58
383	佐藤時治家資料	660
388	山口一家資料	61
合計		2,132

部に分けて分類・整理されている。「新」は、「新書之部」、「布告達之部」のほか「視学図書類」、「官房図書類」など十三の部などで「各課定備」は「官房」、「部長局」など八つの課でそれぞれ分類・整理されている。これらの中で貸し付け印などが見られるのは、「旧」と「新」だけで、「各課定備」には一点もみられない。貸し付けは、三十三年の九月から始まり、四十年二月、大正三年十一月に行われたほかに、青や赤の図書館印が押

第4表 県庁移管資料

記号	資料名	点数	備考
A	御黒印帳、御境目日記など	471	主として簿冊類
B	証文写、岡本又太郎書状など	1,040	主として一紙文書
C	出羽国秋田領絵図、秋田城絵図など	650	主として絵図
D	藩庁日誌など	14	簿冊類の追加分
合計		2,175	

されているから、四、五回に分けて行われたものと思われる。しかし、貸し付けられたと記録されている資料がすべて貸し付けられたわけではない。貸し付けとなっている資料が、今回移管された資料のなかにあるからである。また、「各課定備」で、庶務課保管とされた「書籍」のなかに「木山方以来賞」や「検使簡条」など今回、移管された資料なども含まれており、これらの「目録」の作成意図や作成目的を考えなければならぬが、県で所蔵していた「全資料」をリストしたとは考えられない。今回移管された資料の相当数が、落ちていくからである。

ところで「岡文庫」のなかに「秋田県蔵書目録」がある。庶務課、師範学校など、十四の課別などに分けて所蔵資料がリストされている。そのなかに、明治十五年七月に師範学校から分離し、同十七年七月に蔵書を師範学校に寄託して休館した「書籍館」があるから、作成時期はこの間であるとみていいと思われる。現在見るこゝとができる、一番古い目録であるが、前述した理由により、これも県が所蔵していた「全資料」をリストしたとは考えられない。この「目録」についても、作成意図などについて考える同時に、県の書籍管理がどのように行われたか、検証しなければならぬが、この「目録」で庶務課で所蔵していると記載されている文書はほとんどが、先の「書籍目録」にリストされている。

佐竹文庫は、宗家（AS、以下宗家の文庫は、ASで表記する）、角館北家（AK）、大館西家（AO）の三家に分け、各家ごとに整

理されているが、江戸時代、秋田六郡の行財政を担当した佐竹宗家の資料のなかには、黒印高帳や高調帳などは見られず、それらの資料は「混架資料」や、県からの移管資料のなかに含まれている。また、昭和二十六年の四月と十月に、宗家と西家から資料、記録類が寄贈されたせいも、本来はASに収められるべき資料が、西家に収められるなど検討しなけれならぬ点もある⁶⁾。「混架資料」を大別すると、明治三十二年の図書館開館以降、昭和二十三年までに購入、寄贈、寄託された図書、資料群と、図書館の郷土資料分類法（十進分類法を応用した）によって分類された図書、資料群に分けられる。（第2表参照）前者は、受け入れた時期によって函号、十千、八門など異なる方法で分類されているほか、特函などとして分類されており、後者はA記号を付して分類されている。伝来、出所別に資料群を再整理する場合、「混架資料」はあってはならない資料「群」である。したがってこの「資料」の伝来をできるだけ明らかにすることから、当館所蔵資料の再整理・分類に着手したいと考えている。勿論、他の資料群の再整理も課題ではあるが、「混架」に比すれば、「一応」出所が明らかであるから、混架からはじめなければならぬと考えたのである。

(二) 「落穂文庫」の伝来について

「落穂文庫」二千五百八点は、昭和四十七年三月に「秋田県立秋

館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き

田図書館」が発行した「秋田県歴史資料目録」第九集に収められているが、出所、伝来については全然わからない。同目録に「本文書は、従来より当館に所蔵されていたものであるが、人手不足ため未公開のままになっていたものを、文書係の手によって整理されたもので」としか、説明されておらず、「出所」についてはわからない。それで、資料そのものに記された記録と「図書台帳」などを、手がかりとして、この課題に取り組みたい。

図書の十進分類法を応用して分類されているこの文庫は、「真崎勇助関係」として六百八十七点、「会田素山関係」として三百九十四点、「秋山御風関係」として百五十点、「安東半助関係」として六十三点が、まとめて分類、整理されており、これら千五百九十四点で、全資料の六割を超えている。書状受取人と差出人との関係を含めて整理した第5表で見られるように、そのほとんどが書状で、真崎らは受取人であるから、少なくともこれらの資料は、この四家から入ってきたと考えたい⁷⁾。しかし、真崎勇助は郷土史研究家として編著書もあるほか、資料も収集しているので、（大館市立中央図書館「真崎勇助コレクション目録」）真崎が収集した資料もこの中に入っている可能性は高い。東山太三郎にも当館所蔵の「東山文庫」があるから、このなかに東山が収集した資料があるかもしれない。実際、東山文庫印が押されている資料が二点、収められている。資料を丹念に見ることで、できるだけ出所を明らかにしたいと思っている。

第5表 落穂文庫（書状関係）

番号	書状受取人	請求記号	点数	主な発信人	点数	主な発信人	点数	主な発信人	点数	
1	小野岡右衛門	336,1152	2	戸村小一郎	1	岡本又太郎	1			
2	鳩山和夫	285,315	2	川田小一郎	1	曾林 荒助	1			
3	江幡瀧園	1388,1389	2							
4	柿陰	1907~2091	3							
5	石塚源一郎	1169~1215	3							
6	西宮 継	362~2495	4	長谷川聴秋	2					
7	志賀泰蔵	214~1422	4	落合 文六	3	大山 若狭	1			
8	織衛	1160~1309	4	戸村十太夫	2					
9	川辺	1408	1							
	川辺長蔵	168~1260	5	相馬 繁治	2	成田 源助	2			
	川辺		6							
10	手賀松圃	245~1082	5							
11	孫太夫	321~1490	6	田代和右衛門	6					
12	夏山	1089~2465	9	龍山	7					
13	土屋源左衛門	327~332	6	土屋玄蕃	6					
	土屋 富之丞	271~273	3	小野崎権太夫	2	小野崎桂之助	1			
	土屋	349	9							
	東山		1	那波三郎右衛門	1					
14	東山 多三郎	171~1712	5	長岡 恒喜	1	柳田 国男	1	田中 隆三	1	
	東山 藤悦	172	1							
	東山 泰蜂	364	1							
	東山 多助	1666,1689	1							
	東山		9							
	東山		9							
15	右衛門		13	戸村十太夫	10	小鷹符源太	3			
	太田	239	1	石川 和助	1					
	太田婦桑	242,1391	2	石川 二葉	1	寒翠軒	1			
	婦桑	2327,2332	2	二葉	2					
	太田久治	241~2314	8	石川 和助	4	会田 素山	2	石川 二葉	2	
16	太田		13							
	長瀬	241,2314	17	氏太郎	2	修理	2	鼎次郎	2	
	長瀬 直清	379	1	平元 正	1					
	長瀬 兵部	241,2314	1							
	長瀬隼之助	380,1168	2							
17	長瀬		21							
	介川	241,2314	12	寺崎 藤九郎	6	寺崎	2			
	介川東馬	241,2314	10	寺崎 藤九郎	3	主典	2			
	東馬	241,2314	12	寺崎 藤九郎	8					
	介川作美	241,2314	5							
18	介川		39							
	佐伯	317~1629	8							
	佐伯次郎輔	237~1420	33	村井 昌孝	4	中島 豊	4	島田助七郎	4	
19	佐伯		41							
	安東	181~1381	16	河原田五左衛門	2	山中屋新十郎	2			
	安東半助	173~1381	41	井口 糺	2	大山 重寛	2	信太	2	
	半助	178~212	8	石井 監物	2					
	安東温雪	2460	1							
20	安東		66							
	秋山御風	2171~2287	3	逸山	7	為山	6	風外	4	
21	御風	2149~2321	92							
	会田多仲	1842~2117	43	奥平 篤居	7	川井 小六	3	島本 青宜	3	
	多仲	1156~2080	12	小野崎 要	2	川井 小六	2	細川 官助	1	
	会田素山	1854~2103	33	□風	3	島本 青宜	2			
	素山	1832~2146	165	為山	9	見外	4	宇山	3	
22	会田	1841	1							
	会田		254							
	真崎	438~1491	209	平野 虎吉	82	大友 道恒	26	照島清八郎	8	
	真崎 勇助	392~1067	440	阿保佐一郎	50	平野 虎吉	34	斎藤 伊口	19	
	真崎 酔月	705,1020	2							
	真崎 徳也	718,1016	5	平野 虎吉	1					
	真崎 九十九	276~1075	8	片岡圭之助	4	片岡 盛家	2			
	真崎長左衛門	1145~1277	4	戸村十太夫	1					
	真崎長右衛門	667	1	渋江 内膳	1					
	真崎 伝五郎	509	1	太田志津馬						
	真崎 彦十郎	1635	1							
	真崎 正規	1171	1							
	真崎 元治	844	1							
	真崎 季承	236	1	井口長兵衛	1					
	真崎		674							
	23	真崎		674						
		総計		1,284						

館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き

出所が特定できる資料もある。「輝虎水鑑記」、「国名風土記」、

「常陸国誌」、「主函合結記」の四点には、秋田県蔵書印が押され、前述した「旧書籍目録」では、明治三十三年の九月に貸し付けられたことになっている。同様に「大館給人黒印写」も「青」で図書館印が押され、貸し付けられたと記録されている。次に蔵書印などから所蔵者などが推定できる資料をあげる。柿崎清一郎のサインがある「略本曆」（明治十六年）、石橋五郎のサインがある「略本曆」（明治三十二年～三十九年）、平野三郎兵衛のサインがある「略本曆」（明治二十四～四十年）、山県蔵書印のある「青我先生講義」、八代氏文庫印のある「栗山上書」、上原蔵書印のある「新政談」、山川氏印のある「兵法書」二点、平元氏蔵書印のある「藩翰譜抄」など二点、県や村役場の野紙を使用している明治十四年の「巡幸関係資料」三点、ほかに仙北郡役所や平鹿郡役所の野紙を使用している「戊辰ノ役遺族祭」関係資料や「東堤先生」関係資料などである。次に受け入れ時期などについて推定できる資料は、数は少ないがある。個々の資料に当たってみると、受け入れ年月日と寄贈者名などが記載されている資料がある。年代の古いほうからあげると、昭和五年四月十日黒沢氏から「集義外書」一点、同十五年十月二十一日「平鹿郡安田村関係資料」二十四点、同十六年三月三十一日「万年先生誓詞」ほか三点、同十七年一月二十九日「顕徳公内庫文書部類衆」一点、同三十二年七月「八沢木騒擾記」ほか十八点、同三十五年十一月二日千葉氏から「華道関係資料」三点を、それぞれ寄贈

などで受け入れている。

書状には受け入れ年月日を推定できるメモ等は一つも見られないので、逆にこれら資料の大半が、真崎勇助や東山太三郎が収集資料した資料群ではないか、と推定したくなってくる。

いずれにせよ、昭和五年から三十五年までの間に受け入れた資料で、伝来の明確でない「文書群」を、四十六年に分類・整理した際、「落穂文庫」としたのではないかと思われる。本文庫の伝来、出所を明らかにするためには、図書台帳と資料に残された蔵書印やメモなどを手がかりに、当館所蔵の他の資料群との関係を考えながら、綿密に考証していくより方法はないと思われる。

(三) 主に「A記号」と「五十函分類」資料の伝来について

落穂文庫のほかに、A記号資料などの「混架資料」がある。それらを伝来別に整理したのが、第6表である。第三者を通して入ってきた場合でも、原資料所蔵者などが推定できる場合は、彼らを伝来者として整理した。東山など郷土史研究家であれば、彼らがどのような関心を持って、資料の収集にあたったか、考える必要があるが、それ以外はその点については考慮しなかった。

家別に整理したのが第6表で、点数は「群」としてとらえられない一点から約百五十点までと、量的にも幅があるだけでなく、受け入れ期間も、明治三十四年十一月から昭和五十三年十月と、約八

十年間に及んでいる。このためか、なかには「五十函分類」などから、A記号郷土資料として分類替えされた資料も見られる。しかし、分類替えされなかった資料、特に「五十函分類」として残された約千三百点の資料は、分類の基準などが凡例として上げられてはいるが、分類が図書の十進分類法を応用したA記号ほど明確でないほか、謄写印刷であるせいもあって、検索しにくく、あまり利用されていない。なかつたように思われる(第7表参照)。ところが、比較的点数が多く、なになに「文書」としてまとめることができる資料は、この「五十函」で分類されているのである。それで、本稿の課題からはすこしづれるが、資料紹介をかねた説明をしたいと思う。

29番の「野上文書」は、陳令、陳孝父子の役務上の日記や記録類からなる。陳令の資料としては、文化から天保にかけて能代奉行や明徳館祭酒などを歴任した際の「能代方御用日記」や「祭酒御用日記」などが、また陳孝の資料としては、嘉永から明治初年にかけて明徳館教授や御副役を歴任した際の「教授並教授並日記」や「御副役日記」などが、あげられる。

30番の「平元文書」は、弘化から明治にかけての秋田第一の学者といわれる謹斎の漢籍の研究書を中心に構成されており、なかには謹斎が政治上のことについて書き留めた「献芹録」(全五冊)と「献芹別録」(全二冊)も含まれている。

31番の「井口文書」は、幕末期に藩論を謹王に導いたグループの一員であった糺の「日記」などと、彼の父、宗翰が著した大著

第6表 混架資料の伝来(家別)

番号	伝来別	記号	点数	番号	伝来別	記号	点数	番号	伝来別	記号	点数	番号	伝来別	記号	点数	番号	伝来別	記号	点数
1	木遠	7	1	15	符野	A124	1	21	曹柳	A020	39	27	小計		80	30	平元	A289	1
2	藤野	7	1			A204	1	22	真崎	A081	1	28	岡新田	A123	42			A399	1
3	大加	14	2			A209	1			A280	9			A176	1			A728	2
4	藤丸	14	3			A211	1			A919	4			A204	2			7	62
5	牛丸	21	4			A212	2			A214	25			A211	6			8	1
6	小野岡	7	4			A280	1		小計		39			A212	1			18	32
7	田代	7	4			A289	2	23	樋口		7	1		A280	1	31	井口	小計	108
8	熊谷	A210	1			A317	7			A280	40			A292	2			14	9
		A212	1			A393	1		小計		41			A312	7			25	35
		A213	1			A499	1	24	田奈部		20	7		A317	9			29	64
		A214	1			A611	2			21	34			A383	2			31	1
		A289	1			A919	3		小計		31	5		A399	1	32	田信	小計	109
	小計		5		小計		23		具沼		46			A410	1	33	信太	A288	125
9	櫛園	14	5	16	大越	14	26	25		A029	2			A449	2			7	121
10	杉原	18	5			A121	1			A209	13			A611	8			辛	6
11	黒沢	A312	10		小計		27			A288	5			A682	1	34	小計	127	
		A919	1	17	山脇	A214	27			A289	1			A683	1			A159	1
			25	1	18	石井	A288	28		A312	27			A728	1			A911	3
				12	19	根本	14	2		A322	1			A911	10			A919	10
12	沼井	A212	5			25	8			A386	3			小計				7	88
		A289	1			29	18			A611	1			小計				25	6
		A317	2		小計		28				53	29		小計				乙	34
		A393	1		小計		28		小計		53	29		小計				142	
		A399	4		梅津	A204	1	26		7	34			小計				29	96
		A611	1			A212	1			8	31			小計				31	47
						A312	26			423	11	30		小計				庚	16
						18	2			433	2			小計				6	
13	高久	18	16			特	2			442	1			小計				149	
14	安藤	A214	21		小計		32			443	1			小計				1,588	

第7表 十干分類資料などの構成

番号	分類	記号	点数	番号	分類	記号	点数
23	十干分類	乙	41	27	八	321	1
		丁	8			410	1
		己	3			411	2
		庚	8			413	1
		辛	36			421	15
		壬	5			423	11
		小計	101			430	1
24	五 十 函	6	4	門	431	8	
		7	432		433	3	
		8	35		442	1	
		14	85		443	1	
		18	234		520	1	
		19	3		521	2	
		20	17		522	1	
		21	76		523	1	
		25	147		531	1	
		29	234		533	3	
		31	54		541	2	
		32	2		622	1	
		45	15		751	1	
		小計	1,338		小計	58	
25	特函		14	総計		1,511	

館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き

「寛齋雜記」(全三十三冊)などからなる。寛齋とは、正兵衛宗翰の号で、雜記には「仙北郡奥北浦騷立一件」、「文久三年癸亥六月ヨリ京都并江戸面風雪書等之写」、「文久三年十月より慶応元年七月迄風雪書等」の記事が収められている。

32番の「足田家文書」は、足田斎定綱の書状類などからなる。斎は、亀田との境界争いや松前出兵を手がけるなど義厚、義和の二代、三十年間にわたって、藩政の刷新に尽力した家老である。

33番の「信太家文書」は、大きく分けて二つに分けられる。一つは、嘉永五年から七年まで大坂詰の勘定奉行を務めた理兵衛高富の書留などであり、もう一つは、儒学者、落合東提の講義録の写本類である。書留には、嘉永六年の米国船の浦賀来航に始まる「海外叢書」(全十冊)、「佐竹義隆奥方義烈」などの記事もある。「消光見聞私記」(全三十冊)、安政の大獄から始まる国内騷動を記した「事変奇事録」(全四冊)、勘定奉行としての勤中要記である「大坂紀事」ほかがある。また、写本には、東提の「書経講義」(全七冊)など、六種類の講義録が、あわせて二十五冊もあり、東提からの影響の大きさが理解できる。

34番の「長瀬文書」は、直温、直清父子の記録と収集資料などからなる。幕末期に勘定奉行などを務めたほか、蝦夷地勤務もあった直温には、函館に関する資料が多く、同地勤務中の日記である「破胡館官暇日録」(全三冊)のほか「箱館記事」、「蝦夷誌抄」などがある。直清には、嘉永二年から明治五年までの激変する政情

を記録した「新聞秘録」（全二十五冊）、征清官報などから義宣、義厚などのことなどを記した「静舎合細囊」（全十三冊）ほかがある。また、収集資料としては、秋田各地の風俗を記録した「風俗問状答」（全三冊）や宝曆事件を実録風に記した「秋田騒動記」（全六冊）などがある。

以上本題からは、ずれたことを書いてきたので、本題にもどると、第6表にあげた資料は、17番の山脇文書を除けば、藩政関係資料といってもよい。なかには佐藤信淵の号である、「椿園」の蔵書印がある9や、平田篤胤の号である「伊吹舎」印のある56は、それぞれ「弥高文庫」や「平田文庫」との関係で再検討しなければならぬ。

また、23番の樋口氏からの資料は、九三氏が「秋田藩家蔵文書」を筆写したうえで、時代別、地方別、人物別に分類編集し、和装本に仕立てて、県立図書館に寄贈した四十点の筆写本と、「佐竹家蔵書目録」一点の、四十一点からなる。この「蔵書目録」は、佐竹家と印刷された野紙に書かれており、そのうえ、ASに収められている「御記録御目録草稿」と「御記録目録」の二点を、合わせたものとほとんど同じなのである。どちらも十三番と記されたところに二十点の文書があげられ、そのなかの御判物帳のところに、「明治十四年御差出之写」と記されており、それ以後に作成された目録であることがわかる。ASの目録には、石井という判が押されており、維新後、佐竹氏は、どのように「家政」を行ったかを考えながら、

同家の蔵書管理についても考察しなければならない。

これは、25番の貝沼氏からの文書にもいえることである。「書類目録」と「目録」と題された二点の「目録」は、いずれも佐竹家と印刷された野紙に筆写され、たとえば「御記録之部」とした整理されたなかの、「鶴山日記」の項には、「五月三十日森田冬蔵ヨリ仕送」と記され、天保十二年から明治九年まで、合計百六十四冊リストされている¹⁰。さらに「明治辛未以来御邸日記」の項には「廿六年四月日富士見町邸ヨリ」とあり、続く「御系譜御事蹟略」の項には、「同五月日日暮里邸ヨリ」とあって、佐竹家では、ある目的をもって文書を収集したことが察せられる。

ところで、この目録の「旧藩士記録之部」には、先述した平元の「猷芹録」五冊と「猷芹別録」など二冊のほか、四点と二袋の文書があげられ、到着年月日「明治廿五年五月三十日」、姓名「森田冬蔵」と記されている。混架資料のなかには、「猷芹録」と「猷芹別録」のほか、この目録に記されている文書はみられず、ASにも収められていない。平元文書の受け入れは、明治三十六年六月から大正四年四月まで三回にわたって行われているが、最後の受け入れは、大正四年であるから、この二点の文書は、明治二十五年から大正四年までの間に、佐竹家から移されたものと思われる。いずれにせよ、佐竹氏が秋田六郡を支配した時代に作成した文書と、廢藩置県後、佐竹家が作成した文書とは、性格が異なることを踏まえたうえで、維新後の佐竹家の「蔵書管理」についても考える必要がある。

県や戸長役場など「公的」機関から受け入れた資料を整理したのが、第8表である。村からの資料の伝来は明確ではあるが、県からの資料が問題である。県で作成した「旧書籍目録」にリストされている「表題」と、県立図書館時代に作成した「佐竹文庫」目録の「表題」のみを比較検討して、特定したからである。個々の文書をあたれば、図書館で「郡村日記」とした文書が「書籍目録」では、「享保七年三月ヨリ郡村御吟味日記」とされ、岡文庫の「秋田県蔵書目録」では、「郷村御吟味日記享保七年ヨリ同十九年マテ」とされているように、作成者によって「表題」の取り方が違うから、文書を見て検討すれば、点数はふえるところからである。ところで、第8表には、県から移管されたとみてもいいと思われる諸士系図は一点も含めてはいない。愛沢氏からはじまり、三千二百三十三点に及ぶ系図は、佐竹氏↓県↓図書館↓当館とみてもいいと思われるが、まだ確認していないからである。ASの系図類、約百八十点のうち、諸士系図に相当するものは、六四点しか見られないとすれば、なおさらであるが。

ついでにASのもう一つの特徴をあげれば、絵図類が非常に少なく、六十点しか収められていないことである。しかも見られる絵図は、「若君様御元服官位ニ付宣旨御位記請取渡之節大広間御着席絵図」や「於西九年始御盃御頂戴御絵図」や「憲諒院様御棺絵図」といった儀式関係の絵図がほとんどで、「国絵図」や「久保田城下絵図」など対幕用の絵図類や、「給人町絵図」や「村絵図」といった

館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き

第8表 混架資料の伝来（県ほか）

番号	伝来別	記号	点数
1	新屋村	A214	28
2	大森村	A214	43
3	下延村	A214	66
4	秋田県	A212	2
		A280	69
		A288	9
		A289	2
		A290	163
		A291	3
		A292	1
		A312	152
		A317	58
		A320	10
		A322	2
		A326	3
		A327	6
	A526	1	
	A611	7	
	小計	488	
	合計	625	

藩内用の絵図類などは、一点も見られない。維新後、版ノ土地ノ国絵図など、籍ノ戸籍ノ士族と考えて、これらの資料を県に移管したと考えたくなってくる。¹¹⁾ 今後、他県と比較も必要となってこよう。以上「混架資料」の伝来について考えてきたが、この課題をさらに追究するためには、次の三点を明らかにすることが前提となる。まず第一に、藩政期に、どのような文書が、どの役所で作成され、どのように保管・管理されたか、第二に、廃藩置県後、佐竹氏からの文書の引継は何を基準に行われ、どのような性格の文書が、県に移管されたか、そして第三に、廃藩置県後の佐竹家の文書管理は、どのように行われたか、である。

三 「郡村日記」に見る文書管理

第一の課題の追究には、宝永七年七月の「御文書並御書物目録」や天保三年六月の「御蔵書目録」の分析が前提となるが、ここでは、前述したいわれをもつ「郡村日記」を通して、秋田藩の文書作成や管理や一端を見ることで、小さな点から第一の課題に接近したい。

これは、享保七年から十九年までの一三年間にわたり、郡境と郷村調査などを行った時の「御用日記」である。この事業の中心となったのが享保六年に家老となった今宮大学で、寛延元年にその職を免じられるまで、二十七年間にわたって秋田藩政の改革にあたった。当初、役所を御会所の二階の設置したが、手狭になり、八年一月に二の丸の安楽院に移している。勘定奉行、物頭兼境目奉行、副役、検地役、物書、絵師などをスタッフとして郷村調査を行ったが、調査項目やその留意点などのほか、在郷調査に廻った担当者からの質問への回答など、内容は多岐にわたっている。また、それと同時に調査の際に参考にした文書や、その保管場所、さらには、この調査で新たに作成した文書と、その保管場所なども記されている。次にこの点から、郷村日記を見ていくことにしたい。

七年三月十九日に、今宮大学（家老）、田崎治左衛門（勘定奉行）、今村小隼人・真崎五郎左衛門・鷲尾彦九郎（物頭境目奉行兼）、山方清兵衛（副役）などが御用掛りに命じられたのが、最初の記事で、次に十一月にとび、高橋惣兵衛、黒沢治右衛門（御検地役）、吉原

弥七郎、小嶋文蔵、笹島門五郎（御物書）、武田平助（御絵師）と齋藤百十郎（兼而境目物書今日ヨリ出勤）などがさらにスタッフに加えられ、同月の十一日が御用始めであると記されている。

まず、この調査の際、御金蔵で保管・管理されていた文書が、参考資料として利用のため、出納されているが、関係箇所だけを抜き出し記載順にあげる。¹²⁾

- 1 八年三月十一日：慶長十八、同十九年、寛永十一年御検地帳
取合五冊：
- 2 十一年正月十五日、御金蔵帳面、川崎村、一日市村、小池村、
岡本村：帳面老冊ニ在之候：
- 3 十三年正月廿五日、從御金蔵参候御帳之覚
 - 一 仙北郡御帳 百九拾五冊
 - 一 平鹿郡御帳 百三拾七冊
 - 一 雄勝郡御帳 九拾八冊
- 4 同年正月廿七日：仙北郡金沢中野新田村御帳拾三冊、雄勝郡
縫殿開村御帳老冊、平鹿郡縫殿開村御帳老冊、平鹿郡今
宿村御帳老冊：
- 5 同年正月卅日、金沢中野村新田村老綴ニ而十三冊：
- 6 同年二月八日：仙北郡式本柳村御帳、同郡金沢西根村御帳：
- 7 同年二月九日：平鹿郡山内九ヶ村御帳：
- 8 同年二月十一日：雄勝郡三ツ又村三梨村御帳：

- 9 同年二月十二日：南檜岡村御帳：
- 10 同年二月廿五日：雄勝郡田高田村御本帳：
- 11 同年三月十一日：仙北郡平鹿郡御帳五冊：
- 12 同年三月十二日：平鹿郡御帳六冊：
- 13 十四年一月八日：外小友村老冊、金沢西根新田村老冊、金沢西根村、内小友村、新田村、川向村、畑等村、西根村、稲庭村、帳数十八冊：
- 14 同年正月十三日：山本郡、川辺郡、秋田郡、右三郡御帳都合五百六拾貳冊差越候由書付參候、此方ニ而調候処、拾八冊過有之、惣都合五百八拾冊ニ成ル
- 15 同年正月十八日：山本郡、秋田郡、川辺郡、村々御本帳、御金藏ヨリ当十三日遣候外ニ、十冊受取候
- 16 同年正月十九日：秋田郡川崎村本田打抜検地帳參候：
- 17 同年正月廿二日：秋田郡浅見内村検地帳老冊。：浅見内村正保四年御本帳、付本田並元禄三年打抜帳：
- 18 同年正月廿六日：慶安元年六月十四日、鵜川村上リ地開打直シ検地帳、宝永元申年八月十二日打口八代角助右御帳式冊：
- 19 同年正月廿九日：男鹿之内払戸村郷帳：
- 20 同年二月四日：
- 延宝七年川辺郡牛島村御開打直御検地帳
 貞享五年同郡牛島村畑打直御検地帳
 宝永四年同郡牛島村上リ地打直御検地帳
- 享保十二年同郡牛島村本田起返畑返新開御検地帳
 元禄六年同郡目名潟村之内開打直御検地帳
- 21 同年二月十二日：
- 享保十一年秋田郡新庄之内高岡村上リ地打直検地御帳老冊
 貞享五年同郡飯島村之内飯田村開打直御検地帳五冊
 享保九年同郡飯田村古開起返り畑返り新御検地帳老冊
 享保八年同郡新庄之内小又村起返り畑返り新開御検地帳老冊
- 冊
- 22 同年二月廿二日：秋田郡久保田廻御帳廿八冊納候：
- 23 同年三月五日：六冊仙北郡御帳、外秋田郡堂城村御帳老冊、右七冊、御役所ニ留置、残而六拾九冊、御金藏へ遣候
- 24 同年三月廿二日：御金藏帳面八拾三冊返上、秋田郡比内御帳二拾六冊、山本郡貳拾冊、秋田郡四拾六冊、秋田郡三拾六冊、男鹿四拾三冊、山本郡三拾三冊、川辺郡四拾三冊……、今日御金藏へ遣候：雄勝郡老冊、仙北郡老冊、平鹿郡六冊、秋田郡八拾貳冊：
- 25 同年四月八日：三拾六冊納置候、内房沢村御帳式冊、早口村御帳式冊、中屋敷村御帳老冊、御用ニ而御役所ニ留置：
- 25 同年四月十一日：秋田郡西野村御帳五冊：
- 26 同年四月廿七日、仙北郡増田之内甲子内村御金藏帳老冊：
- 27 同年五月十三日天和年中 御黒印写高帳八冊、宝永年中同御帳八冊、都合拾六冊：

- 2 8 同年五月十四日：山本郡岩館村之内、小人川畑開、銀山畑開、正保四年御金蔵帳、御用之由被仰聞、正保四年帳三冊、延宝三年帳老冊、都合四冊：
- 2 9 同年五月廿二日：平鹿郡村々御帳拾二冊、雄勝郡貝沢村御帳老冊、御用、御用明返上申ニ付、直々御金蔵へ遣候、御金蔵ヨリ先達而借入候宝永年中 御黒印帳八冊、寛文年中御高帳式冊、御金蔵へ返置候、元和年中ハ御用有之留置候
- 3 0 同年六月十六日：秋田郡村々御帳拾七冊、御金蔵へ返置候、平鹿郡村々御帳、御金蔵御帳九冊、為取寄申候
- 3 1 同年六月廿七日、六郷野中村御帳老冊：
- 3 2 同年七月廿四日、仙北郡四ツ小屋村御金蔵帳五冊：同郡六郷野中村御帳老冊：元和年中 御黒印帳八冊：
- 3 3 同年十一月六日、天和 御黒印帳八冊：
- 3 4 十五年一月廿九日、去年中御高調ニ、取寄候御金蔵帳、今日返置候、御帳数五拾八冊、内平鹿郡本帳同四冊、河辺郡本帳同式拾六冊、平鹿郡開帳同九冊、秋田郡開帳同九冊、平鹿郡前帳：
- 3 5 同年三月十三日、下野国薬師寺村、御知行分御検地帳九冊：右同郡御検地帳拾冊：
- 3 6 同年七月十一日、萱橋御検地帳拾九冊外目録老通、長木御境土形三箱：
- 3 7 同年極月二日、別御皆済、支郷村名改帳九冊、御金蔵役大久

保仁助罷出候故、相渡候

十五年十二月で、御金蔵からの参考文書の出納は終わり、調査結果の整理作業や補完調査などに着手していくが、慶長、寛永の検地帳をはじめ、秋田六郡各村の村ごとの検地帳も御金蔵で管理・保管されていたことがわかる。

館蔵資料で、「川辺郡村々 御黒印高帳」、「山本郡村々 御黒印高帳」、「秋田郡村々 御黒印高帳」の三冊は、天和四年「御蔵分」と記され、さらに「仙北村々 御黒印高帳」、「山本郡村々 御黒印高帳」、「平鹿郡村々 御黒印高帳」の三冊も、宝永二年「御蔵分」と記されており、これらは27でいう、天和、宝永のそれぞれ八冊のなかの三冊づつではないかと想定される。

次にこの調査で作成された文書と、御金蔵以外に納められた文書などについて、関係箇所のみをあげたい。

- 3 8 十一年三月三十日：去年中ヨリ在々相廻り候、一郡絵図五枚出来差上候
- 3 9 同年七月六日：六郡絵図ハ出来仕候：
- 4 0 同年八月五日：六郡絵図御勘定所ニ有之
- 4 1 十二年二月七日、本田直帳面目録ともニ出来、今日差上候
- 4 2 十三年正月廿九日、旧冬根岸惣内常陸古絵図持参：
- 4 3 同年五月廿六日：院内一円絵図之御用ニ御座候間、別紙書付之通出来次第ニ差出：
- 一 院内一円之絵図：

- 一 横手一円之絵図 ……
- 右之通絵山角館湯沢角間川刈和野へも申渡候筈
- 4 4 同年五月廿九日、今度在々之絵図差出候様ニ、御書付にて被仰渡候：
- 一 刈和野 …… 一角館 …… 一 横手 ……
- 一 絵山 …… 一角間川 …… 一 湯沢 ……
- 4 5 同年六月廿日、刈和野絵図出来：
- 4 6 同年六月廿一日、去月廿六日所預り衆へ、其所一円之絵図仕立可差出候由、申渡候節、茂木弥三郎殿触落候間、今度屋敷番さいそく申渡候
- 4 7 同年六月廿五日、角間川一円御絵図、梅津小太郎所ヨリ差出候
- 4 8 同年十月廿一日、十二所一円絵図、茂木弥三郎殿ヨリ：
- 4 9 十五年二月十六日：御用所ニ差出候帳面之覚。御黒印帳(四十冊)、右は、算笥老ツニ入御用所へ指上候。六郡正保(高辻帳式)、慶安四年迄(高帳)、寛文四年迄(高帳)、寛文(高辻帳式)、貞享(郷村高辻帳)、元禄(高帳)、元禄(変地帳五冊一包)、宝永(郷村高辻帳)、享保(郷村高辻帳)、年々高目録老袋、梅津主馬(政景日記抜書老冊)、黒沢多左衛門元里(覚書式冊)、黒沢味右衛門道次(覚書)、天和道程老袋三冊元禄道程書付(老袋八通)、右は、老之算笥二入。天和 御黒印(帳八)、宝永 御黒印(帳八)、御代官帳、享保七年同八年調(拾三冊)、右は式之
- 5 0 同年五月三日：萱橋絵図老数并御高書付式冊之由、老袋去月廿九日相達候：
- 5 1 十六年正月廿六日：於御用所被仰渡候は、御絵図、郷帳出来次第江戸江持参：
- 5 2 同年二月廿日：江戸江被指上候御窺縁絵図出来致候：江戸御絵図(一袋)、老枚、七郡縁絵図(文箱二入)、老枚、森吉山嶽御絵図(袋)、老枚、元禄之御控中絵図老枚、御末書御判物老封、七郡郷帳老冊、下野国郷帳老冊、御領地惣目録老冊、七郡郷帳外題老枚、御判形ノ候町人替老枚、寺館尻引直替老枚、御口上書草稿(一包)、式枚、下野郷帳外題老枚、御領地惣目録外題老枚、右拾色文箱老ツニ入。正保郷帳(紺表紙)、式冊、但シ中巻下巻斗、元禄十五年郷帳控老冊、享保元年郷帳老冊、仙北郡正保享保御改之高村名異同帳老冊、但シ郷帳斗ニ而郷

村帳ニ構不申、仕立候、秋田郡右同断書抜老冊、江戸御絵図折形(一)老枚、絵具筆注文(一)老通、七郡縁絵図小絵図老枚、右之通今度田崎治左衛門鷺尾彦九郎江戶江持参：

5 4 同年六月十四日、田代源太、岡藏人主、明後日十六日下筋へ

御用ニ付足出ニ付、筆筒式ツ并櫃老ツ、御兵具藏へ納置候、御用所御黒印帳并御黒印村帳ともニ御用所へ納置候、御用筆筒五ツ、御絵図箱老ツ、御勘定所へ納置候

5 5 同年七月九日、郡村御用方御用筆筒五ツ、御絵図箱老ツ、当

六月十四日、御勘定所へ納置候を今日取寄申候。御境目御用筆筒式ツ、櫃老ツ、御兵具藏：納置候：

5 6 同年十一月廿日：郷村帳郷帳共ニ御用ニ付、御用所へ可被差

出候由、申来候、享保郷村帳ハ、江戸へ参候ニ付郷帳斗：相渡候

5 7 十七年二月四日：去春中江戸表へ被差上候郷帳御控も、右筆

手明次第、書筈ニ御座候間、御右筆所へ：差図申候

5 8 同年三月六日、郡村方御用筆筒五ツ之内三ツ、并御絵図箱大

小式ツ、当分御用無之候ニ付、御勘定所へ納置候

5 9 同年閏五月廿一日、御代々御判物写并御領地目録写、其外御

書付共、但左兵衛殿御印一、包一、箱一、寛文四年郷村帳一冊同書替四枚一包、貞享元年郷村帳同書替三枚老包、宝永八年郷村帳同書替五枚老包、郷村帳草稿一冊、新郷村帳下書帳一冊、郷村帳吟味覚書一冊、下野国御領地郷帳一冊(出羽国)
(下野国)

之内御領地惣高目録一冊、貞享郷村帳之御末書へ宝永享保郷村帳之異同付札致候帳一冊、前度四度郷村帳御末書ト、新郷村帳古田改正出高ト新田高過不足指引帳一冊、右十四筆御飛脚を以て為登申候、右箱大木屋ヨリ御判物箱共ニ式ツ請取、御判物箱ハ内ニ入、箱老ツニ致、御用所江差出候

6 0 同年七月二日、御勘定所へ納置候大中御絵図箱式ツ、今日御

広間へ取寄申候

6 1 同年九月四日、郡村方御用筆筒四ツ、御勘定所ヨリ取寄御用

明則返シ置候

6 2 同年十月三日、御兵具藏ヨリ御絵図箱式ツ、御用ニ付取寄申

候

6 3 十八年六月晦日、御兵具藏ヨリ御判物入老ツ、御絵図箱共ニ

御広間ニ：

6 4 十九年三月十七日：今日切相仕舞明日御用筆筒、御絵図箱分、

御兵藏へ納置候段：

6 5 同年三月十八日、御絵図箱式ツ、郡村御用たんす式ツ、御境

目御用たんす三ツ、御勘定所へ納置候。御証文箱老ツ、郷村

高辻帳箱老ツ、御兵藏納置候

所預などに、支配する町の絵図提出を命じたのが、43から47までの記事である。刈和野、角間川、十二所の三ヶ所以外は、いつ完成したかわからないが、提出を命じられたとは、記されていない大館を含め、桧山、刈和野、角館、横手、湯沢、院内の絵図を所藏

している。⁽¹⁵⁾

次に38からの記事のなかにある文書のなかで、館蔵資料をあげると、48であげた「御黒印帳(拾四冊)」と「御黒印吟味覚書六冊」は、享保十四年の「御黒印高帳」と「御黒印吟味覚書」で、前書は十四冊あるが、後書は五冊しかないが、各冊に「六郡六冊之内」と記されており、一冊は紛失したものである。また、同じく49の「黒沢味右衛門道次(覚書老通)」は、寛文四年の「黒沢味右衛門覚書」であると思われる。現在、確認できるのは、絵図を含めてその数は多くないが、これは、移管文書の目録でとられた「表題」と比較して特定しているからで、資料そのものを見て、郡村日記であげられた「文書」とつき合わせてみれば、点数はもっと増えるものと考えられる。

ところで、49では、文書類を箆筒に入れて「御用所」に「差上げ」とあり、御用所は文書の保管場所ではないとなるが、54では、御用所に「納置」とあって、御用所も保管場所の一つであるとも考えられる。しかし、御用所に文書を納めたところのは、ここだけで、53では、また「差出」したとされ、この記録の最後の65でも箆筒が納められたのは、「御勘定所」と「御兵蔵」であると記され、「御用所」は入っていない。とすれば、兩人が出張り期間中だけ、毎日の仕事で使用していた文書を、御用所に預けたのを「納置」としたとも考えられる。この「郷村日記」は、安楽院に常誥の物書きが、毎日の仕事をメモし、それを年ごとにまとめて整理したもの

考えられ、しかも字体が異なるから、筆者は複数であると考えられる。また49で、「箆筒老通二入」れたとされる「御黒印帳(十四冊)」と「四之箆筒二入」れたとされる「御黒印(帳拾四冊)」は、同じ文書であると考えられるなど、記述の観点や用語の使い方が、必ずしも一定していない。また、大館絵図を落とすなど、必要な記事を漏れなく記しているとはかぎらない。

ここにきて、郷村日記を「無批判」に使ってきた「つけ」がまわってきたようである。ここでの目的は、「秋田藩における文書管理」についておおまかなことを知り、今後の文書の再整理の指針を見いだすことであつたが、それだけでは、すまないところまでできてしまったようである。

先述した天和、宝永の御黒印帳の表紙に書かれている「御蔵分」の「蔵」は、「御金蔵」なのか、あるいは「御兵具蔵」なのかも、つめて考えなければならぬ大きな課題の一つである。享保五年「御絵図御証勘老通」の末尾には、「右之通御絵図共御納戸より被指出、永々御境目役江被渡置候間、御兵具蔵江納置可申候以上」と記され、「御兵具蔵」でも絵図が保管・管理されていたことが裏付けられる。

やはり、文書を保管していたと記されている「御金蔵」や「御兵具蔵」だけではなく「御用所」や「御勘定所」などが、職制上どのような権限や機能を保有していたかを、具体的に追究しながら、「秋田藩における文書の作成と管理」について、考えなければなら

ない。

以上、相当の試行錯誤を重ね視点も一定していない、拙文になってしまったが、本稿の課題に対して、ある程度の方向性は、打ち出すことができたように思われる。¹⁴⁾「秋田藩の職制」を知ったうえで、どのような役所でどのような文書が作成・保管されたかを、考えながら「混架資料」の伝来を明らかにする。それが、出発点である。たしかに「秋田藩」から「秋田県」への文書の引き継ぎ問題などは問題ではあるが、それは後の問題それは後の課題にしたい。¹⁵⁾

註

- (1) 一次資料とその写本から構成されるのが、「文書」それに書籍類が加わったのが、「文庫」としたのではないかと思ったが、必ずしもそうではなく、文庫、文書の使い分けが明確ではない。また、佐藤信淵の著作や関連資料からなる「弥高文庫」、平田篤胤の著書などからなる「平田文庫」、平田篤胤の自筆本や仙北の佐藤家から寄贈された佐竹氏や岩城氏の書状類からなる「貴重書」を「特殊」文庫としているが、その「特殊」や「貴重書」の意味も問題である。
- (2) なお、8表の1の新屋村と3の下延村からの文書も、A記号で分類整理されているが、これらも電子複写資料であるから、第2表に含めなかった。
- (3) 鈴木ミサオ家資料だけは、「目録」に掲載されていない。次に、第4表の番号の理解のために、この目録の凡例を掲載する。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
300	外 行	力	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ
310		湯	沢	雄	勝				
320		横	手	平	鹿				
330	大	曲	仙	北					
340	本	荘	由	利					
350	秋	田	河	辺					
360	男	鹿	南	秋	田				
370	能	代	山	本					
380	大	館	北	秋	田				
390	鹿	角	小	坂					

- (4) 目録の上では、A記号郷土資料と「混架資料」は区別されているが、出所、伝来が明確でないという点では、同じなので、両方とも「混架資料」とした。
- (5) 三冊の書籍目録が、いつ作成されたかは、記されてはいない。「新」には、書きたしと廃棄印が見られるが、「旧」と「各課定備」には、みられない。それらを手がかりとし、三冊が同時に作られたとすれば、諸統計書之部に「○印棄損ス 明治二十六年十二月十四日」とあるから、二十五年頃に作られたのではないかと、想定される。ところで、佐竹家から引き継いだ文書や書籍だけではなく、県が作成したり、購入した文書や書籍なども貸し付けられている可能性があることを忘れてはならない。
- (6) 「御蔵書目録」は、西家の文庫のなかに収められているが、これは、

本来はASに収められるべき資料である。この目録の末尾に、天保三年六月「秋田藩」記録方右筆筆頭の岩堀宗六らが調査を担当したと記されているだけでなく、この「目録」に記載されている「改選諸家系譜」六十九冊ほか、多くの文書が、ASに収められているからである。

- (7) 第5表では、真崎と真崎勇助と分けて整理した。差出人と受取人との関係からすれば、真崎は勇助のことだと思いが、書状に表記されている通りにまとめて整理した。他にも同様である。また17番の「長瀬宛書状」は、第7表の35番の「長瀬」とまとめた方がいいのかもしれない。ただ20番の「安東」は第1表の移管目録3に、収められている「安東家」とは関係がないことを記しておきたい。
- (8) A記号の中にもこれと全く同じ「八代印」が押されている「服忌令」がある。

- (9) 「昭和十年度以前収蔵郷土資料・昭和三十四年度以前郷土人著作目録」参照（「秋田県立秋田図書館」昭和三十九年八月）
- (10) ASに収められている「宇都宮日記」は、「旅中日記」を含めて百二十四冊である。なお、明治二年ヨリ九年迄の日記、八冊は記載されているが、仕送りとは記されていない。維新後の日記は、「個人」の日記と考えられたのであろう。
- (11) 樋口氏の「蔵書目録」には、絵図目録が載せられている。確かに「秋田城絵図」や「秋田六郡全図」のほか大館や横手の「城絵図」は、見られるが、江戸の屋敷や蝦夷地関係の絵図が多く、対幕用、

藩内用に作成した絵図は、ほとんど見られない。「千秋文庫」の蔵書も視野に入れて考えなければならない。

(12) 郷村日記は、

- 一、二月十八日、館岡武兵衛：
- 一、戸崎藤兵衛：
- 一、二月廿日、八代角助：と記されている。

それで、たとえば戸崎ではじまる記事を引用する場合の月日は、二月十八日とした。

(13) 町絵図については阿部和彦「秋田藩領城下町・在郷給人町の官製図について」参照（「東北大学建築学報」第20号所収）

- (14) かつて図書館で文書を整理し、目録を作成した先輩諸氏に対する批判は、ないものねだりといえるかもしれない。当時は文書整理に、専任できず、図書館における様々な仕事をしながら、文書の整理を組織的ではなく、個人的にしたからである。文書資料を散逸することなく、その時々と与えられた条件のなかで、ベストを尽くして仕事をされたことを認めた上での、批判であることを記しておきたい。

(15) 文書の作成主体や保管場所の特定は、文書の「原」秩序復元の有力な根拠となる

(主任専門員 きくち やすお)

明治前期秋田県の職務分課の変遷について

高橋 務

はじめに

- 一 「秋田県沿革史稿」について
- 二 地方制度の改正と県庁の職務分課の変遷
 - 1 「県治条例」下の県の職務分課
 - 2 「府県職制並事務章程」下の県の職務分課
 - 3 「府県官職制」下の県の職務分課
 - 4 「地方官官制」下の県の職務分課

はじめに

本稿は、明治前期、すなわち秋田県の成立から明治二十年代初頭までの県庁の職務分課の推移の過程をたどり、組織的改変の意味を確認し、これを時期的に区分して整理しようという試みである。

本館は膨大な明治期の公文書を所蔵している。これらを合理的に

再整理する作業がわれわれの当面する課題である。そのためには、公文書を生み出してきた県庁の機構変遷とその職務内容の正確な把握が必要である。本稿は、その調査の成果の一部である。これを明治前期と限った理由は、ひとつは調査の進展度による。つぎに、この時期は「秋田県報」発刊以前にあたり、当該期間の公文書調査による以外、正確には掌握できない事情がある。また、最近の地方制度の研究からも明らかのように、明治国家体制の準備期と特徴付けられる一時期であるからである¹⁾。

この時期の秋田県庁の分課の変遷に言及した刊行書は数少ない。大正六年の『秋田県史』ではこれを沿革の一覧表でまとめ²⁾、昭和三十九年の『秋田県史』明治編ではじめて叙述された³⁾。その後の秋田県立秋田図書館が廃棄公文書の整理のため、当時の文書係が系統図的にまとめた昭和四十七年の「秋田県行政機構総合一覧」がある以外、最近の成果はない。

これらの成果も、明治期の県庁中への規則や達類などを綴った公文書にもとづいて発表された成果であると考えられる。本稿も方法

的には同様である。しかし、単に部課係等の名称に止まらず、これまでの行政の成果なども活用して、可能なかぎり県庁機構の変遷とその職務内容の点検を通じて検討した結果を報告する。

一 「秋田県沿革史稿」について

明治二十二年までは本県の沿革誌は作成されていなかった。本館に「秋田県沿革史稿」と「秋田県沿革史草案」という二点の史料がある。前者は百丁余で明治四年から二十二年、後者は四十丁余で明治二十三、四年の沿革をまとめた小編纂物である。いずれも「秋田県沿革史」として編纂されたものである。「秋田県沿革史稿」の最後に二通の起案書が綴られ、この小編纂物がつくられるに至った経緯を知ることができる。一通は明治二十二年九月二十一日、第一部庶務課長の属青木定謙が起案した回議第一一七号の文書。他は同年十月八日に庶務課属飛沢鐵太が編纂委員として起案した回議番号一九三号の文書である。この二通の文書から、置県以来はじめての沿革誌を編纂する方針を読み取ることができる。

はじめに、この「県庁沿革誌編纂ノ議」と題する第一一七号文書で、青木は沿革誌編纂を次のように当時の第一部長小川弘水と知事青山貞（たかし）に説明している。当時の正規の起案用紙ではなく、県の十三行野紙に書かれている。全文を掲げる。

明治二十二年九月廿一日

明治前期秋田県の職務分課の変遷について

知事 青山 第一部庶務課長

第一部長 弘水 属青木定謙 青木

県庁沿革誌編纂ノ議

曩ニ本県現行法規編纂ノ裁可ヲ経、爾来委員ヲ置キ、孜々トシテ之ニ従事セシメタルヲ以、今ヤ漸ク成功ヲ告ケタリ、其執務上ニ便益ヲ与ヘタルニ少ナラサルヲ信ス、而シテ本県記録上ニ於テ仍ホ欠典ト称スヘキモノハ、沿革誌ノ編纂ナキ事是ナリ、抑モ往時ノ事蹟ニ徴シテ将来ノ針路ヲ定メ、其他諸般ノ考据参照ニ供スルニ、沿革誌ノ必要ナルハ言ヲ俟タサルナリ、依テ本課員中ニ委員ヲ置キ、置県ノ初ヨリ本年十二月マテヲ限トシ、編年体ヲ以テ官報ニ掲クル司法省外務省等ノ沿革誌ニ模擬シ、該誌ノ編纂ニ従事セシメ度、予メ仰御裁可候也

この沿革誌編纂は庶務課長青木定謙の強い意思ではじめられた。冒頭の「本県現行法規編纂」とは、明治四年以降発令され、明治二十二年現在まで、現行の県行政に関わる法令集『現行秋田県法規』上下二巻の発刊準備が無事できたことを指している。この法規の編纂事業の過程で沿革誌編纂の必要性が痛感されたのであろう。引続き編年体で、中央の省庁の沿革誌のような県庁の沿革誌編纂が企画されたのである。庶務課員を編纂委員に充てて従事させることを願ひ出たわけである。

この企画は知事に認められ、実際に行われる運びとなった。編纂

委員には、飛沢鐵太ほか第一九三号文書の委員欄の印鑑から、庶務課属の石井剛太郎、前田復二郎が選任されたと考えられ、当初この三人の属を中心に編纂作業が開始されたと思われる。その体裁と摘録する事項等について伺った文書が第一九三号文書である。これは正規の起案用紙を使用し、庶務課長、第一部長を経て、知事に決裁を受けている。

これによると、収録する期間を明治四年の置県から同二十二年の十二月までと定め、部門を設けず、編年体で記述する。そして、摘録すべき内容として次の十箇条を挙げている。

- 一 本庁及処属官衙ノ廃置分合及移転
 - 二 各官衙ノ構成権限及管轄区域
 - 三 各課ノ廃置分合
 - 四 高等官ノ任免黜陟及更迭
 - 五 重要ナル事務ノ主管替
 - 六 郡区戸長ヘノ分任条件
 - 七 重要ナル事件ニ就テノ官吏出張巡回
 - 八 県治上ニ関シタル事件ノ生息
 - 九 県治上ニ関シタル事業ノ興廃
 - 十 学校病院等ニ関シ重モタル沿革
- 第八第九項目の取り扱いについて「委員ニ注意」した旨の付箋がある以外、大筋は了承され、この観点から、県庁の職務の沿革等を中心に編纂材料を集めたと考えられる。

また、表紙には「秋田県沿革史稿」とあるが、内扉には「秋田県沿革誌稿」とある。原議からみても、正しくは「誌」である。この点「秋田県沿革史草案」の場合も同様である。また、本文とは書体も違うので、表紙はのちに同じ時点で付した際に書かれたと考えてよい。一方、本文は同一人物の手で特徴ある書体で書かれている。「秋田県沿革史稿」が完成したあとで、すなわち、本史料冒頭に付された「凡例」には「明治二十三年十月」とあるので、その後これに倣って継続して二年分を纏めたのが「秋田県沿革史草案」であろう。

さて、先の「凡例」の最後に次のように記載されている。

明治六年中、本庁祝融ノ災ニ罹リ、諸記録烏有ニ属スルモノ少ナカラサルヲ以、編輯ノ材料完全ニ欠クノ憾ナシトセス、観者之ヲ諒セヨ

すなわち、明治六年八月二十四日の県庁の焼失によって、置県からこの時までの記録類は全く失われ、明治二十二年の時点ですら「沿革誌」の編纂の材料に欠く状態であったことがわかる。このような史料的な制約によって、県庁の沿革といっても、最初の約二年間は空白であり、実質的には明治六年以降の職掌の変遷にならざるをえない。

「秋田県沿革史稿」（以後「沿革誌」とする）は明治二十二年までの県の職務分課の変遷を調査する際には、必須の参照すべき史料のひとつといえる。事実、これまでも何回かにわたり参

照されてきた形跡がある。ペンや鉛筆などで後に訂正や補足記入した箇所が数カ所ある。

以下は、この「沿革誌」には典拠等の記載は一切ないが、この記述を一応の手掛りにして、このもとなつたと考えられる公文書等の諸史料を採って整理し、考察を加えたものである。

二 地方制度の改正と県庁の職務分課の変遷

県は国家の地方機関であつた。したがつて、その職務分課は基本的に国家の地方官制およびその職務を規定する法令等にもとづいて改編された。「沿革誌」でわかる大規模な職務分課は、多くは国の地方制度の改正を受けて実施されている。すなわち、明治二十年代前半までの地方制度は、大きく次の四法令にもとづいて区分することができるとすなわち、(1)「県治条例」、(2)「府県職制並事務章程」、(3)「府県官職制」、(4)「地方官官制」の四法令である。したがつて、県庁の職務分課変遷の大枠も、基本的にはこれにもとづいているので、四期に分けて叙述する。

1 「県治条例」下の県の職務分課

廃藩置県後の明治四年十一月二十七日、で「府県官等」(太政官第六百二十二)⁵⁾および「県治条例」(同六百二十三)が⁶⁾出され、地方組織とその機関の役割が明確化された。もっとも、この一カ月前

の十月二十八日に「府県官制」(太政官第五百六十)によって、府県の官制と府県に租税・庶務・聴訟の三課を置き、典事以下の職員が参事の許允のもとで事務を施行すると規定して、制度的には発足した。あまりに短期の改正であり、また史的な制約により「府県官制」下での本県の実態は明確にできない。したがつて、「県治条例」下での職務分課から取り上げたい。

「県治条例」は「県治職制」、「県治事務章程」、「県治官員並常備金規則」、「窮民一時救助規則」の四つの法令によって構成されている。ここでは「県治職制」と「県治事務章程」の本県の職務分課に関わる観点から内容を整理しておく。開港場以外の県には、奏任官と判任官の二種の官吏を置いた。奏任官とは令もしくは権令一名、参事もしくは権参事一名、さらに特別の事情により置くこともできた七等出仕である。また、典事・権典事・大属・権大属・少属・権少属・史生・出仕の各官が判任官である。令は判任官以下の任免等ができた。典事・権典事は令の指令に従い、県庁に置かれた庶務課・聴訟課・租税課・出納課の事務を分掌した。さらに東京出張所に大属・権大属から一名、史生一名が常時置かれ、県に関わる仕事に当つた⁶⁾。県庁の事務は令・参事が判決して処分の法案を作り主務の各省に稟議して処分すべき事項と令・参事が専任施行して後にその旨趣を主務の省に報告等すべき事項に大きく二分された。全国統一的な体制が確立していないため、中央集権的な事務処理を規定した。前者は「県治事務章程」の上款として三十一カ条、後者は

下款十六カ条にわたり規定した。この比率からもわかるように、多くは中央省庁からの指令によって処理し、重要な事柄をすべて上款に規定した。

この「県治条例」下で、県の職務分課は「秋田県職務章程」で定められた。この条例が施行されていた明治八年十一月までの間に、全面的な改正は少なくとも次の三回は行われた。①明治六年八月二十五日、②明治八年一月十九日、③同八年六月二十二日である。現在判明する最初の職務章程は、明治六年二月左院が国憲民法を編纂するために制令関係の書類の提出を命じたが、前述の県庁の火災のためか、翌七年五月に遅れて差し出された控としてのころものである。⁷⁷

この章程の制定文には、

今般正権典事被廢、旁本県職務章程別冊之通返ニ相定、本年九月一日ヨリ施行候条、従来ノ諸規則・各官奉職心得・各課事務章程等、之ニ矛盾抵触スル条件ハ、廢止ト可被相心得候事

明治六年八月

秋田県権令 国司仙吉

秋田県権参事 加藤租一

秋田県七等出仕 嶋田泰夫

とある。「沿革誌」では同五年「庶務課規則」の存在をわずかに確認できるのみであるが、これ以前に「諸規則・各官奉職心得・各課事務章程等」が制定されていたことがわかる。また、「沿革誌」は

制定を火災翌日の八月二十五日、県庁を旧城内の下中城小学校に設置した日としている。各課を担当した典事・権典事を廃止して、大属以下の職掌改定は八月四日であるので（太政官第二百八十五）、それにもなう改定が既に準備されていたと考えてもよいが、日付の確証はない。九月一日から施行された。

図1のように、四課に各掛等を置いて事務を分掌させた。注意し

図1 明治6年の県庁の職務分課（8・25改正）



なければならぬ点は、各掛は必ずしも並列な関係ではないということである。調査掛にはとくに課を総括し、管理的な責任をもたせた。たとえば、次のような条文が見える。

第二条 普ク一課内ノ事務ニ注意シ、其事ノ挙ラサルアレハ調査

掛其責ニ任ス、課中担当ノ官員之ニ亜ク

第四条 判任官其担任スル事ノ処分目途ヲ立テ、必ス其課ノ調査

掛ニ商リ検印ヲ得テ、直ニ決ヲ奏任官ニ乞フヘシ

但、調査掛ヨリ決ヲ奏任官ニ商ルモ亦時宜便利ニ任ス

第五条 課内主務担任ノ人撰ハ、其調査掛コレニ与ルコト得ヘシ

第十二条 庶務課ノ分掌ハ左ノ如クナルヘシ

第一節調査掛 正権大属ノ内一人之レハ正権中属ヲ以代理セム
ム尤此時ニ膺テハ別ニ調査ノ任ヲ命ス四課皆同、課中ノ事務細大トナク都テ其担任者ト商議シ、諸掛ニテ調理ノ諸件ヲ検査シ、每件決ヲ奏任官ニ乞イ、迅速之ヲ施行シ、且諸御布告ノ件々庁中回覧等、本課関係ノ条件無洩謄写銘簿ニ記載シ置キ、担任ノ者ヲ督促日限等遅滞ナカラシムルコトヲ掌ル

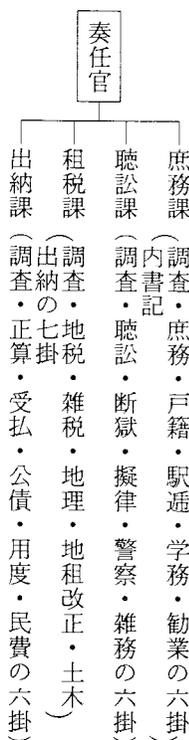
これらの規定に明らかなように、課の責任を第一に負い、すべて調査掛を経て令参事等の奏任官に上申される流れを基本とした。そして課内の人事にも関与することができた。第十二条第一節の庶務課調査掛の例から知ることができるように、原則的には正権中属までの者から一人登用され、後の課長の格付けはないが、課の事務全般に関与し、奏任官の意を得て迅速に施行させる立場であった。廃止された正権典事の役割が、職務上は調査掛という形で新たに位置付けられたと考えられる。

次に②は、明治八年一月十九日正副区戸長に布達された。この時点までに租税課、出納課、聴訟課監視掛の職掌が変化した。明治六年十二月三日、「県治条例」の租税課と出納課の職掌が改定され（太政官第三百九十七号）、翌七年十月三日、司法警察の事務が府県に委任されたからである（太政官第三百三十二号達）。①の段階からの掛の改廃をあげれば、同七年四月二四日の租税課米金出納掛、同五月十八日の土族授産のための庶務課授産掛の設置、同七月二日の租税課生産掛を廃し、庶務課勸業掛の設置、同月十三日租税課雑税掛下の土崎港、船川港船改所支配の支庁移管、同十月二十二日の

出納課民費掛の設置、同十二月四日の出納課出張所の廃止など多くをあげることができる。また、地租改正の進展等から全面的に補正が必要となったための改定と考えられる。

基本的には前回の継承といえるが、図1の庶務課の奏任官付属書記、聴訟課監視掛、租税課地券掛が廃され、図2中の庶務課内書記、

図2 明治8年の県庁の職務分課（1・19改正）



聴訟課警察掛、租税課地理掛・地租改正掛、出納課用度掛が新設された。各掛の職務規定から見た場合、系譜的には庶務課内書記から書記、聴訟課監視掛から警察掛、租税課地券掛から地理掛・地租改正掛、常務掛から地稅掛、出納課受払掛から受払掛・用度掛、計算掛から正算掛に引継がれた。

最後に、③は明治八年六月二十二日、各区の正副区戸長へ布達された。これは、同年四月八日に「県治条例」が改正され（太政官第五十三号達）、庶務課から学務課が分れ、県庁の事務も五課と改正されたことを受けての改定である。本県では翌五月四日庶務課学務掛が廃止され、太平洋校内に学務課が設置された。課と調査・学務・校務・医務・編輯の五つの各掛の職掌は五月十日に規定された。①

では、学務掛の職掌は大きく分ければ教育と記録であった。①の段階からは学校教育と医学と記録の三分野の仕事へと変化した。学務課の各掛は、先の学務掛当時の職務内容に即して設けられた。これと四月八日出納課に改正と鑑定の両掛が設置された点を盛り込んだ以外、内容上の変化はみられない。全県に学務課の新設を周知させる必要から、今回の達となったのであろう。

この段階では「秋田県職務章程」のほかに、各課ごとに「事務章程」という規程が存在した。「秋田県職務章程」の規定を受けて、施行細則といべき内容の規程である。現在では改正点などのごく一部しか判明しないが、これによって対応できる具体的な事項ごとの条文を立てて、事務処理がおこなわれていたと思われる。これが現在記録として十分に保存されてこなかった理由は、「職務章程」以上に「事務章程」が県庁内部だけの、直接的にはその当座の関係者のみに意味があり、職階制も不完全でかなり漠然としていたこと⁽¹⁹⁾もあって、改廃の稟議の過程も簡略で、その扱いが軽微であったことによると思う。たとえば、庶務課事務章程の追加についての例をみてみよう。

庶務課

権令クニシ 朱字

常務掛糟谷 朱字

明治七年五月五日

先般郵送諸願伺届等件数御治定ニ付テハ庶務課事務章程第四条へ別紙ノ通御増加相成可然哉相伺候

庁中回覧

庶務課事務章程第四条へ左ノ但書ヲ増加ス

但郵送スル諸願伺等指令書ハ日々午後第二時限り毎小区分取纏

メ其区扱処へ向ケ送送スヘシ

本分ノ時限ハ退庁ノ時限ニ依テ変換アルヘシ

庶務課常務掛の糟谷なる者が起案し、権令の国司仙吉が決済するだけで第四条の但し書きが追加できたわけである。そしてそれが「庁中回覧」という方法で周知されて完了したことを物語っている。

この段階は制度的には中央の統制が強力ではあるが、実態としては現場での裁量の余地が大きかったといえる。「県治条例」を具体化した「秋田県職務章程」も判任官に対しての原則的な規程であり、たえず融通のききたいいわゆる「事務章程」や記録にのこらない事例処理方法こそ実際のであった。また、基本となる国の地方官制や職制そのものが、いわば試行錯誤の段階であり、この改正が相次いでおこなわれた。これを受ける本県の職務分課も同様であった。掛は固有のものとはならないうちに改廃された⁽²⁰⁾。職階制もまだ不完全で漠然としており、実際の個別の事例に即してどの掛を設けてどのよう⁽²¹⁾に事務処理すべきか、試行錯誤した段階であったと思われる。

2 「府県職制並事務章程」下の県の職務分課

明治八年十一月三十日、「県治条例」が廃されて「府県職制並事務章程」が制定された(太政官第二百三号達)。「府県職制」では、奏任官の七等出仕が職名になくなった。令の指令のもとに属・史生

が第一課（庶務）・第二課（勸業）・第三課（租税）・第四課（警保）・第五課（学務）・第六課（出納）の職務を分掌する体制にかわった。属・史生が令の指令にしたがって分掌する課名とその目を規定したが、課の職務は規定されなかった。また、「府県事務章程」は、内容を一新した。前款の規定が三十九カ条、下款が五十二カ条と府県に委任された條款が多くなった。国と県ともに事務内容の分化が進んだ結果といえる。

明治十一年七月まで、原則的にはこの制度下で県の分課が規定された。県はこの間①明治八年十二月二十七日、②翌九年六月一日の二回にわたり分課職制の全面的な改正を行った。①は先の名称を受け継ぎ「秋田県職務章程」とし、制定文で九年一月からの施行と定めた。¹⁶②は名称を「秋田県分課職制」と改め、各区の正副区戸長に明治九年六月一日布達された。¹⁷

①の大きな改正点は二点にある。第一は「課長」が制度的にこの規程から位置付けられた点にある。各課の調査掛が廃止され、規定上「調査掛」の文言が「課長」と修正されて成文化された。第二は、第二課、第四課すなわち勸業と警保の各課が増置された点にある。

さて課数について言えば、聴訟課は改正の対象とされなかったもので、県庁は一時的に七課の体制になった。ただ、第四課は、明治八年十一月三十日、聴訟課の警察掛が独立し、すでに課扱いの警察所となっていたので、実質的に新体制への移行は終えていた。その後、明治九年二月二十九日に聴訟課が秋田県裁判所となり、¹⁸県庁機構か

ら分離される道を辿る。警察の機構も明治八年十月二十四日から府県官に警部を置き、邏卒を巡査と改称し、独自の官等を設けた（太政官第八十一号、第八十二号、第八十三号達）。本県でも一応は第四課という形で県庁機構の一部にはなっていたが、明治九年三月二十七日に第四課が廃され、再度警察所の設置となった。²⁰したが司法と警察が独立した一つの体系を構築していく。これらの変化が法令の名称にも反映して②が「秋田県分課職制」となったのであろう。すなわち、県庁は第一課、第二課、第三課、第五課、第六課の五課のみとなった。各掛の事務分掌は①をそのまま引継ぎ、第一課戸籍掛・民費掛、²¹第二課では勸農掛、第六課の公債掛で部分的に職掌の改正がみられたのみである。

明治九年二月二十七日太政官第二十二号達により、地方の実態に即して「府県職制」で定めた課目を合併減省したり、掛の新設を認めるなど、地方に裁量を与えたので、各県独自の課掛ができる根拠ができた。第四課を廃止して本庁と警察所としたのは、この流れに即した展開といえるであろう。また②以降の掛の改廃についてはいえば、めまぐるしいほどの掛の改廃が行われた点は依然として変わらない。まず明治十年四月三十日第一課に民費改正掛が設置されている。同年五月四日には第三課地租改正掛が廃止された。さらに八月三十日に第一課民費改正掛が短命にも廃止され、かわって区務掛が設置された。また、九月二十八日第六課に出納掛が設置され、第六課全体の職制と事務仮章程が作られた。翌十一年三月十四日には

第三課県税掛が廃され、国税掛に事務が併合された。ついで三月二十日第六課に銀行掛が設置されたことをあげることができる。⁽²²⁾ これら改廃がもつ意味については今後検討していきたい。

さて、掛の職掌は、それまでの改正点も加え、このような全面改定を契機に、とくに①のときにそれが顕著であるが、大幅に改定された。図3からも明らかのように新設の掛が多く、また、掛の名称

図3 明治9年の県庁の職務分課（明治8・12・27改正）



*聴訟課については、「秋田県職務章程」では規定していない。各掛は推測による。

が同一であろうと、規定を比較した場合職掌に変化のない掛はなかった。基礎となる「府県事務章程」での規定内容が相違したのであるから、個々の職務の昇段階の規定を吟味しなければならない。掛の名称のみで判断し、これを直線で結びつける式になりがちであるが、継起的に捉える場合、かなり注意が必要である。とくに条文でのわずかな変更が、実は相当の職務上の違いになる時も往々にしてある。

たとえば、①と②の第一課戸籍掛の規定を比較し、変化をみてみよう。

A 第一節 戸籍掛 正権大属以下適宜充之各課各掛皆同シ 八戸口名籍ヲ詳ニシ、及教法祭典等ノ事ヲ所分シ、兼テ徴兵事務ヲ掌ル

B 第一節 戸籍掛ハ戸口名籍ヲ詳ニシ、大小区画扱所ノ廃置貫属社寺ノ進退願届届、及教法祭典等ノ事ヲ所分シ、兼テ徴兵ノ事務ヲ掌ル

Aが①の時点、Bの傍線部分が②の時点で増加した職務内容である。②の改正の翌七月三日、「秋田県第一課分掛処務規定」がつくられ、課長の稟申をうけて権令石田英吉が各課に布達した。⁽²³⁾ 規程としての位置付けは先の「秋田県分課職制」より下位の事務分担と事務処理方法を規定した法令である。それによれば、戸籍掛は戸籍主任・貫属主任・社寺主任・徴兵主任の四主任に分れて事務処理されるように決められている。①の段階での処務規定はないので比較はできないが、Bに規定されたのでこの貫属主任が置かれたと推測できる。

職務は大小区各扱所の廃置関係は戸籍主任の職掌に、社寺の進退願届届は社寺主任の職掌に規定されている。これまでの事例の蓄積や国家の要請から新規定の部分が増加すると考えられる。しかもそれに即して内部規程が作り上げられ、新たな掛の分掌内容として確立していく。たとえば掛の名称が同一でも詳細にみれば職掌は変化していく例は多い。また各掛の職務は、国家の制度的な変化等ばかりでなく他掛の廃置による職務の分合などを吸収しながら、新たに規定

されていく場合もある。したがって、これを掛の名称のみで判断して系譜的にとらえることには、慎重な態度が必要である。

「府県職制並事務章程」下では、県庁の機構は調査掛から課長を軸に分課を構成するようになった。そして、課ごとに事務処理するための規程をもうけ、それが庁中回覧ではなく令の名の達によって各課に周知せしめられた。令のもとに各課が並列して事務処理する体制が実際的に機能するようになったからである。また、同じく県の機関のうち警察と裁判所が機能分化するとともに、しだいに県庁の機能の形が明確化してくる段階と位置付けることができる。

3 「府県官職制」下の県の職務分課

明治十一年七月二十五日、「府県職制並事務章程」を廃し、「府県官職制」(太政官第三十二号達)が制定された。これは、同年七月二十二日の「郡区町村編制法」(太政官第十七号布告)・「府県会規則」(同十八号布告)・「地方税規則」(同十九号布告)の、いわゆる三新法の制定にともなう地方制度の改正といつてよい。本県の官制からいえば、令一人、大書記官・少書記官から一人、一等から十等までの属と警部、八等相当の各郡一名の郡長、十等から十七等までの郡書記を置かれることに決まった。この法令では、以前の上款にあたる主務の省に稟申して処分すべき事項は三十四カ条にわたって規定されているが、下款という形では規制しないで、令すなわち地方官の裁量を認める方向に改められた。県令は法律および

政府の命令を執行するため、実施順序や規則を制定して布達し、行政事務を処理することができた。そのため属官を任免し、分課を命じて事務を分掌させることも可能となった。とくに課の名称や役割は規定されなかった。原則として課の改廃は県令の権限内となった。県令の新たな職務に地方税の徴収、そのための県会の事務、郡務の指揮監督が加わった。県は国の地方行政機関であると同時に、地方自治体としての要素をもつように変化した。

この「府県官職制」は明治十九年七月までの県の職務分課を基本的に規定した。この間県は五回の分課職制の全面改定を実施した。

①明治十一年十二月六日、②明治十四年九月二日、③明治十五年二月七日、④明治十六年六月十二日、⑤明治十九年四月八日である。

はじめに、①は布達された翌日から施行された。法令名は同じ「秋田県分課職制」である。三新法の布告後四ヶ月余り経過してからであった。この規程は、県令等との関係は規定されず、課長(所長)以下の事務分掌の規定であることが特徴的である。また、実体は現在明らかではないが、課長らで構成する「内会議」というものが存在した。県令の下、課長が県行政の中核的存在であることを象徴する徴証と考えたい。図4の各課掛と三科が設置された。衛生課、土木課、地理課の三課、整理科、臨時的な地租改正科・簿記改正科の三科など、これまでにない各課科が新設された。しかし、この制度下での課・科・掛の設置は、依然として多分に試行錯誤的であった。地租と地方税に関する課掛を中心に再編が繰り返された。とく

明治十三年は課の改廃が大幅に断行された。まず、同十二年六月九日には簿記改正科が廃止され、その後は会計課で取扱うように改められた。⁽²⁵⁾ 金穀その他の出納や諸帳簿の記載法が改正されたために、明治十一年九月三十日に臨時に設置された科であった。⁽²⁶⁾ 次に同十二年十月十三日には、備荒儲蓄法を前に庶務課に救荒掛が設置された。⁽²⁷⁾ 翌十三年四月十二日には、地理課を廃して租税課を新設した。同時に会計課の国税掛と地方税掛を廃止し、新たに租税課に両掛を設置した。租税課は地理・国税・地方税・地券・測量の五掛となった。⁽²⁸⁾ さらに八月十九日には、地租改正科を廃止して同課に地租改正掛を増置したが、明治十四年二年十五日、廃止されるに至った。⁽²⁹⁾ 国家財政窮迫を克服する課題に向けて、徴税の諸政策が実施される状況に対応した措置である。

また、本県の衛生課の設置は迅速な対応であった。府県に衛生事務担当吏員を置くように命ぜられた段階⁽³⁰⁾での新設であった。おそらく全国的コレラ等の流行が促進要因となったのであろう。しかし、明治十三年四月二十一日、課の各掛の構成を変更し、医事・司薬・保健・報告・諸務の五掛を置くように改めた。⁽³¹⁾ また、内務省は明治十二年十二月二十七日各府県に衛生課の設置を定め（内務省乙第五十五号達）、翌年一月六日衛生課職務章程と町村衛生会委員設置方法の提出を求めた（内務省無号達）。おそらく、これはその際の組織の再検討の結果であろう。さらに、四月二十二日には警察所を警察本署と改称した。⁽³²⁾ この年の四月十九日秋田県庁が南秋田郡土手長

図4 明治11年の県庁の職務分課（12・6の改正）



*「秋田県分課職務制」には令・少書記官とを課との関わりについての規定はない。

町中丁に新築開庁したことも、以上の機構改革の契機になっているように見える。

この時点で、新しい地方制度に対応した臨時の機関は整理科であった。整理科の職務は次の通りである。

- 法律諸規則ヲ研究シ探抽ニ便ナラシムル事
- 内会議ノ議案ヲ草スル事

管内布達諸達及諸規則等ノ議案ヲ檢視スル事

県会及町村会ノ事務ヲ管スル事

官記褒状及辞令書等ヲ書記スル事

県印ヲ管主スル事

諸願伺届等受付及配達ノ事

諸往復文書郵送ノ事

布告布達ノ印刷及頒布ノ事

代言人試験ノ事

職務を大雑把に言えば、法制、諸会議等の事務、文書の收受事務などである。新設の土木課は、明治十二年二月七日に施行細則というべき「土木課事務取扱順序」という規程を作った。課長の職務の説明の一節に「官省院使ノ布告布達達、及ヒ各局府県ノ來翰、人民ヨリ出ス所ノ諸文書等、本課ニ関スル者、整理科ヨリ送付セハ」とある。庁内各課への法令・往復文書等の分配を一手に行っていたことがわかる。県庁全体の窓口としての役割も担っていた。また、明治十四年一月十八日には新たに次の三項目が追加され、重要性を増していった。⁽³⁴⁾

一 整理課分掌第九項ノ次ニ左ノ三項ヲ増加ス

官員職掌ニ関スル諸件ヲ調理スル事

附テ宿直ヲ賦当スル事

官員職員録等調製スル事

附テ履歴ノ事

諸印鑑ニ関スル事

職掌や人事管理をも管轄するようになった。この科のみに科長は置かれなかった。まさに増大した県令の事務を処理する、臨時の県令直轄の中核機関として位置付けできる。

②はその後の改変に加え、さらに法的に整備して発表された。

「秋田県各課署職制并事務章程」と名前を改め、施行は明治天皇の県内巡幸後の明治十四年十月十三日からと定めた。⁽³⁵⁾各課ごとに独立していた規定を集約した形であった。職制と事務章程に分かれて構成されている。職制では、課長の職務を各課ともに三カ条にわたって規定した。①と違い課長を県令との関係でまず規定している。すなわち、「県令ノ命ヲ受ケ、課務ヲ管理シ、課員ヲ監視」することを第一に規定した。次に主管の事務については、県令に対して責任をもち、可否を弁明し、最後に掛中での分担を定め、担当が処理した議案を訂正できるとした。警察本署長の職制も基本的には課長同様である。しかし、一項に「南秋田河辺両郡ノ警察事務ハ特ニ之ヲ直管ス」という文言を加えた。明治十一年十二月二十三日、区制を廃して郡制を施行した際、秋田郡を分割して南北二郡としたが、その南秋田郡、すなわち現在の秋田市と河辺両郡を直轄扱いにした。

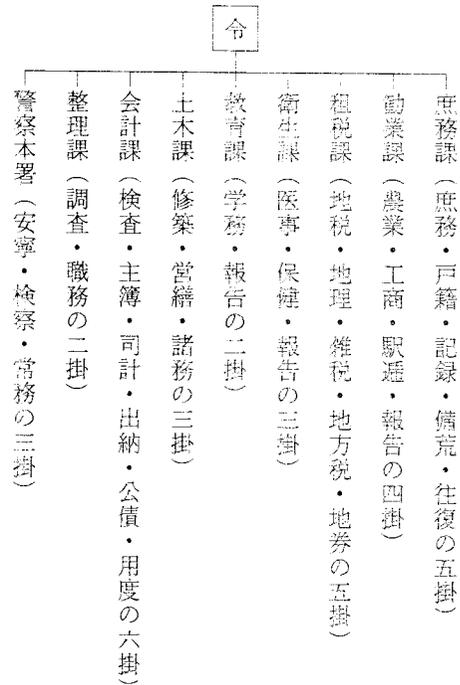
図5のように、課としては、整理科が整理課となり、調査と職務の二掛が置かれ、課長が配置された。臨時的措置から法制関係と県令特命の文案の起草、儀式・人事管理・官印管理の課として位置付けられた。しかし、職務上県令直属の色彩は強くなかった。なお、

「郡町村及奥会町村会」は庶務課の庶務掛、文書の収受や配布は庶務課往復掛の職務と分掌された。また、「内会議」の文言も察を消した。しだいに体制が安定し、機能してきたことを裏付けている。

この②の規定の字句を一部訂正補足し、法令としての体裁を整備して、町村役場、郡役所に布達したのが③である。「沿革誌」ではこの改正を記載していない。基本的には②と全く同一であることに所以すると思う。しかし、名称は警察本署の分を除いて制定されたので、「秋田県各課職制并事務章程」と変った。全体は「各課職制」「各課事務章程」「各課処務規程」の三つの部分からなる。さらに「各課処務規程」は総則と分担の二章で構成されている。各課職制は、②で各課ごとに独立して成文化されていた部分を纏めたものである。若干相違した点は課長の規定に「規則ヲ設ケ又ハ補正ヲ要スルコトアルトキハ意見ヲ具上シ」という文言が加わり、県令に「弁明」が「説明」と表現があらためられたことである。規則は課長が設けるといふ考えがしだいに明確化されてきた。事務章程は②とはほぼ同一である。とくに整理課調査掛の職掌が増補された点が目につく程度である。「各課処務規程」は各掛ごと分けて職務を箇条書きにしたもので、これまでになく詳細に内容を規定している。職務内容上で区分する必要がある場合は、掛を第一―三部に分けて記述している。掛内の担当区分を表現していると考えられる。

③公布ののち、課掛の改廃は四件おこなわれた。まず、明治十五年九月二十八日、租税課地稅・雜稅・地方稅の三掛の廃止を各課署

図5 明治14年の県庁の職務分課（9・2改正）



へ達した。これを国税と地方税の賦課に関する賦税掛と収入に関する收税掛に整理し、十月二日に郡役所・町村役場へ布達した。さらに十二月十二日、庶務課に県会と町村会に関わる事務を担当する会務掛が設置された。また、明治十六年一月二十三日、兵事課の設置が定められると（太政官第二号達）、翌二月六日、本県にも兵事課を置き、常備・予備の二掛に事務を担当させた。最後に二月十三日、整理課に庶務課記録掛・租税課地理掛の職務の一部を合せ、史誌編輯掛が設置された。

④はこれまでの改廃を総合した改定である。また、県令石田英吉が長崎県令に転任し、内務省から赤川憲助を県令に迎えてからはじ

めての全面改定でもあった。庁中各課署へは六月十二日、郡役所・町村役場へは六月十五日付乙第六十号で「秋田県事務章程」として公布された⁽⁴¹⁾。その各課署宛の制定文を見てみよう。

各課署

本県各課職制并事務章程相廃更ニ別冊之通事務章程相定本月十五日ヨリ執行候余此旨相定候事

但警察^{本署} 監獄^{本署} 警分署^{支署} 監獄^{支署} 郡役所戸長役場等ハ別ニ定ムル所ノ規程ニヨルヘシ

明治十六年六月十二日 秋田県令赤川懋助

ここで知られることは、県令の行政事務の職務規程が県庁、警察、監獄、郡役所・戸長役場の四つに分化したことである。主要な規程ではあるが、そのひとつが「秋田県事務章程」であるという規程構成である。

警察は独立した独自の職制が府県官の中でつくられていた。たとえば警部は明治八年一〜六等まで、翌九年には七等までの等級がつけられて置かれ、警察事務が遂行された。同年九月には第四課の事務は警部が取扱うように定められた。同十一年七月には一〜十等までとなり、同十四年十一月には県警察の一切の事務を管掌する奏任官の警部長が置かれた。専門的な部門として独立的な職制が確立してきた⁽⁴²⁾。また、明治十四年三月、監獄には典獄・副典獄・書記・看守長・看守という職制がしかれた⁽⁴³⁾。郡役所は明治十一年の郡長と郡書記⁽⁴⁴⁾。このような専門分化に即した規程による行政組織の運営が考

えられ、行政自体発展したということもできる。

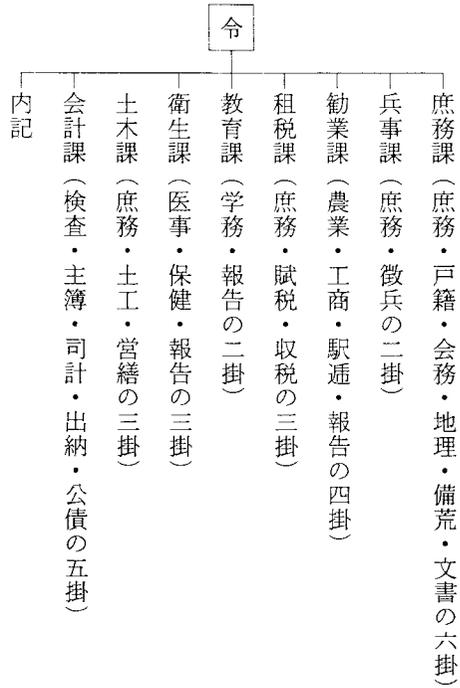
さて、④の「秋田県事務章程」は通則と分掌の二章の構成で制定された。注目すべき点は、課長は主管事務についての処務規程を設けて県令の認可を得て施行できる、と明確に規定したことである。

したがって、図6の各課掛と職務内容だけをここで規定したのみで、具体的事務分担の原案は課長が作成したわけである。たとえば「庶務課処務仮規程」は六月十六日に出来ている⁽⁴⁵⁾。そしてこのころから「課長限り委任条件」「特任条件」という文言もあらわれるようになる。各課長の専決事項が出てきたことを物語っている。事務内容を軽重難易で分別し、段階的処理が行われはじめたことに注意したい。

図6の分課の特徴は、各課の庶務掛が掛の列次のはじめに位置付けられていることである。また、課の改正の際には総務掛という名称があらわれるのもこの改正以降のことである。この課の席次や掛の列次は、儀式の際の序列にもなり、人事や職務の意識にも反映する重要な要因である。

さて、図6以降の変遷についてまとめてみよう。明治十七年五月二十日、収税長と収税属がおかれことが決まると(太政官第四十七号達)、五月二十六日租税課を収税課と改称し、七月十日庶務課の上席次と事務規程を定め、総務・地租・雑税・収納・地方税の五掛を置いた⁽⁴⁶⁾。同年八月二十五日庶務課備荒掛が廃止され、その事務は庶務掛が管理することになった⁽⁴⁷⁾。また、九月四日には会務掛と内記

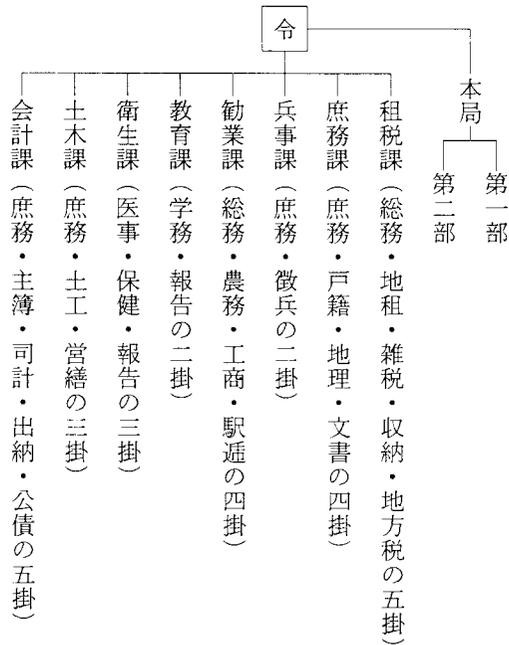
図6 明治16年の県庁の職務分課（6・12制定）



を廃止し、本局第一部と第二部を設置した。⁽⁴⁸⁾ 第一部は内記を引継ぎ、秘書と職務に関すること、第二部は会務掛を引継ぎ、地方税、予算収支、県会のことを管掌した。各部の部長は課長同様の格付けで各課の筆頭に置かれた。翌十八年六月二十七日、会計課検査掛を廃止し、庶務掛を掛の筆頭に置き、規程を改正した。⁽⁴⁹⁾ 同年七月四日の勸業課の事務章程を改正し、総務・農務・工商・駅通の四掛を置くように定めた。⁽⁵⁰⁾ そして明治十八年七月までには図7のような分課となった。

しかし、明治十八年九月十二日、本局各部を廃止し、収税課を除き、各課の掛を改称するとともに二十五の部掛が本局と十九の部に

図7 明治18年の県庁の職務分課（7・4段階）

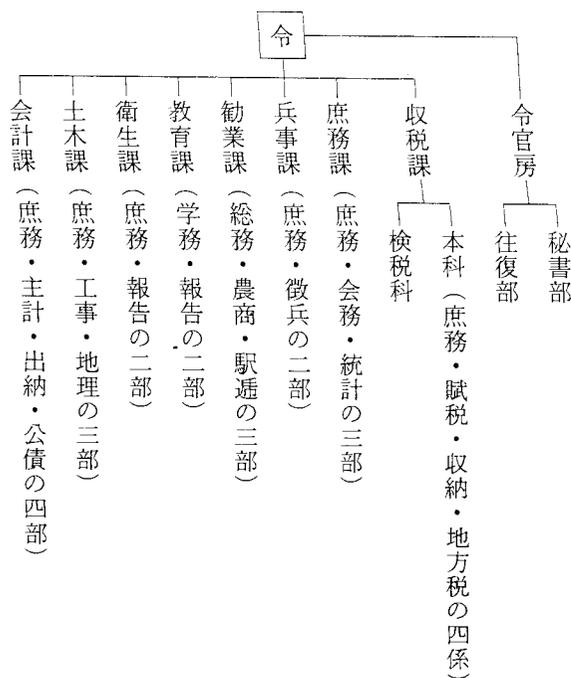


整理された。⁽⁵¹⁾ この際に各課ごとに処務規程は改正されたと思われるが、現在その詳細はわからない。

明治十九年二月二十五日、赤川懋助にかわり、元老院議官から青山貞が県令に赴任した。⑤の制定文には「本県事務章程及ヒ各課事務章程追テ改定候迄左之通改称修補ス」とあり、臨時の体裁をとっているが、この制度の下での後の全面改定はなかった。事務章程と事務規程の形式は踏襲しているものの、内容的に厳格な印象を与える。たとえば、課長に委任して知事が認可して発効する規則という

ものを認めていない。したがって、「各課事務規程」を付して布達された。図8からわかるように、大きな改正といえば、本局に

図8 明治19年の県庁の職務分課I (4・8改定)



る令官房を置き、秘書部・往復部に分掌させたことをあげることができる。さらに収税課はいわば、警察のように専門分化した職掌も置かれたように、収税長を頂点とした別体系となる直前というべき段階で、本科と検税科の二科四係の体制がとられた。この青山県令から布達・告示・諸達の記号や結文例がその宛所、

明治前期秋田県の職務分課の変遷について

適用範囲、効力によって厳密に区分され、「文書取扱規程」⁽⁵³⁾や「令官房往復文書編纂細則」⁽⁵⁴⁾を定め、文書の保存期限、編纂上の取扱等、県令・達・訓令・諭達の厳格な区分と書式と文体が定められていく。やがて明治二十年の「文書編纂及保存規則」⁽⁵⁵⁾へと向かう土台がみられる。

以上のように、「府県官職制」下では行政整理の時代であったために、五度にわたる多く改定を実施しながらも、県令のもとに課長を県行政の中核とした章程や処務規程が制定されてきたわけであった。しかし、警察に警部長、収税に収税長、監獄に典獄、郡に郡長等が設置されるとともに、県令から委任された専門分野の専決事項、分任条件を遂行していくことになり、県庁の機構から離れ、独自の事務章程、処務規程等が制定されていくことになった。また、それらを統轄する県令の職務の増大とともに、県令を補佐する本局ないしは令官房が置かれた。とくに令直轄の機構では、法令を整備し、文書記録を管理し、人事を担当管理する機能をもたされた。本格的に法や文書によって統制していくシステムが形成されてくる過程でもあった。

4 「地方官官制」下の県の職務分課

明治十九年七月二十日勅令第五十四号によって、府県の職員に知事・書記官・収税長・属・収税属・典獄・副典獄・書記・看守長・看守副長、警察官としては警部長・警部・警部補、郡区に郡長・区

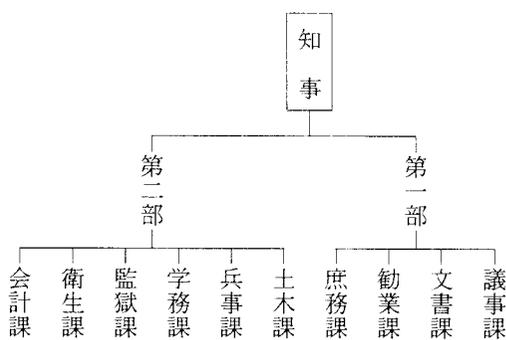
長・書記、島地に島司を置くこと定められた。本県に即して言えば、県令は知事と名称を変えた。奏任官から最高勅任二等にまでに格上げされた。内務大臣の指揮監督を受け、法律を執行し、県の行政と警察の事務を総理すると規定された。とくに法令では、法律の範囲内で官報等で公布したのち、管内で発効する県令や庁中の細則を制定することができた。また、書記官は二人で奏任二等以下、収税長、警部長は各一人、各部一名の部長は奏任四等以下と規定された。知事はこれら奏任官については功過を内務大臣および主務大臣に具上するが、それ以下の判任官については任免や賞与の権限をもった。

これまでの大書記官・少書記官は、書記官となり、県庁の事務を明確に二分した各部の部長という立場に位置付けられた。県庁の機構も警部長、収税長、部長などと同様、知事のもと第一部長、第二部長が職務分野別に並ぶ職階制ができた。明治十九年九月四日、第一部と第二部の分掌を定め、十五日にはそれまでの各課長への委任条件は解かれ、各の部長へ委任されることになった。⁽⁵⁶⁾すべての県の機構に職務の種類や責任によって区分される、知事―部長（収税長・警部長）―課長という職階制が完成した。

明治十九年九月八日「秋田県処務細則」が制定された。⁽⁵⁷⁾全体が九章で編成された。分課組織、各部通規、分課章程という従来の内容に加え、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂、非常心得、宿直心得という章が立てられた。また、文書編纂では第一―十号までの各事務ごとの書式が定められた。これまでになく詳細で、多くの

事柄を盛りこんだ内容となった。文書主義の建て前から、とくに文書について微細に規定していることが特徴的である。また、各部通規では官員の服務に関する規定が前に置かれていることもこれまでにないことである。分課章程では掛が廃止となり、課ごとに職務事項を整理した。図9はその分課である。第一部は、新設の議事課や

図9 明治19年の県庁の職務分課II（9・8改定）



文書課は先の令官房や庶務課を再編成して置かれ、第二部は従来の課をそのまま引継ぐ課が多かった。また、課としては監獄課が庁中の課として新設された。

さらに明治二十年一月十七日、分課章程の事項を整理し、全般に
 渉り若干の補訂を加えて「秋田県庁処務細則」が規定された。⁽⁵⁸⁾

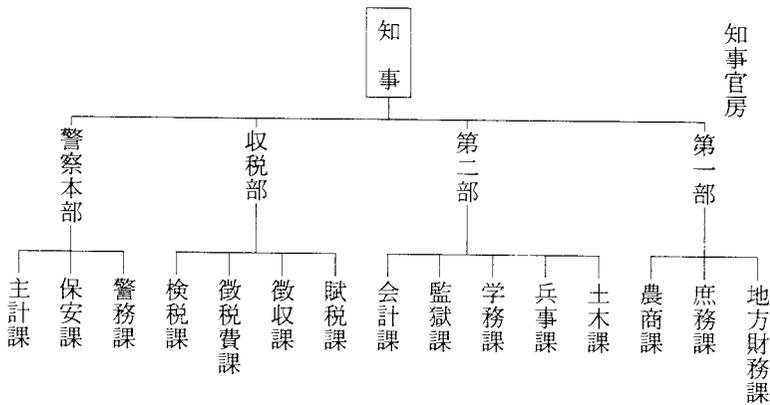
収税部は明治十九年九月十一日「秋田県収税部処務細則」を制定
 し、部内に賦税・徴収・徴税費・検税の四課を置いた。⁽⁵⁹⁾ 同じく警察
 は、同年十二月六日、「秋田県警察処務細則」を規定し、県庁内に
 警察本部を置き、警部長の指揮監督を受けて、事務を行う警務課・
 第一課・第二課・主計課の四課を配置した。⁽⁶⁰⁾ 同二十一年三月二十三
 日には「警察本部処務細則」と名称を改め、警務課・保安課・主計
 課の三課を置くようにあらためた。⁽⁶¹⁾ 各専門分野ごとの機能を充実さ
 せた。

やがて、郡役所を除き、この分野別の県庁、収税部、警察の三処
 務細則が統合された。明治二十二年三月二十八日「秋田県処務細則」
 がそれである。⁽⁶²⁾ 図10のような分課となった。以後大正十五年までこ
 の名称の規程によって県の行政事務を規定していった。また、明治
 二十二年四月一日、公布令および文書符号を定め、同年五月十五日
 から発行する「秋田県報」に登録することをもって公布式とするよ
 うにかわり、広く周知せしめられるようになった。⁽⁶³⁾ 県庁の職務分課
 もまた「秋田県報」を追うことにより、明確になる段階に至った。

以上概略的になったが、明治六年から明治二十二年までの県庁を
 職務分課の変遷をたどってきた。きわめて試行錯誤的に見えるが、
 課掛の設置や職務規定の内容の変化がその国家や社会の状況、また
 組織編成上どういふ必然性や要請をもって有機的に展開しているの

かという問題は、たえず残された。また、分課に直接的に関係のあ
 る人事配置の問題には、あえて今回は一切触れなかった。研究課題

図10 明治22年の県の職務分課(3・28改定)



の多さに気づかせられる。その意味ではようやく実質的研究に踏込む前提というべきところに到達するまでの地点に來た感がある。

註

- (1) 大島美津子『明治国家と地域社会』（岩波書店、一九九四）
- (2) 県治部第一（第四冊）、県治総説編第四章
- (3) 第二編第二節の記述。当時編纂委員であった山崎真一郎氏の遺稿であり、十分を尽くしていないかもしれない。
- (4) この発刊については、明治二十二年「第一部庶務課事務簿」庶務雑之部三番に詳しい。しかし、この刊行本は所蔵していない。務雑之部三番に詳しい。しかし、この刊行本は所蔵していない。
- (5) 国家の法令は、すべて『法令全書』を参照した。出典は特に断らない限りこれによる。
- (6) 東京出張所は明治八年一月二十日付太政官第十一号達で同年二月一日から廃止になり、一名内務省詰となった。
- (7) 明治七年「第一課諸務掛事務簿」官省府県往復 雑一番所収。明治九年以降に第一課諸務掛によって編綴された簿冊と考えられる。
- (8) 乙第八番（明治八年「本県達書留」、明治七年明治八年「庁中規則」所収）
- (9) 明治七年四月「秋田県庁日誌」
- (10) 明治七年明治八年「庁中規則」、明治六年十日から明治八年九月まで「秋田県庁日誌」はあるが、当該日の「秋田県庁日誌」にも抄録されている。
- (11) 乙六十七番（明治八年「本県達書留」、明治七年八年「庁中規則」所収）
- (12) ・(14) ・(16) 明治七年明治八年「庁中規則」
- (13) 明治八年四月「秋田県庁日誌」
- (15) たとえば、③の全面改正後まもない七月五日、出納課に官坑事務掛が設置されたり、八月十七日に学務課編輯掛が庶務課に移されたりした。
- (17) 乙第九十六番（明治九年明治十年「庁中規則」）、明治九年「第一課諸務掛事務簿」官員関係之部式番
- (18) 明治七年明治八年「庁中規則」、聴訟課から警察掛が独立したのは明治八年九月十八日
- (19) 秋田県裁判所には民事課・刑事課・諸務掛の二課一掛が設置され（明治九年「第一課諸務掛事務簿」官員関係之部式番）、第八十二番（明治九年「本県触示留」所収）で触れられた。
- (20) 明治九年「第一課諸務掛事務簿」官員関係之部式番
- (21) 明治九年一月十七日に民費掛は第六課から第一課（戸籍掛の次）に移された。
- (22) 明治九年明治十年「庁中規則」、同十一年の県税掛の廃止は明治十一年「本県触示留」、銀行掛の放置は明治十一年「秋田県史稿」制度部による。「秋田県史稿」は国立公文書館蔵内閣文庫「秋田県史料」の副本で明治八年から十二年までの四十冊あ

り、記述は正確で基本史料の一つである。本館所蔵分は今回の関係部分を一応すべて参照したが、「沿革誌」編纂者は全く参照していないようである。「秋田県史稿」については内閣文庫本を検討し、別の機会にとりあげる予定である。

- (23) 明治九年明治十年「庁中規則」
- (24) 乙第八十四番（明治十一年「秋田県布達集」（秋田県立図書館蔵）所収）
- (25) 乙第五十五番（明治十二年「本県達留」所収）
- (26) 「沿革誌」でのみで記し、文書によって裏付けることができなかった。
- (27) 明治十二年「秋田県史稿」制度部
- (28) 公布は明治十三年四月二十九日乙第三十八号（明治十三年「本県達留」所収）、明治十三年「秋田県史稿」制度部
- (29) 明治十三年「秋田県史稿」制度部、明治十四年「秋田県史稿」制度部
- (30) 明治十一年五年二十七付内務省乙第四十四号達、同六月七日付内務省乙第四十九号達
- (31) 原案の「秋田県衛生課職制」・「秋田県衛生課事務章程」（明治十三年「官省上申指令書留」巻番所収）が明治十三年三月二十五日付で認可された。制定月日は明治十三年「秋田県史稿」制度部による。
- (32) 明治十三年「秋田県史稿」制度部による。公布は四月二十九付

明治前期秋田県の職務分課の変遷について

乙第三十五号（明治十三年「本県達留」所収）

- (33) 明治十二年「秋田県史稿」制度部
- (34) ・(35) 明治十四年「秋田県史稿」制度部
- (36) 乙第十三番（明治十五年「本県達留」所収）
- (37) 各課署へは明治十三年明治十五年「庁中達留」、郡役所・町村役場へは乙第八十九番（明治十五年「本県達留」）
- (38) 会務掛の設置の経緯については明治十五年「庶務課庶務掛事務簿」雑之部五番、会務掛設置に伴う庶務課全体の事務章程の改正は明治十三年明治十五年「庁中達留」にある。
- (39) 庁中各課署へは第十五号、庶務課への第十六号（明治自十六年至十七年「庁中令達綴」所収）、郡役所・町村役場への乙第三十三号（明治十六年「本県達留」一所収）
- (40) 庁中庶務課及び各課署へは第二十号（明治自十六年至十七年「庁中令達綴」所収）、郡役所・町役場へは翌十四日付乙第二十号（明治十六年「本県達留」一所収）
- (41) 庁中分は明治自十六年至十七年「庁中令達綴」、乙第六十号は明治十六年「秋田県布達集」（秋田県立図書館蔵）
- (42) 明治八年二十四日付太政官第百八十一号達、同九年二月八日付太政官第十号布告、同年九月十四日付太政官第九十二号達、同十一年七月二十五日付太政官達第三十二号達、同十三年四月二十八付内務省乙第十八号、同十四年十一月二十六日付第九十八号達

- (43) 明治十四年三月十八日付太政官第十六号達
- (44) 明治十一年七月二十五日付太政官第三十二達、同年十月二十五日付太政官第四十五号達
- (45) ・(46) ・(47) 明治自十六年至十七年「庁中令達綴」所收
- (48) 内第二十七号(明治自十六年至十七年「庁中令達綴」所收)
- (49) 明治十八年「庁中令達綴」所收
- (50) 本第二十三号(明治十八年「庁中令達綴」所收)
- (51) 本局属(本局第一部)、庶務課第一部(庶務掛・戸籍掛)・同
 第二部(本局第二部)・同三部(地理掛)・同第四部(文書掛)、
 兵事課第一部(庶務掛)・同第二部(徴兵掛)、勸業課第一部
 (総務掛)・第二部(農務掛・工商掛)・同第三部(駅舎掛)、
 教育部第一部(学務掛)・同第二部(報告掛)、衛生課第一部
 (医事掛・保健掛)・同第二部(報告掛)、土木課第一部(庶
 務掛・営繕掛)・同第二部(土工掛)、会計課(庶務掛)・同
 第二部(主簿掛・司計掛)・同第三部(出納掛)・同第四部
 (公債掛)というように編成された。()内は先の掛名。
- (52) 庁第十三号(明治十九年「庁中達」所收)
- (53) 明治十九年四月十五日付庁第四号(明治十九年「庁中達」所收)
- (54) 明治十九年六月一日付庁第六十五号(明治十九年「庁中達」所
 收)
- (55) 明治二十年六月十五日付庁第百六十五号(明治二十年「庁中令
 達綴」所収ほか)
- (56) 明治十九年九月四日付部第一号、同年同月十五日付部第二号、
 庁令第六号(明治十九年「庁中達」所収)
- (57) 庁令第三号(明治十九年「庁中達」所収)
- (58) 庁第七号(明治二十年「庁中達」所収)、課の改廃では明治二
 十一年四月十二日、第二号衛生課が廃され、その事務が学務課
 に移された。
- (59) 庁第五号(明治十九年「庁中達」所収)
- (60) 庁第三十二号(明治十九年「庁中達」所収)
- (61) 庁第三十一号(明治二十一年「庁中令達綴」、明治二十一年
 「庁号達」所収)
- (62) 庁第五十一号(明治二十一年同二十三年「庁中達訓令綴」所収)
- (63) 庁第一号(明治二十二年分「庁中達綴」所収)
- (64) 秋田県訓令第八十四号(明治二十二年分「庁中達綴」所収)

《史料紹介》

『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料

伊藤 勝美

はじめに

- 一、三点の史料
- 二、『御亀鑑』の成立年代
- 三、『佐竹家譜』の編纂過程
おわりに

はじめに

「佐竹文庫」は秋田県立秋田図書館（以下、秋田図書館と略称⁽¹⁾）の所蔵資料として著名な文書群であった。平成五年十一月の秋田県公文書館（以下、公文書館と略称）の開館に先立ち、この「佐竹文庫」を含む古文書の大部分は秋田図書館から公文書館に移管され⁽²⁾、それに伴い秋田図書館総務課古文書担当の事業も引き継がれることになった。『御亀鑑』の刊行事業もその一つである。

『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料

本稿では、今年度で刊行が終了する『御亀鑑』の史料的性格を再検討するために、(一)三点の史料を紹介し、(二)『御亀鑑』の成立年代にふれ、(三)『佐竹家譜』編纂過程のなかでの位置づけを試みることにする。

一、三点の史料

以下で紹介する三点の史料を翻刻するにあたり、原本にはないが読点・並列点を適宜付し、表紙を除いた本文の一目目表・裏の第一行目の上部に、オ・ウなどの記号をつけ、それぞれの最終行の末尾には「」を付して丁ごとの区切りを示した。また朱書きの部分はカギカッコでくくり、訂正箇所がある場合には、該当する文字の左側に「ミ」の記号をつけ、右側に訂正（追記）部分を記し、できるだけ原本に近い状態で表現することにした。

史料A（請求記号AS二八九―一九）は、縦三一、三cm×横二〇、二cmの袋に入っており、本体は二七、三cm×二〇、〇cm、表紙を含

めると一三丁（一三丁目は裏表紙）で「袋とじ」⁽³⁾になっている。史料B（請求記号AS二八八―四五）は、二七、三cm×二〇、〇cm、表紙を含めると四丁（三丁目裏は白紙）で、「袋とじ」・字体・紙質等、史料Aとほとんど同じ体裁になっている。史料C（請求記号AS二〇九―八六）は、四五、〇cm×四二、四cmの絵図で、裏に「七ノ信」と朱書きされており、さらにその上に「七ノ信」と朱書きされた貼紙がある。絵図の部分はワープロに置き換えて表現した（絵図中の記号は原本では朱書き）ので、体裁については写真1を参照してほしい。

史料A

（袋） 「七ノ信」

天樹院様

新調御家譜差上候節記録取纏

天保五年午八月三日

（表紙） 天樹院様

新調御家譜差上候節記録

1 オ 天樹院様御伝記出来之節指上方記録

一天保四年巳九月廿五日、兼而岩堀宗六御記録方御右筆
筆頭大御番組頭格江編集被

仰付候

天樹院様御家譜出来候ニ付、御届之趣左之通

覚

文化十二年亥十二月十二日

1 ウ

天樹院様御伝記私江編集被仰付、取纏中「私儀病氣ニ付御役御訴訟申上、願之通御免被成下候後、追々先役共江編集被仰付候得共出来仕兼、去ル寅十二月中重而私江編集被仰付候処、此度左之通出来仕候、依之御届申上候

一 御伝記

十冊

一 御亀鑑江戸表七十九冊
秋田表三十六冊百十五冊

右御亀鑑之儀ハ、文化年中御改正之砌より「平同役共追々記載仕候分、此度精細ニ修補仕出来仕候、専ら御伝記

2 オ

之御引證ニ相成申候故、指添差上申候

右之通出来仕候、御届申上候

九月廿五日

岩堀宗六

2 ウ

右之通書載を以御記録方大御番頭小貫佐渡江宗六直々御届申上候処、同人即刻御政務處江持參、御用番御家老石塚源一郎殿江差出候処、被御聞届候段被仰渡、即宗六江申渡候

十月四日

一 於総裁詰処、此度出来之御伝記今日ハ拝聴被致候、出席左之通

御記録方総裁御相手番

大越源十郎

御記録方支配大御番頭

松野弥十郎

但病氣ニ而不罷出

同

小貫佐渡

同

福原忠三郎

3 オ

右之面々出席、撰者宗六外ニ筆頭田所平八郎・平山茂

平御右筆罷出、代々読之、入内聴候

比度執筆 同月六日

一 当四日之通、総裁・御番頭出席、何茂罷出一昨日之通読之

同月十一日

3 ウ 一 当六日之通、総裁・御番頭出席、宗六以下罷出読之

同月十二日

一 昨日之通、於総裁詰處 御伝記読、出席昨日之通、今日限りニ而拝聴相済候

一 同日、総裁宗六江被申含候者、御伝記拙者共拝聴相済候故、

今日年寄中江其段得御意、近々各様ニ茂 御拝聴被成候様ニ申

聞候処、承知被致、乍去至而此節御繁用之砌故、少し間も可有

4 才 一 之、御休日之節ニも支度いたし承り可申と申聞候よし、被申

含候

一 今年非常之凶作ニ付、十月頃方殊之外御繁用にて、御年寄衆も

日々御支度ニ而夜中迄御詰被成候故、中々外御用御聞被成候御

手透無之、総裁も度々御催促被成候へとも、右之通ニ而年中御

拝聴之儀、御無沙汰ニ相成申候

天保五年午七月廿五日

一 役頭松野茂右衛門宗六江申渡候ハ、明廿六日御当用過り同廿七日・廿八日三日共

天樹院様御伝記拝聴可致候故、御政務処江差出候様ニ御用番御

家老石塚源一郎申渡候段、申含候

同月廿六日

一 從御政務処案内在之、九ツ半時役頭茂右衛門・同福原彦太夫も

罷出候、宗六并田所平八郎筆頭平山茂助平御伝記御箱之俵

御番方坊主ニ為持、御政務処江罷出候、前簾御文台并毛氈マ、マとも

ニ坊ニ為持、御宮仕坊局まで遣し置候、何茂罷出候以前、御文

台其脇江毛氈折候而、差置候、何茂東方熨斗立際江罷出一礼、

畢而宗六其処にて脇差・扇子取之、御敷居之内江相進、御伝

記御箱より取出し御文台江載之、御用番はしめ御非番之御方江

茂入御披見候、宗六本席江扣候処、読候様ニ依御差図、宗六罷

出読之、平八郎・茂助も代々読之、手明之ものハ御熨斗立際ニ

相扣罷在候、御番頭も老人つゝ御敷居之内北方ニ相詰候

5 才 一 今日列席之御家老左之通

御用番

石塚源一郎

真壁掃部助

佐藤源右衛門

御家老加談御相手番上席
中安主典

一 七ツ時過までニ相仕廻、御書物御箱江入候而、以前之通坊ニ為

持、御文庫江相仕廻候

同月廿七日

一 四ツ時方出勤、御案内ニ依て御政務所江昨日之通罷出、御伝

記読候而入御聴候、御家老列席昨日之通

6 オ 但今日ハ、御家老北方御疊縁江着座、御用番ハ西ノ方御疊縁

江着座、宗六以下御敷居之内にて読候而入御聴候

一 今日ハ支度無、八ツ時相仕廻候而、昨日之通御書物箱江入、坊

ニ為持候而、御役所江退出、御文庫江相仕廻候

同月廿八日

一 四ツ時出勤、御出座以後、九ツ時依御案内 御伝記為持、御

政務所江罷出、代々読候而入御聴候

6 ウ 一 今日御列席左之通

佐竹 中務

石塚 源一郎

茂木 筑後

真壁 掃部助

佐藤 源右衛門

但中務儀、登 城被致候ニ付、直々列席被致候

一 宗六罷出候而、昨日之通読候而入御聴候

7 オ 但無残御拜聴不相濟候得共、御用込ニ付、今日ハ末巻斗読候

而入御聴候、悉皆相濟候心得ニ可相心得、昨日御用番源一郎

宗六江申含候ニ付、右之通ニ相濟申候

一 右相濟候上、宗六・茂助江宜出来致候段御家老一同挨拶在之、

兩人拜伏、退出致候

同月廿九日

7 ウ 一 総裁宗六江被申渡候ハ、来月三日於陰之間新選之 御家譜

屋形様可被遊 御一覽被 仰出候段、御用番御家老被仰渡候段、
申渡之 八月三日

一 四ツ半時過、依御案内宗六新選之 御伝記御箱之假坊ニ為持、

御座之間入口ニ而宗六受取自身持之、御水屋上之間、御膳建を

後ニ致御箱を前ニ置相詰候、御家老無残、総裁并役前御記録方

8 オ 大番頭松野茂右衛門、御水屋 上之間御のし立際江相詰、陰之

間 御出座之上、御家老・総裁并御番頭共ニ陰之間江相詰候

但御家老脇指ハ陰之間江持參、御番頭之脇指ハ御のし立際ニ

而取之

一 御出座之上、宗六 御伝記之御箱ヲ御書物を出シ手持之、御小

姓詰所前江相詰罷在但御小姓者
無残退席

一 陰之間御式之儀者、御前江御手扣差上候ニ付、右写を直々留

書ニ相備候故畧之

8 ウ 但御手扣者御右筆不相認、於御記録所相認 差上申候

一 陰之間御式相濟、御伝記・御箱并御服紗共ニ於御水屋御納戸

役江相渡之

一 右相濟、御番頭同道ニ而宗六儀直々御政務所江罷出、のし立際

江扇子脱、敷居之外卷疊目江相進、今日於陰之間

天樹院様御伝記差上候處、御懇之奉蒙

上意難有仕合奉存候段御礼申上候處、御家老一同大ニ辛勞致候

段賞言在之候、段々御丁寧被仰渡難有 奉存候段申述、宗六退

9 オ

出致候

一右ニ付、宗六儀、東家・御家老・総裁并御記録方御番頭江御礼廻勤致候

同月十二日

一宗六儀、從御用局催促ニ而罷出候処、御用人信太清兵衛申渡候ハ、先日指上候

9ウ

御先代様御伝記今日被返置候故、陰之間江相詰候様ニ申聞、宗六陰之間御座敷之内東方御のし立際ハニ疊目ニ相詰扣居候処、清兵衛御納戸ハ御書物を手ニ持罷出、宗六江相渡、同人を以被仰出候ハ

御先代様御伝記数千枚辛勞致編集いたし宜出来致候段可申渡、被仰出候、拜伏、御書物請取退出致、於御水屋御服紗ニ包ミ御箱江入、御用局片付之坊ニ為持、御役所江退出、御伝記ハ御文庫新御長持江仕廻置申候

一右御伝記被返置候趣、総裁・御番頭江も申上、尚御懇之奉蒙御意候段吹聴いたし候

10才

但御用局江罷越、右御意之御礼申上候、御評定所其外共ニ御礼ハ不申上候

八月十八日

一宗六儀、今日御刀番格を以御記録方御文書取纏役被仰付申候一同人儀、

御先代様御伝記編集数年辛勞仕候間〔二付〕為御賞御紋附御時服・

『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料

銀子十枚拜領被仰付候

10ウ

一平山茂助儀、

(マ)

御先代様御伝記精書辛勞仕候ニ付、為御賞御紋附御上下・銀

子五枚拜領被仰付候

銀子三枚

同 貳枚

同断

同断

同断

右者

11才

御先代様御亀鑑辛勞致し相調候ニ付、為御賞被下候

銀三拾目

右者

御先代様御伝記編集之砌手伝仕候ニ付、被下候

八月廿八日

一宗六以下鉄五郎迄去ル十六日御賞之面々

御目見被仰付候

但宗六江者御評定奉行御副役前より手紙ニ而被仰渡、平八

郎以下鉄五郎迄前日御評定所ハ御催促ニ而被仰渡之

史料B

(表紙) 於陰之間新調

御家譜差上候節之 御手扣草稿

天保五年午八月三日

1才

八月三日

一陰之間

御着座御羽織 御袴

御家老平服 御記録方総裁平服

右御着座之上御水屋口より出席、東方御敷斗立際ニ而脇指脱之、南方御襖戸際江列席

役前
御記録方大番頭平服

1ウ

但御水屋ニ而脇指脱之、東方御のし立際江着座

御記録方御右筆々頭大番頭組頭格
岩堀宗六平服

右編集之 御家譜持之、陰之間御疊縁御小姓詰処前江罷出

2才
一于時月番之御家老宗六江是江と会釈在之節、同人陰之間東方御のし立際江摺付罷出候、其節御記録方役前御番頭同處下より四疊目江出席、其席江新調 御家譜宗六持出之、御番頭江相渡之、同人

御前ニ在之御文台江載之退座、被遊 御一覽候節、月番之御家老少々進座、兼而岩堀宗六江編集仰付候

天樹院様御伝記此度出来仕候段申上之、猶同人儀辛勞仕候段御取合申之、辛勞仕候段被成下 御意、御家老御取合、宗六拜状一重而総裁・御番頭江も、指図方辛勞仕候段月番御家老御取合、

御意有之、御家老御取合、御礼申上之

2ウ

一右畢而 御伝記被留置可申哉之旨、御番頭月番之御家老江相窺、

御家老

御前江御窺之上、被留置候段申渡之

右相濟、何連茂退出

但御引證御龜鑑ハ、二箱ニ而大部之書物に御座候故、

御先代様御伝記御引證本共相違候故、御目通江差出不申

候

3才

右御手扣小奉書切紙江相認、御記録方総裁於御茶屋御用人を以差上之

但御記録方御右筆若木頼母認之

史料C

新撰御家譜差上候節御席順

御出座已前御水屋上之間此△席江各相詰ム、御出座後御家老此▲所江脇指脱之此●席へ列席、御出座後番頭・文右衛門此○辺江脇差脱之御座敷江入此●席へ相詰ム、御出座後即御文台此□處江出ル、御出座後筆頭此□所江御譜を持相進ム、番頭此■席へ出て誰罷出候様申述復座、即筆頭此□席へ進番頭江相渡同席より直々御文台江差上番頭復席、筆頭ハ此●所江相詰、筆頭脇差を脱シ番頭・文右衛門脇差同様ニ指置之

西

『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料

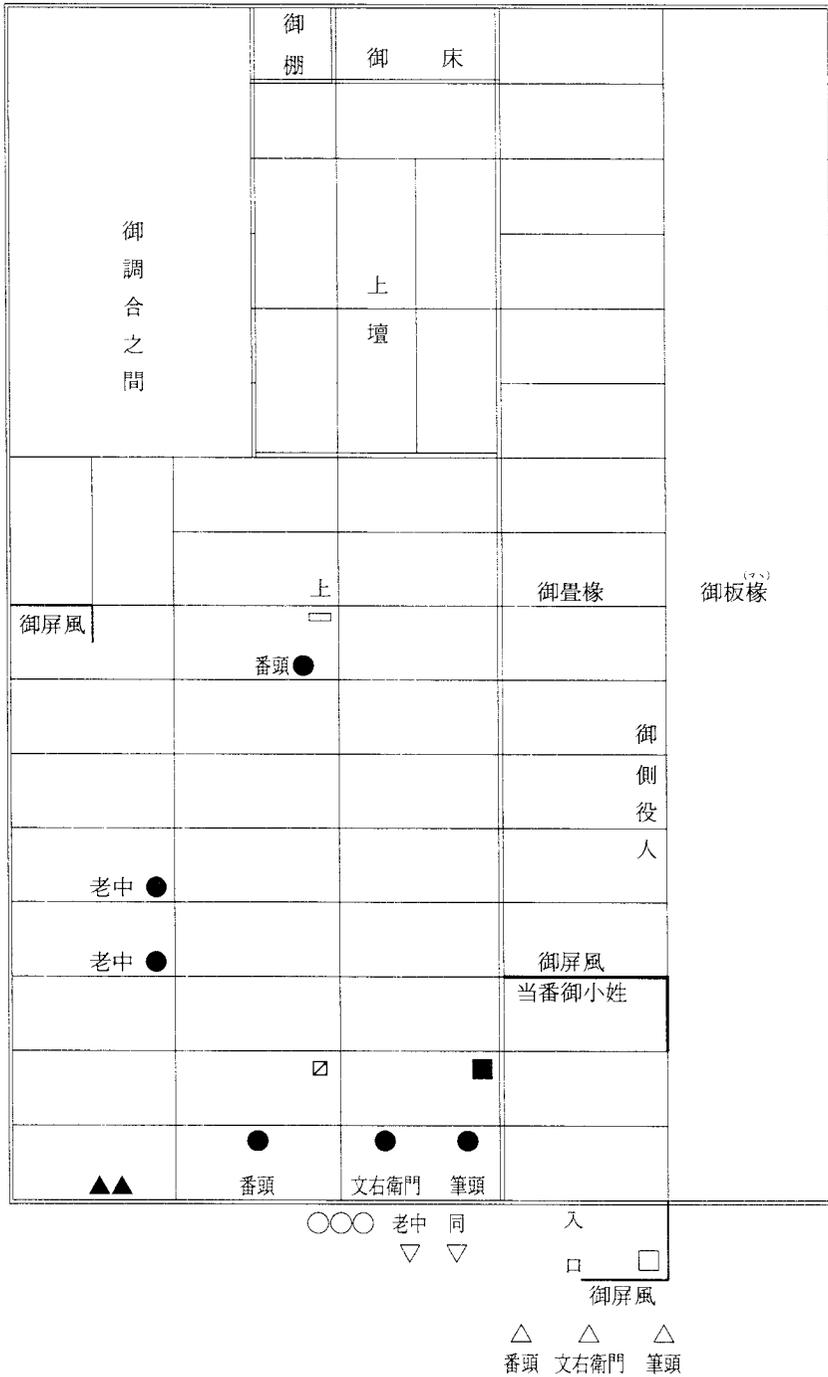
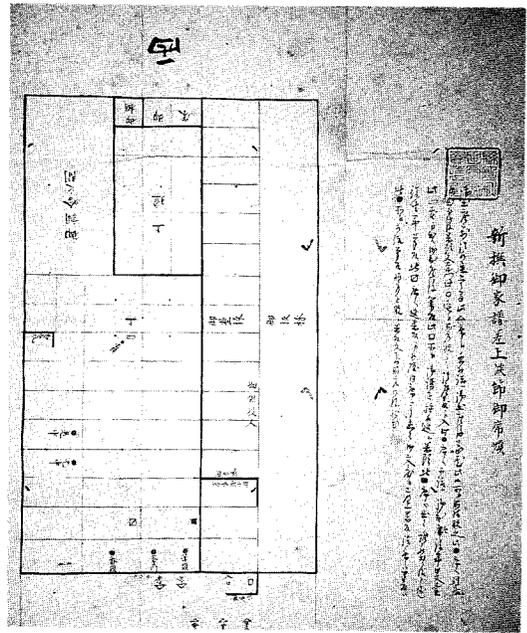


写真1



史料Aは、前職員鈴木満氏（現秋田県立角館高等学校教諭）が、館内レポート「『御亀鑑』の成立に関する一史料」で紹介したものである。筆者は、鈴木氏のレポートを受けて、その後の調査で判明した分を付加して紹介することにした。

これら三点の史料は「佐竹文庫」所収であるが、藩政期にどのように分類・整理されていたかを伝えてくれる史料として『御蔵書目録（乾・坤）』（請求記号AO〇二九一一）がある。⁽⁴⁾ 乾九三丁・坤六五丁の二分冊になっており（三一、〇cm×三八、〇cm）、坤の末尾に「天保三年壬辰六月、調、岩堀宗六、田所平八郎、平山順吉、貴志主税、若木頼母、宮田直記」とある。岩堀宗六は「天樹院様御伝

記」（『義和公譜』）・『御亀鑑』の編纂を担当した記録方右筆筆頭であり、他の人物も記録方右筆等である（史料A）。したがってこの目録は天保三年に記録所によってまとめられたものと考えられる。全体は「一部」から「四十五部」に分類されており、七部はさらに仁・義・礼・智・信に分かれている。個々の史料との対比から「七ノ信」は、この目録で七部ノ信に分類されたものであることを示している。天保三年とあるが、その後の調査で加筆・訂正・綴じ直しがなされている。

三点の史料に該当すると思われる部分は、以下のとおりである（ア・イ・ウは筆者が付したもの）。

七之内

信部

(中略)

(ア) 一、新撰御家譜御拝見之留書 一袋

(中略)

(イ) 一、^{天保五年午八月三日「譜」}天樹院様新調御系図差上候節記録取纏式冊・絵図壹枚とも

壹袋二入

(ウ) 一、^{「安政七申三月十六日」}宏徳院様新撰御家譜出来指上候記録取纏式冊・絵図貳枚共

壹袋二入

(下略)

(ア)は天保三年段階で記されていたもので（八五丁目オモテ）、九一丁目と九二丁目間は切り取られた部分があり、九二丁目以降は

異筆であり、(イ)・(ウ)（九三丁目オモテ）は後世の追加分と思われる。
(ウ)はさらに異筆・朱書で追筆されたものである。

この目録の記載内容から、藩政期の「まともり」が解体されずに現在まで伝わっているのは(ウ)であることがわかる。「宏徳院様新撰御家譜」（『義厚公譜』）が、一二代藩主義堯に提出されるに至るまでの記録一冊と絵図二枚がひとまとまりで整理されている（請求記号AS二八九―二一一）。(イ)は、本来記録二冊と絵図一枚が一袋にまとめられていたことを示しているが、そのうちの一冊が史料Aであり、同様の体裁であったと推定している。絵図一枚は所在不明である。(ア)の内容は不明だが、(イ)・(ウ)から類推すると「新撰御家譜御拝見留書」二冊（請求記号AS二〇九―八四、八五）と史料Cの三点がおさめられていたと思われる。現在所在不明の天保五年八月三日の「陰之間絵図」の内容を類推する手がかりの一つとして、A・Bとは別のまとまりであったCをあえて紹介した理由は、そこにある。

二、『御亀鑑』の成立年代

「佐竹文庫」所収の『御亀鑑』一一五冊は、九代秋田藩主佐竹義和の一代記といわれている。『国典類抄』全一九巻の刊行事業のあとをうけ、「昭和五十二年度後半から五十四年度にかけて原稿化」

され、「六十三年度から年次計画によって七巻」の刊行が開始された（『御亀鑑』解題、第一巻所収）。

『御亀鑑』の成立年代については、秋田図書館報『げやき』第一三九号（平成元年一月）所収の解説がある。以下にその一部を引用する。

これ（『国典類抄』一筆者注）は藩政初期から第八代義敦公（曙山）の治世までの記録類の集大成であった。義和公の没後、藩主の公式行事や事蹟の記録である歴代御家譜の一つとして『義和公譜』（十冊）が編まれたが、これとは別に『御亀鑑』が編さんされたことは、『国典類抄』の統編としての意図を示すものと考えざるを得ない。ただいつから始めていつ完成したのか、編集責任者は誰であったのか、『義和公譜』と『御亀鑑』とのどちらが先に完成したのか、など現在の段階でははっきりしない。が、天保五（一八三四）年八月『義和公譜』が完成した時、記録方右筆筆頭岩堀宗六氏応が「長々ノ辛勞ニヨリ」恩賞を賜わっている所から、彼もまたこの編さんに関わっていたのではないかと推察される。

史料Aは、この「推察」に対する解答を含んでいた。文化一二年二月一二日に天樹院様御伝記（『義和公譜』）の編集を命じられた岩堀宗六（オウ）は、天保四年九月二五日（オ）に、『御伝記』一〇冊と『御亀鑑』一一五冊の完成を、記録方大番頭小貫佐渡へ報告した（オウ）。その報告書（覚）の中で『御亀鑑』は「御伝記

之御引證ニ相成申候」と性格づけられている(オ²)。つまり、『御亀鑑』は『義和公譜』の引証本として同時に提出されたのである。

ところで、このように『御伝記』(『家譜』)と引証本を同時期に編纂・提出しているのは、『佐竹家譜』編纂の前例をふまえた上でのことであった。したがって『御亀鑑』の史料的性格を理解するためには、『佐竹家譜』編纂過程の中の位置づけを検討することが必要となろう(次節)。

なお、『御亀鑑』の特色は、江戸と秋田における記録を別々に編纂し、江戸七九冊・秋府三六冊としたことと、他の家譜引証本に見られない一一五冊という際立った冊数の多さにある。参勤交代という義務を負い、江戸と国元を往復した大名の記録としてふさわしい巻構成といえよう。安永四年(一七七五)の出生から、文化一二年(一八一五)の四一年間にわたる記録に、担当者自身が『御亀鑑』と命名して提出しており(史料A)、史料編纂に対する意気込みが伝わってくる書名である。

三、『佐竹家譜』の編纂過程

記録(史料)や論文等に見られる「家譜」には、少なくとも次の意味が含まれていると思われる。

- (一)系譜(系図)↳幕府への提出用
- (二)系譜(系図)↳藩主の「拝見」用

(二)家譜↳御伝記とも称される「藩主」個人ごとの記録

以下、本節で検討の対象とするのは、(二)の意味に限定した『佐竹家譜』である。なお、紙数の都合により、編纂過程については概略を示すことにする(「第一世義光」は①義光と略記、以下同じ)。

①義光↳②義宣家譜 秋田藩の修史事業は、元禄一〇年(一六九七)に岡本元朝が文書改奉行に任命されてから本格化するが、義宣家譜までの原型は宝永六年(一七〇九)までにできあがっており、その編纂責任者は中村光得と推定できる。

②義隆↳③義旭家譜 吉成藤兵衛を責任者として、正徳二年(一七一二)以降に編纂が本格化したと推定される。享保一二年(一七二七)五月に③義旭家譜までの清書が完成した。

④義格家譜 川崎嘉右衛門を責任者として寛延年間に完成。

⑤義峯家譜 福地三太郎を責任者として明和二年(一七六五)に完成。「御日記」を主として引証することを明文化したのはこのときからで、これ以降家譜と引証本が同時期に編纂されるようになった。

⑥義眞家譜 草刈十左衛門が責任者に任命されたが途中交替(理由不明)、寛政七年(一七九五)那珂正左衛門により完成した。史料Cは、義眞家譜を九代藩主義和に提出した時の様子を記録した陰の間の絵図である。

⑦義明公家譜 責任者は土屋新之允であったが寛政二年(一七九九)八月失脚し、大槻文蔵に交替、寛政一一年(一七九九)完成。

佐竹家譜編纂の過程

『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料

藩主	年 代	事 項	出 典
(3) 義処	元禄 9 (1696) 元禄10(1697)	文書提出命令 岡本元朝、文書改奉行任命	国典前嘉38 国典前嘉38
(4) 義格	宝永 6 (1709) 3.13 5. 正徳 2 (1712)	岡本元朝らに論功行賞 ①義光～②義宣家譜の原型完成 (中村光得編纂) 文書提出命令	義格家譜 目録(AS029-1) 目録(7-389) 被仰渡(AK280-1)
(5) 義峯	享保12(1727) 5. 3	①義光～③義処家譜の清書完成 義光～義重 9冊(引証本12冊) 義宣家譜 12冊(引証本12冊) ②義隆家譜 2冊(引証本なし) ③義隆家譜 3冊(引証本なし) (②・③は吉成藤兵衛編纂)	国典前嘉38 目録(7-389)
(6) 義眞	寛延年間 宝暦元(1751)12.24	④義格家譜2冊(引証本なし)完成 (川崎嘉右衛門編纂) 川崎嘉右衛門に論功行賞	 目録(7-389) 国典後嘉34
(7) 義明			
(8) 義敦	宝暦10(1760) 5.26 宝暦13(1763) 正.26 明和 2 (1765) 7. 6 安永元(1772)11. 6 安永 8 (1779)(註10)	福地三太郎に義峯家譜編纂命令 草刈十左衛門に義眞家譜編纂命令 ⑤義峯家譜1冊(引証本7冊)完成 (福地三太郎編纂) 土屋知虎に、義明家譜編纂の 資料に関する問い合わせ 土屋新之允に義明家譜編纂命令	国典後嘉34 国典後嘉34 国典後嘉34 留書(AS288-41) 国典後嘉34 寛(AS288-36)
(9) 義和	寛政元(1789) 9. 2 寛政 2 (1790) 8. 3 寛政 7 (1795)12.22 寛政 8 (1796) 2. 6 寛政10(1798) 3. 2 寛政11(1799)12.12 12.26 文化元(1804) 3.29 4.19	中山文右衛門に義敦家譜編纂命令、 義眞～義明家譜の完成督促 土屋新之允「遠慮被仰付」 ⑥義眞家譜1冊(引証本7冊)、 藩主に提出(那珂正左衛門編纂) 那珂正左衛門に論功行賞 「御系図御伝記御副本出来」 ⑦義明公家譜2冊(引証本6冊)、 藩主に提出(大槻文蔵編纂) 那珂正左衛門に再度論功行賞 大槻文蔵に論功行賞 ⑧義敦公譜5冊(引証本3冊?)、 藩主に提出(中山文右衛門編纂) 中山文右衛門に論功行賞	秋府 6 秋府 7 留書(AS288-41) 秋府12 秋府13 秋府15 留書(AS288-41) 秋府16 秋府16 目録(AS029-8) 秋府21 秋府21
(10) 義厚	文化12(1815)12.12 天保元(1830)12. 天保 4 (1833) 9.25 天保 5 (1834) 8. 3 8.18	岩堀宗六に義和家譜編纂命令 岩堀宗六に再度編纂命令 ⑨義和公譜10冊(御亀鑑 115冊)完成 (岩堀宗六編纂) 義和公譜、藩主に提出 岩堀宗六らに論功行賞	史料A 史料A 史料A 史料A・B 史料A
(11) 義睦	嘉永 2 (1849) 5.18 安政 3 (1856) 2.10	綿引孝蔵に義厚家譜編纂命令 義厚家譜15冊完成、 石山源三郎に「仕直し」命令	記録(AS289-21-1) 記録(AS289-21-1)
(12) 義堯	安政 6 (1859)10. 5 安政 7 (1860) 3.16	⑩義厚公譜10冊(引証本冊数不明)完成 (石山源三郎編纂) 義厚公譜、藩主に提出	 記録(AS289-21-1) 記録(AS289-21-1)

※紙数の関係で、出典は代表的なものを適宜省略して示した。

⑳ 義敦公譜 編纂の遅れから、寛政元年（一七八九）町奉行であった中山文右衛門が直接担当するように命令され、文化元年（一八〇四）完成するが、翌年五月文右衛門は病死した（七八歳）。

㉑ 義和公譜 岩堀宗六により天保四年（一八三三）九月完成。天保の大飢饉対策に追われ、藩主への提出は翌年八月三日。これが史料A・Bに表記された日付である。史料Aは、家譜完成から記録方・家老の点検を経て藩主に提出される過程を詳細に記録している点でも重要である。

㉒ 義厚公譜 安政三年（一八五六）綿引孝蔵によって完成されたが、不備が多いため編纂の仕直しが命じられ、安政六年（一八五九）石山源三郎により完成、この時引証本の提出は間にあわなかった。

おわりに

かつて秋田藩におさめられていた古文書は、版籍奉還・廃藩置県以降、さまざまな伝来の過程をたどっている。「佐竹文庫」所収の古文書や旧県庁文書もその一部である。公文書館の開館により、これらの史料が一つの書庫内で保存されることになった。こうした移管資料を、どのような過程をたどって現在に伝わったものであるかを明らかにした上で保存・再整理し、将来に伝えていくことが公文書館の果たすべき役割の一つであると思う。本稿は、その基礎作業のほんの一部である。

註

(1) 秋田県立図書館設置条例の改正（平成五年三月三〇日秋田県条例第二六号）により、「秋田県立秋田図書館」から「秋田県立図書館」と改称された。平成五年一月二日からの施行であり、公文書館の開館以前の図書館が「秋田図書館」である。

(2) 秋田図書館からの移管については、平成五年六月三〇日付けの「資料引継書」がある。秋田県立秋田図書館長から秋田県総務部文書広報課長に引き継がれたもので、秋田県公文書館としては、一月二日の開館日からの引き継ぎとなっている。

(3) 大藤修氏の仮称「かぶせ綴じ」（『近世文書論序説（上）』『史料館研究紀要』第二二号、四七頁）の形態である。

(4) 請求記号AOは、佐竹西家（大館）から秋田図書館に寄贈された史料であることを示している。記載内容からすれば佐竹宗家（AS）に伝わったと考える方が自然である。AOになった理由についても検討が必要である。

(5) 史料A・Bの成立年代は不明であるが、記録方職員は家譜提出の儀式に熟知していることが求められており、少なくとも提出時までの記録を整えておくことは、記録方職員にとって必要不可欠であったと思われる。成立の過程を推察できそうな史料として「圓廟・通廟・恭廟・源廟御家譜指上節留書」（AS二八八―四一）、「新調御家譜指上候手続書」（AS二八八―四三）がある。前者

は義峯と義敦公譜を藩主へ提出するまでの記録をまとめたものであり、後者は義和公譜（と御龜鑑）を藩主へ提出する際の「手続」をまとめたもの（草稿）であり、両者ともに岩堀宗六が深く関わっていると思われる。

(6) 史料Bの「但御引證御龜鑑ハ（中略）御先代様御伝記御引證本共相違候」（2）の部分の解釈が問題になるが、家譜編纂の流れをみると「義和公譜」の引証本と位置づけても無理でないと考える。

(7) 『御龜鑑』江府一の冒頭部分に「天樹公御譜引證御龜鑑附録、但御日記之外諸家日記より抄出致候者、必其出所を出」とあり（刊行本ではこの部分は翻刻されていない）、江府五の末尾に「天樹院様御家督後之御事跡御龜鑑有り、従是以下不記附録」とあることから、江府一から江府五までは他と「区別」する必要があるであろう。江府一から五までは安永四年から天明五年六月一四日までの記録であり、江府六は天明五年六月一〇日（義敦の死）からの記述で、秋府一は天明五年六月一三日からの記述である。『御龜鑑』自体の編纂過程の検討も必要である。

(8) 「佐竹文庫」所収の四八冊の「家譜」（AS二八八一）を『佐竹家譜』と総称した経緯については、原武男氏の解説がある（『佐竹家譜』上、二二頁。東洋書院）。なお、同書では「義宣家譜の所在は全く不明」であるとし、東京大学史料編纂所の写本一二冊を「原本として纏めた」とある。しかし、比較対照が必要であるが「義宣家譜」（AS二八八一）六冊が伝わっている。

『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料

(9) 秋田藩の修史事業についてもっとも詳細にまとめられた論文として、根岸茂夫氏の「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』五号）がある。根岸氏は「義宣家譜」慶長五年七月二八日条の割注の一部を引用した上で、「おそらく木村松軒の文章と思われるが、確定はしがたい」（一〇二〜一〇三頁）としている。「義宣家譜」

の編者を木村松軒とする考え方の背景には「秋田県史」第二巻近世編上の記述があると思われる（四一八〜四二〇頁）。しかし、『県史』近世編上の記述は、『旧県史』で区別していた「佐竹家譜」と「藩主の御譜」を同一視して要約したものであり、さらに『県史』文芸教学編の「佐竹氏系譜」を『佐竹家譜』と読み替えたものである。『県史』文芸教学編で「佐竹氏系譜」と表現したのは『国典類抄』前篇嘉部三八に引用された「大越甚右衛門貞国御家老勤中日記」享保五年正月一日条にみられる「御系図」のことであり、同条には「清書木村松軒相調候」とある。『国典類抄』（前掲）に引用された「（今宮）義透日記」享保一二年五月三日・晦日条には木村松軒の名は記されていない。義光と義処家譜までの清書が完成し、担当者であった吉成藤兵衛らに対する論功行賞の記事と読みとった方が自然である。また、「義光家譜」の冒頭部分の割注で「佐竹系図引証本」作成の理由にふれていること（この文章は編纂方針の一端を表現したものと考えられる）、宝永六年の「御文書并御書物帳目録受取渡目録」（AS〇二九一）に中村光得編集の「佐竹系図引証本」と、義光と義宣家譜の原型

と思われる「御伝記」と「引證本」が含まれていること（両者ともに「光得考」とある）などから、義光・義宣家譜の原型は中村光得によってまとめられたと考えている。

- (10) 請求記号AS二八八―三六の史料は、『佐竹文庫目録壹』（昭和三〇年）では「恭温院様御伝取纏被仰付に付願出覚、土屋新之允、〔明和年中〕、一鋪」となっている。本文は折紙に記されており（開いた状態で三二、二cm×四一、〇cm）、包紙には以下のように書かれている。

明和年中御納戸被渡置候

御書物受取扣一通

土屋氏覚書扣一通

「七ノ信」（朱筆）

この史料は『御蔵書目録（乾）』の「二通 明和年中御納戸被相渡候御書物請取扣・土屋覚書共」（八三丁目ウラ）ニ該当すると思われる。したがって、少なくとも天保三年までは「明和年間に納戸より渡された書物に対する受取の控」一通と「土屋新之允覚書の控」一通がひとまとまりであったと思われるが、『佐竹文庫目録壹』作成以前に前者（受取控）は所在不明になっていたらしく、現在も伝わっていない。

「覚書」の概略は以下のとおりである（カッコ内は筆者注）。

私（土屋新之允）は「恭温院様御伝記」（義明家譜）編纂を命じられたが、去年（安永七年）の秋（久保田城）御殿焼失

の際に右筆所の御日記がすべて焼失してしまった。去る辰年（明和九年）江戸屋敷類焼により江戸表の御日記が焼失した時と同様に、江戸表の御日記を写したいので、明年参勤交代の一員に加えてほしい。

この内容から、年欠（七月四日）であるが、筆者は安永八年の「覚」と推定した。略年表では「安永八年に編纂命令」としたが、命令の年代は不詳である。以下に述べる理由から明和三年から安永八年の間と考えている。

家譜編纂担当者の前例から類推すると、義明家譜編纂を命じられた時、土屋新之允は記録方右筆筆頭であったと考えられる。筆頭になった時期は確認できないが、明和三年にはまだ記録方の右筆見習であった（「明和三年丙戌正月十一日御事初并統御系図御拝見之式」、請求記号AS二〇九―六五）。記録方の職員は筆頭―平―見習で構成されていることは史料Aからもわかる。『義和公譜』と『御亀鑑』を担当した岩堀宗六の場合、寛政二年正月一日は見習（秋府七）、寛政三年九月四日に（平）右筆（秋府八）、筆頭に昇進したのは文化三年二月二十八日（秋府二三）であった。即座に比較はできないが、土屋新之允が編纂を命じられたのは安永八年に近い時期ではないかと思う。

なお、包紙の記載内容を理解するためには「納戸」の役割を明らかにすることが必要であるが、後の課題としたい。

（古文書課主任 いとう かつみ）

《史料紹介》

明治十一年の比較試験法成立に関する若干の史料

柴田知彰

- 一、はじめに
- 二、史料の紹介と解説
- 三、おわりに

一、はじめに

明治五年の「学制」頒布は、日本の近代的学校教育制度の始まりであり、かつ近代的学校試験制度の始まりでもあった。「学制」は、個人の能力本意で進級させる等級制を採っていたため、進級の可否を判別する試験制度を特に重要視していた。⁽¹⁾ 進級と結びついた試験は生徒にとって苛酷な状況をも生み、弊害も多く指摘されている。⁽²⁾ しかし、教育制度が未整備で、教員の質、生徒の学力ともまぢまぢな時代、試験は教育の質を高め平準化する最も有効な方法であった。⁽³⁾ 等級制の行なわれていた時期、全国一般に小学校では五種類の試験が施行されていた。月次試験（小試験）、定期試験（中試験）、卒業試験（大試験）、臨時試験、比較試験（集合試験、学事共進会）

である。⁽⁴⁾ このうち、比較試験は、ある区域内において各小学校から優秀な生徒を選抜し、等級ごと一堂に試験して優劣を競うものであった。比較試験は進級、卒業には関わらないが、学校及び生徒の名誉に関わり、通常の卒業試験よりも華やかな雰囲気で行なわれた。⁽⁵⁾ 比較試験は、生徒奨励、教員督励の目的で多くの県で実施されている。秋田県では、明治十一年の「比較試験法」制定により、小学校での比較試験実施が制度化された。明治十三年には、「教育令」の頒布による教則の自由化に対応し、「比較試験法」の全面的改正が行なわれた。しかし、十三年末に「教育令」が改正され、「比較試験法」も十六年に廃止される。⁽⁶⁾ その後「比較試験法」は復活しなかつたが、明治二十三年、県が河辺郡での比較試験実施を契機に、教育会での比較試験実施決議の誘導を各郡市に到達した記録が残っている。明治三十三年、「小学校令施行規則」により試験制度自体が全面的に廃止されたが、森正隆知事の県内生徒学力向上施策の一つとして、明治四十三年に比較試験制度が復活され大正年間に至っている。⁽⁷⁾

秋田県公文書館には、明治四年から昭和戦前までの県教育行政関係文書が約一一五五点保存されている。また、明治五年以降の布達等の法令も良く保存され、県教育に関する施策状況を明らかにすることができ、比較試験制度に関する史料は、明治十年代前半のもののが最も良く残されている。明治十一年の比較試験制度成立と十三年の全面改正、それぞれの年の試験実施状況については、公文書館収蔵史料からほぼその内容を復元することができる。

秋田県の明治十年代前半の比較試験制度については、これまで、「秋田県史 資料明治編下」と「秋田県教育史 資料編一」に、明治十一年の乙第百十三番「比較試験法」を主に、史料が数点紹介されている。今回、本稿では、明治十一年の「比較試験法」と施行細則である「比較試験心得」制定過程の史料を、原案や修正意見も含め順を追って紹介、解説する。それによって、明治十一年当時、秋田県において比較試験の制度化が必要とされた背景と、秋田県での比較試験実施の目的を明らかにしたい。

二、史料の紹介と解説

史料紹介の前に、明治十一年の「比較試験法」制定の背景として、明治十年前後の秋田県内の学事状況について述べておきたい。

明治十年の文部省巡視官報告¹⁰には、秋田県内で学校の設立が進み、就学者数も増えた反面、生徒の学力が下等小学程度にとどまり、教

員にも器量乏しく教授法の拙劣な者が多いことが指摘されている。また、人民の学校教育に対する意識が低く、学事について「自進ノ氣象ニ乏シキ」ことも記されている。その一方、小学区に「首部校」を設定して、授業参観と授業法指導により学区内各校教員の教授技術向上を図ったことが積極的に評価された。

また、明治九年と十年に県令石田英吉が県内を巡視し、各首部校に「勉勵生徒」を集めて臨時に試験を行なった記録が残っている¹²。県内の比較試験のはしりとも言うべき例であり、地域住民の意識向上を目的として行なわれたものだった。

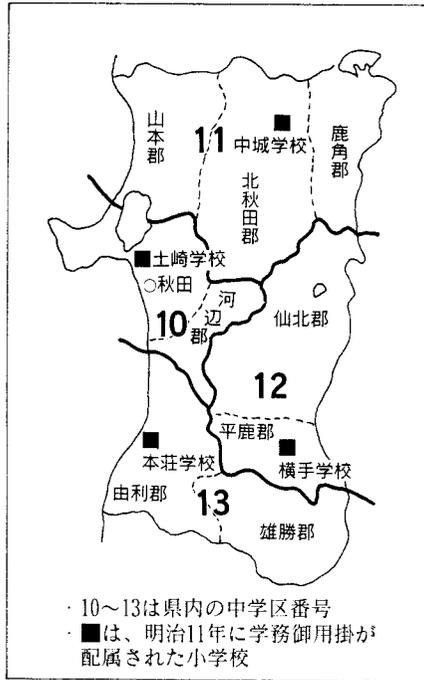
このように、明治十年前後の秋田県の学校教育は、「学制」頒布直後に比べ前進が見られたものの、県教育行政による監督、振興の手を弛めては未だ発展が困難な状況だった。

ところが、明治十年十二月二十日、秋田県は民費削減のため、小区副区長を廃止し、区长、戸長に学区取締を兼務させることを文部省に上申している¹³。この年の一月、太政官布告第二号により民費賦課の上限が正租の五分の一と定められ、秋田県でも民費支出費の整理縮小が行なわれた¹⁴。小区副区長の廃止もその一環であった。しかし、秋田県では、明治六年以来、小区副区長に学区取締を兼務させており¹⁵、代わって日常事務繁多な区长、戸長が同じ職務を果たすのは不可能に近かった。文部省は、民費削減のためとは言え、教育行政の要である学区取締が事実上廃止となるのを承認するわけにはいかず、秋田県の上申に不認可の回答を与えた。このため、秋田県は

翌十一年、中学区に学区取締、小学区に学区取締補を設置したが、暫定的に区長、戸長にこれらを兼務させている。結果として、前年十二月に秋田県が上申した通りの形になったのである。

明治十一年は、学区取締の事実上消滅した変則的状况で教育行政が行なわれることになった。第五課学務掛は、この状況を補うため、学務御用掛を県内四中学区に一名ずつ派遣し授業監督に当たらせた。

図 県内の中学区と学務御用掛の配置



このような背景のもと、第十番中学区担当の学務御用掛折戸亀太郎により比較試験の実施が発案されるのである。

それでは、以下に当館収蔵公文書の内より、明治十一年の比較試験制度成立過程に関わる史料を紹介したい。

史料一 各小學校生徒比較試験法施行二付達

(明治十一年「第五課学務掛事務簿 三番」)

明治十一年五月二十八日

第五課長 異見 頓野
 学務掛 大野 太陽寺 高木 小貫
 権令
 少書記官 学務御用掛

調 折戸亀太郎 折戸

巽ニ亀太郎授業監督ノ命ヲ拝シ第十番中学区内ニ派出仕候得共、未タ実効ヲ奏スル事能ハス、啻ニ日猶浅キノミナラス学区内ノ廣キ校堂ノ多キ之ヲ普ク巡回視察スルニハ多月ヲ積ムニ非ラスンハ能ハス、依テ今般第十番中学区内縣制各小学ノ首部校若クハ地理便宜ノ校ニ於テ小区内各學校生徒ヲ招集シ比較試験ヲ行ヒ、傍ラ教員ノ授業法ヲ視察仕度、尤モ遠隔ノ學校ハ他小区内最寄ノ學校ニ招集スル者トシ、其招集ノ生徒員數ハ教員ノ適宜ニ任セ日割ノ義ハ御用掛巡回ノ都合ニヨリテ之ヲ決定仕度、右ハ専ラ各教員勸奨ノ方法ト奉存候間、至急施行仕度此段相伺候也

白根 異見 (朱筆)

比較試験ハ教員并生徒精勵セシムル一好法ニ付テハ施行之儀可然存候ヘトモ、各地方方法ヲ異ニシテ相成候テハ不都合ナル歟、殊ニ各學校ヨリ教員生徒ヲ招集スルニ就テハ、右方法ヲ議定シ各中學区区ニ不相成候様致度

但該試験ハ學務掛立會ヘキモノト致度

第五課長 (頓野)

明治十一年五月卅日

(明治十一年「第五課學務掛事務簿 三番」)

史料二 各小學校生徒比較試験法施行ニ付達

明治十一年五月二十八日、學務御用掛折戸龜太郎が起案した第十番中

学区での比較試験実施の伺文である。授業監督の命を受けるも、広い中
学区内の巡回視察に数カ月を要するため、首部校等で比較試験を実施し

授業法も視察したいとの内容である。比較試験が學務御用掛の任務を補
完する目的で考案されたことがわかる。學務御用掛は、事務繁多な区長、

戸長に代わり、中学区内の學校を巡回し授業監督を行なうことを主たる
任務としていた。しかし、前年まで各小区ごと副区長兼任の学区取締が

実施していた巡回視察²⁰⁾を、學務御用掛が一人で担当するのは非常に困難
だったのである。

さて、折戸は伺分の末尾で、比較試験を「専ラ各教員勸奨懲励ノ方法」
と記している。これにより比較試験が、当初、生徒の奨励より教員の督

励に重きを置いていたことがわかる。明治十年当時、県内の教員に教授
法拙劣な者が多いことも、學事低迷の主たる原因であった。折戸は比較

試験実施により第十番中学区各校教員の競争心を刺激し、學習指導力を
向上させることを図ったと考えられる。

この折戸の起案書は第五課學務掛で稟議され、第五課長頓野馬彦²²⁾によっ
て異見を付された。頓野は比較試験の効用を認めた上、試験方法の統一

を考え、県内全中学区に適用される比較試験法の制定を決めている。第
五課學務掛吏員の臨席も但書きされた。

權令 (代理白根)

第五課長

大野異見ニ同意 (頓野)

少書記官

學務掛

太陽寺 (高木)

學務御用掛

折戸

調

折戸龜太郎

小貫

諸務掛

各訓導補

比較試験之義ニ付経伺仕候處、入費ニ関スル事モ有之ニ付、右
方法ヲ議定ス可キ云々ノ議ニ御決議相成候間、左ノ御達按并ニ

試験法ヲ添更ニ相伺候也

御達按

學區取締同補

各訓導補

今般各小學生徒比較試験法左之通相定候條、右ニ照準施行可致

此段相達候事

長官代理

月 日

次官

比較試験法

第一條

比較試験ハ縣制各小區首部學校ニ於テ區内各小學校ノ生徒ヲ會

集シ、同一ノ問題ヲ以テ学力ヲ試験スルノ法ニシテ、学務掛及ヒ学務御用掛之ニ臨席スル者トス

第二條

比較試験ハ一ケ年兩度之ヲ行ヒ、其期限ハ学務御用掛ヨリ豫メ其区内各校ニ通知シ、該區首部校ニ於テハ第五課学務掛ニ届出ツベシ

第三條

該試験會集ノ生徒ハ各校教場中尤モ俊秀ノ者ヲ撰拔シ、其人員ハ教師ノ適宜タル可シ

第四條

該試験ニ付費用ハ学校ニ属スル分ハ校費ニ相立、生徒ニ属スル費用ハ悉皆生徒ノ自費タル可シ

但シ費用ハ可成丈節減シ、且ツ遠隔ノ校ヨリ集會ノ生徒等ニハ注意ヲ加ヘテ浪費ヲ懸サル様致ス可シ

第五條

前條ノ手續ニヨリ試験ヲ行フニハ、各訓導補ニ於テ問題ヲ協議シ置キ、試験委員一名ヲ選抜シテ之ヲ擔當セシメ、答辭ノ得失ヲ判シ、表ヲ制シテ臨席ノ官員ニ届出スヘシ

五月三十日に折戸亀太郎が起草した「比較試験法」原案である。

第五課学務掛で「比較試験法」制定が決定した後、具体的な原案作成は折戸に任せられたらしい。「比較試験法」は第五課学務掛内での票議修正

後、六月十日に再び起草され最終修正を経て、同月二十四日、乙第百十三番²³で施行された。この過程で折戸の作成した原案に修正を加えたのは、学務掛七等属大野光緒²⁴と第五課長頓野馬彦である。最終修正は大野が行なった。

頓野の修正で注目すべきは、第一条の中に比較試験実施の目的を明記させたことである。頓野は、原案に「(比較試験ハ)生徒奨励ノ為ニ設クモノニシテ」の語句を挿入している。史料一の折戸の伺文では、比較試験は「専ラ各教員勸奨懲励ノ方法」であった。頓野が比較試験を「生徒奨励ノ為」とさせたのは、文字通りの意味の他、現場教員への刺激を和らげる意味もあったと考えられる。史料一の異見では「比較試験ハ教員并生徒精勵セシムル一好法」と頓野自身が述べており、真実は教員奨励が第一の目的であったと考えられる。

この他、頓野と大野による修正過程を通して、比較試験に対する県の監督が強化されていることが着目される。頓野の修正により、第一条では試験臨席者に学区取締と同補が加えられ、第二条では、試験実施の際、首部校より第五課学務掛への「臨席上請」が義務付けられている²⁵。大野の最終修正では、第五条の試験委員の選抜につき原則が「投票ヲ以テ」とされる一方、「但出張官吏ノ所見ニヨリ特選ヲ以テ試験委員ヲ定ムルコトアルベシ」と特例が付けられた。

試験の公正実施を目指しての監督強化とも言えるが、この後、県内の比較試験実施は、第五課学務掛を頂点としてピラミッド型に管理されていく。比較試験制度が、県内四中学区の授業監督を補完する手段として

県の学務御用掛より発案されたことにも関わると考えられる。

史料三 各小学校生徒比較試験心得撰定ノ件

(明治十一年「第五課学務掛事務簿 四番」)

曩ニ比較試験ノ義ニ付経伺候處、速ニ御採用ニ相成リ感激ノ至リニ堪ス、謹ンテ今又別冊試験心得ヲ撰定シ高裁ヲ仰キ候、但本文中前級科ヲ設クルハ、名義上ヨリ之ヲ論セハ不当タルヲ免レス候得共、卒業ノ月数彼是各異ナルヲ以テ獨該級ノミ試験スルヲ得ス、故ニ止ヲ得ス此科ヲ設候、總テ試験ノ主意ハ縣制小區内ニ限ルト雖トモ、女学校ハ現今七小區内ニテハ湊女学校ノミナルヲ以テ比較スルヲ得ス、依テ二小區田中遐邇ノ女学校ニ組合申度、且ツ師範学校生徒モ各小学校ト比較シ以テ鼓舞スルトキハ大ニ影響ノ及所アラント存シ奉リ候間右施行仕度候、本文中ニ付御下問ノ廉アラハ御叱招賜ランコトヲ右上申仕候也

学務御用掛

明治十一年六月三十日

折戸亀太郎 (折戸)

秋田縣令石田英吉代理

秋田縣少書記官白根專一殿

比較試験心得

第一條

比較試験ハ同級ノ生徒ヲ同一ノ問題ヲ以テ試験スル法ナレハ、試験場モ亦同シカラサルヲ得ス、故ニ集會ノ生徒同級ナル者ハ人員ノ多少ニ関セス必ラス同試験ニ於テスルヲ定則トス

第二條

生徒席ニ就ク時ハ其校名ヲ記載セル名刺ヲ机上ニ置キ、以テ何校ノ生徒ナルヤヲ見易カラシム

第三條

試験問題及ヒ點數ヲ定ムルコト左ノ如シ

作文一題 二十点

該級ニ於テ作ル所ノ題ヲ与ヘテ綴ラシム、六級以下ハ代ルニ書取ヲ以テス、但八語

問答四問 二十点

該級ノ問答科ヲ筆答セシム、六級以下ハ別室ニ於テ一人ツム同箇所ヲ口答セシム

算術四題 二十点

算術ハ暗算式題設題及ヒ和算ヲ各一題ツム出シ、若シ和算ノ科ナキトキハ設題ヲ以テ之ニ充テ、六級以下ハ代ルニ位取ヲ以テス

習字 二十点

尋常試験ニ同シ

前級科

前級科ハ前級ニ於テ踏ミ来ル所ノ科ニシテ、卒業ニ遅速執業ニ

比較表

校名	授業月数	優等拾人中之比数	不合格拾人中之比数	受持
何学校	三	五名三分		何等訓導補 何 誰
何学校	五	五名		何等訓導補 何 誰
何学校	六	四名八分	一名二分	手簿 何 誰
何学校	二	一名	二名	何 誰
何学校	四		三名	何等訓導補 何 誰
何学校	二		五名	同 何 誰
何学校	五		六名二分	同 何 誰

右八本月何日試験施行候處、前表之通ニ付優等生試験界紙ヲ添御届申上候、以上

何学校何等訓導補
何 某 印
何学校同 何 某 印
何学校同 何 某 印
明治何年何月日
秋田縣長官宛
前頭相違無之依テ奥印候也

学區取縮補

何 誰 印

第二号雛形

秋田縣土族平民 何 誰 年 齡
今般比較試験ニ於テ優等ニ出候ハ、必竟平素勉勵ノ致ス所口寄

特之義ニ付、賞置候事

第七大学區何番中学區

何番小学區或ハ聯區

明治何年何月

何 学 校

六月三十日付けで折戸が起案した「比較試験心得」の原案である。

「比較試験法」の施行細則となるものである。この折戸原案は「前級科」の設置に特色がある。「前級科」は、受験時点の履修級より一つ前の級の内容で、読物、講義、摘書、問答の四科目を試験するものである。例えば、下等小学五級の生徒の場合、「前級科」は下等小学六級で学んだ内容から出題される。第三条では「前級科」を設けた理由を「卒業ニ遅速執業ニ多寡ノ差アルヲ以テ其平均ヲ需ムルカ為メ」としている。当時、生徒の入学は毎月一日と定められ、同じ級を履修する生徒でも入学以後の学習月数に差があり卒業月も異なっていた。履修級の内容のみ試験すると学習月数の少ない生徒が不利になるため、「前級科」の試験が必要とされたのである。「前級科」四科目は口頭試験であり、定期試験同様、別室で一人ずつ行われるものだった。

比較試験の目的である成績の優劣比較は、第五条で作成を義務付けられた「第一號書式ノ表」(第一号雛形)に具体化されている。「生徒比較試験表」は各級ごとに受験生徒の成績明細と優劣判定を記したものである。その書式は定期試験の生徒試験表に做ったと思われるが、前級科成績欄を設けた点、受験生徒の所属校を明記する点などが異なっている。

「比較表」の方は、参加各校の優等生と不合格生の割合を表示したものである。受持教員の身分姓名も明記され、実質は各教員の学習指導力を優劣比較するものであった。折戸が比較試験で「各教員勸奨懲励」を目的としたことは、この表に最も顕著に現れている。優劣比較を正確に行なうため、表には各学校の授業月数が表示されていた。

史料四 各小學校生徒比較試験心得撰定ノ件

(明治十一年「第五課學務掛事務簿 四番」)

十一年六月二十九日

令代理白根

第五課長

頓野

少書記官

學務掛

高木

水野

調七等屬大野光緒

大野

諸務掛

山方

小貫

各小學校生徒比較試験心得之義ニ付、御用係折戸龜太郎ヨリ上申書別紙之通差出候處、方今教則更生方取調中ニモ有之、右適應不致候テハ不都合ヲ生可申卜存候間、師範學校へ右之通御達相成可然哉、相伺候也

御達按

秋田縣師範學校

各小學校生徒比較試験之義、本年乙第百十三番ヲ以相達候ニ付テハ、右試験心得撰定發行可致候條、至急取調可申此旨相達候事

明治十一年の比較試験法成立に關する若干の史料

但該件ニ付、學務御用係折戸龜太郎ヨリ別紙写之通申出候條、為參考相添候事

十一年七月一日

長官代理

六月二十九日に大野光緒が起案した秋田県師範學校への御達按である。「別紙写」とは、史料三「比較試験心得」原案の写を指す。

この起案書より、六月末すでに、師範學校において小學校教則改正の調査が進行していたことが証明される。文部省は「学制」に基づく画一的な教則への反省から、この年五月二十三日に「小學校教則」を廃止していた。秋田県でも地域の実状に応じた教則が必要とされ、「小學校教則」廃止後もなく教則改正の調査が始められたと考えられる。大野は、折戸の「比較試験心得」原案が改正教則に適應しない事態を避けるため、師範學校に検討させることを求めたのである。「秋田県小學校教則」は翌十二年に改正された。明治十一年の「比較試験心得」は、来るべきこの教則改正をある程度念頭に入れて作成されたと言える。

史料五 各小学校生徒比較試験心得撰定ノ件

(明治十一年「第五課学務掛事務簿 四番」)

第一条、生員過多ニシテ教場狹隘ナルトキハ同一ノ試験ヲ行フヲ得ベカラス、故ニ左ニ改シ

比較試験ハ各小学校生徒ヲ春秋兩季最寄ノ校ニ集合セシメ、同級ノ生徒ヲ同教場ニ於テ同一ノ試験ヲ施行スル者トス

但該試験ヲ行フニ當リ、同級生徒過多ニシテ試験場狹隘ナル寸ハ、問題ヲ相換ヘ甲乙兩場ニ分チ逐次試験ズヘシ

(付箋)

比較試験ハ各小学校生徒ヲ集合セシメ、同級ノ生徒ヲ同試場ニ於テ同一ノ試験ヲ施行スル者トス (木村)

比較試験ノ生徒ニ於ケルヤ、同級ト雖モ學習時間ニ於テ差等アレバ、学歩ノ進否ニ於テモ亦差等ノ生ズルハ是又論ヲ待タザルナリ、依リテ第一条同級生徒云々ノ件ヲ「同級ニシテ、且ツ學習時間ノ相等シキ生徒ヲ」ト改メンコトヲ懇祈ス

(高野) (城)

作文条中、但書八語ヲ四語ト改シ

比較試験ハ多員ノ生徒ヲ一時ニ試験スルヲ以テ、殊ニ迅速ヲ要セサルヲ得ス、然ルニ前級課ヲ一人ツム試験スル寸ハ大ニ時間ヲ費シ試験上自ラ不都合ナキ能ハス、依テ前級課ノ項ハ全ク削除セン

第四條、該試験云々強テ審問スルヲ得ストアレ共、多少審問アル寸ハ不平ナキコトヲ免レス、依テ左ニ改シ、該試験ハ迅速ヲ

要スルヲ以テ誤謬疎漏等アルモ審問スルヲ得ス、其答辭ノ都合ニヨリ直ニ点数ヲ付スル者トス

第八條但書中、適宜タルヘシノ六字ヲアルベシト改シ

第九條、学區取締補ノ上ニ比較試験表ノ五字ヲ冒セン

(付箋)

第九條比較試験ノ節必ス学務掛臨席スベキ者ナレハ(試験法ニ学務掛臨席ノコト明記セリ)、学區取締補ノ奥印ヲ要スルニ及バズ、依テ本条ヲ除シ (木村)

比較表トアルヲ優劣比較表ト改シ

此試験ニ於テ賞与物ヲ与フルハ、将来一層ノ勉励ヲ奨勸セシムヘキコト故、第二号雛形ヲ左ニ改シ

一何々

平素勉勵殊ニ今般試験ノ際優等ニ出候段奇特ニ付、賞与候事

第七大学區何番中学區

何番小学區或ハ聯區

明治何年何月

何 学 校

天邦三郎 (天)

木村久藏 (木村)

(関) (田中) (葛野) (京極)

折戸の「比較試験心得」原案に対する秋田県師範学校の修正案である。七月一日に師範学校に原案が送付されると、天邦三郎訓導と木村久蔵教員が取り調べを命じられた。七月四日、原案に兩名の修正案が添付され、師範学校教員間で稟議されている。しかし、教則改正に関わる修正は殆ど見られない。師範学校で教則改正調査が始まって日が浅く、この時点では、まだ具体的な青写真ができていなかったためと考えられる。

修正案で最も目を引くのは、前級科の削除である。前級課の四科目は、すべて口頭試験であり、別室で一人ずつ実施されるものだった。しかし、大人数の生徒を対象とする比較試験の日程において、この方法で前級科の試験を実施することはとても不可能だった。前級科は受験者数と試験日程の関係から削除されるに至ったのである。

前級科を削除すると、同級受験者間の学習月数差が再び問題となる。修正案が稟議された際、この点を考慮して、高野虎吉教員と城忠良教員により異見が付せられた。(付箋)原案第一条の「同級ノ生徒ヲ」を「同級ニシテ且ツ学習時間ノ相等シキ生徒ヲ」と修正したのである。しかし、学習時間の同じ生徒を集めて試験する具体的な方法は記されていない。生徒間の学習月数差への対処方法は、更に検討を要する状態であった。

次に着目すべき点は、原案中の満点成績者への賞詞が、修正案で賞与品に変わったことである。この当時、秋田県では、定期試験、大試験の成績優等者に対する褒賞制度が実施されていた。⁽²⁾賞与品授与による生徒の奨励が目的であった。修正案にも「賞与物ヲ与フルハ将来一層ノ勉勵奨勸セシムヘキコト」と記され、比較試験での褒賞も同じ趣旨であった

ことがわかる。明治十一年の比較試験実施以来、優等生への賞品授与が行われ、十三年には、臨時試験費の大半を比較試験の賞与費が占めるに至っている。

史料六 比較試験本年ノ義別紙心得書ノ通り施行

(明治十一年「本縣達書留」乙)

乙第五百五十七番

学區取締
同 補
各小學校

本年乙第百拾三番ヲ以テ、各小學校生徒比較試験法相達置候處、本年ノ義ハ都合有之、別紙心得書ノ通施行候條、右ニ照準取調可申、此旨相達候事

明治十一年十月四日

秋田縣令石田英吉

比較試験心得

第一條

比較試験ハ生徒奨勵ノ為メ、各小學校同級ノ生徒ヲ其小區首部或ハ最寄ノ學校ニ召集シ、同教場ニ於テ同一ノ問題ヲ以テ試験スルモノナリ

第二條

比較試験ハ各校俊秀ノ者ヲ召集スルモノナレトモ、其撰挙方ハ

毎校生徒惣員數ノ大凡十分一ヲ過クヘカラス

第三條

該試験ハ同級生徒ヲ同一ノ問題ヲ以テ試験スルト雖トモ、習業ニ長短アレハ從テ學力モ優劣ナキ能ハス、故ニ習業ニケ月未滿ノ者ハ前級ノ科ヲ以テ試験ヲ行フモノトス

第四條

試験場ハ各校生徒ヲ班列スル者ナレハ、其區域毎ニ校名ヲ記載セル札ヲ机上ニ置キ、何校ノ生徒タルヲ見易カラシムヘシ

第五條

試験問題ハ臨席ノ官員之ヲ撰定取捨スルコトアルヘシ

第六條

試験科目并ニ點數ヲ定ムル左ノ如シ

一 作文 一題 四十點

巧拙ヲ分チ四等トス、點數ノ増減法ハ定期試験法ニ同シ、

六級以下ハ書取ヲ以テ作文ニ代フ、但四語

一 問答 二問 十點

點數増減法ハ前ニ同シ、但五級以上ハ筆答ノミヲ以テス

一 算術 三問 三十點

點數増減法ハ前ニ同シ、但每級二問ハ筆算一問ハ和算トス

一 習字 二十點

巧拙ヲ分チ三等トス、點數ノ増減法ハ前ニ同シ

第七條

各科前得ナル者ヲ優等トシ、一科零點并ニ點數二分ノ一ニ充タサル者ヲ不合格トス

第八條

下等第三級以上ハ、時宜ニ依リ講義ヲ以テ習字ニ代フルコトアルヘシ

第九條

講義或ハ六級以下ノ問答ヲ試験スルハ、小試験ノ手續ニヨリ、同教場ニ於テ各生毎ニ講處并問處ヲ異ニスヘシ

第十條

試験成果ノ後ハ第一號書式ノ表ヲ製シ出スヘシ

第十一條

參觀ヲ欲スル者ハ何人ニ限ラス之ヲ許スヘシ

但試験場ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第一號 第七大學區第何番中學區自何番小學區各小學校

上等小學各級生徒比較試験表

下等小學校第何級生徒

作文	問答	算術	習字	物點數	優劣	族	校名	姓名	年齢
40	10	10	20	百點	優等	士	何學校	何誰	年月
30	10	20	15	七十五點	合格	平民	何學校	何誰	年月
10	0	10	0	二十點	不合格	士	何學校	何誰	年月

右ハ本月何日試験施行候處前表ノ通ニ付優等生試験界紙相添御届申上候也

何學校何等訓導補 何誰印
同 何誰印
同 何誰印

秋田縣長官宛

上等小學校第何級生徒

作文	問答	算術	習字	物點數	優劣	族	校名	姓名	年齢
40	10	10	10	七十點	合格	士	何學校	何誰	年月
40	10	10	0	六十點	合格	士	何學校	何誰	年月
40	20	10	20	九十點	合格	平民	何學校	何誰	年月

明治十一年十月四日、乙第五百五十七番で制定された「比較試験心得」である。師範学校での検討から約三カ月後の制定であり、内容も史料三の折戸亀太郎作成原案を大巾に改めている。

第一条では、試験会場に首部長の他、最寄の学校も加えている。首部長から遠隔地にある学校の生徒のことを考慮して考えられる。しかし、試験は同一会場で同一問題により実施し条件を等しくするべきという、折戸亀太郎の原案の趣意は生かされている。

第二条では、各校の選抜生徒数を各校総生徒数のおよそ十分の一以内に制限している。「比較試験心得」原案を師範学校内で検討した折、受験生徒数の多さが同一会場での試験実施や前級科実施等の障害となった。そのような経緯もあり、選抜生徒の人数上限が設けられたと考えられる。

第三条は、折戸原案の前級科に替わる、同級受験生徒の学習月数差への対処方法である。第三条によると、例えば下等小学五級の生徒で進級後二カ月未満の者は、比較試験を進級以前の六級の問題で受けることに

惣人員幾拾名

優劣比較表

何學校	生徒十人中優等生	五名七分	生徒十人中不合格生	三名二分
何學校	同	一名三分	同	九名一分
何學校	同	七名	同	二分
何學校	同	四名八分	同	五名七分

なる。前級科に比べて試験時間に影響を及ぼさず、受験生徒の学習月数差に対処することができた。

また第五条では、試験問題選定の際、臨席の官員による選定取捨の場合も認めた。これは、七月十二日、学務御用掛源間敬義が「比較試験法」につき第五課学務掛に立てた伺いの影響と考えられる。源間は各教員に問題を協議させた場合、不正の行なわれる危険があることを指摘し、学務掛内で問題を選定することを進言した。これに対し第五課学務掛からは、各教員の選定した問題が不都合の場合、学務御用掛において更正すべきであると回答された。試験問題選定に県の監督を加える方針はこの回答に初めて見られる。

第六条は試験科目と配点についての規定である。点数の増減法を「定期試験通則」に倣っている他、各科目の配点割合にも「定期試験通則」の影響が認められる。³⁹

「第一號書式」の「優劣比較表」では、折戸原案の「比較表」にあった受持教員の身分姓名欄が削除された。これは、現場教員への過度の刺激を避けるための処置と思われる。学校名と総合成績を表示すれば、教員の名前を出さずとも十分に督促の役割を果たすことができた。

また折戸原案と師範学校での修正案に見られた成績優等生への賞詞、賞与品についての規定が、この乙第百五十七番では全く削除された。しかし、十月十六日には、大試験、比較試験、臨時試験の賞与辞令を版木彫刻することが起案され、十月以後の比較試験において成績優等生への褒賞が行われている。

三、おわりに

これまで、比較試験については、生徒奨励を目的としたものとして捉え、結果としての試験競争激化に目が向けられることが多かった。しかし、秋田県の比較試験制度については、当時の県の教育行政事情、小学教則の変遷等との関連で全体像を捉えた方が、より正確に理解できると思われる。

明治十一年の「比較試験法」は、学務御用掛の中学区内授業監督の任務を補完する目的で発案された。前年、民費削減のため小区副区長が廃されたため、明治十一年には区戸長が学区取締と学区取締を暫定的に兼務していた。学務御用掛は、この変則的な状況下で旧来の学区取締の授業監督機能を維持する目的で派遣された。ゆえに「比較試験法」も、学区取締が事実上消滅していた変則的な状況下の所産と言えよう。このような状況下で、比較試験は県内学校教育の後退を防ぐ役割も期待されたと考えられる。

先行して比較試験が行なわれていた県では、すでに明治十一年当時、その弊害が現れつつあった。³⁹しかし、未だ教員の指導技術が未熟で、生徒の学力が一般に低い水準にとどまっていた秋田県では、十一年において学区取締の実質不在を放置できる状況ではなかった。折戸亀太郎の、学務御用掛を中学区に投入してもそうした状況を補いきれないとの上申が、第五課長頼野馬彦の比較試験実施決定に大きく作用したと思われる。秋田県の比較試験制度はこの様な事情で

誕生したため、全県を施行範囲とし、かつ第五課学務掛による管理の強いものになった。

また、「比較試験心得」の制定は、小学教則改正調査を考慮して師範学校での原案稟議を経て行なわれた。明治十一年においても、来るべき教則改正に対応できる比較試験制度が指向されたのである。

しかし、明治十一年の比較試験制度は、翌十二年二月の「秋田県小学教則」改正に対応できず、十三年全面改正⁽³⁵⁾されるに至る。新しい小学教則は、従来の画一主義を廃し、高等小学（在学八年制）、尋常小学（在学六年制）、村落小学（在学三年制）の三種の教則を編成し、選択を地域住民の希望に任せるものだった。この教則が実施されると、同年齢の生徒でも、在校する学校の教則によって各科目の学習内容に差が生じる。この状態で各校より生徒を集め、前年同様に比較試験を実施しても正確な結果は出なかったのである。

教則改正を念頭に入れていた筈の比較試験制度が、実際の改正に対応できなかったのは何故だろうか。「比較試験心得」の制定は、明治十一年十月四日である。が、前月十六日に開かれた「小学教則改正臨時会議」は、教則を正則変則に分かつことを決議したのみであった。⁽³⁷⁾ 師範学校での教則改正作業は、十一年秋期比較試験の実施中続けられ、翌年に至った。ゆえに、明治十一年には、改正内容を比較試験制度に反映させることが出来なかったと考えられる。

明治十三年の改正により、「比較試験法」は新しい小学教則に対応可能となり、自由教育令期の秋田県において、学校教育後退に対

する若干の防波堤となりえた。⁽³⁸⁾ その画期的な改正の内容については、次の機会に稿を改めて紹介したい。

註

- (1) 「学制」第四十八章、「日本近代教育百年史」第三卷 学校教育 育1 国立教育研究所 一九七四年 五三三ページ
- (2) 堀松武一「明治前期における小学試験法の実態」（『教育学研究』第三八卷第二号所収）一一二ページ
- (3) 天野郁夫「試験の社会史」東京大学出版会 一九八三年 七六七―七八ページ
- (4) 前掲「日本近代教育百年史」第三卷「五三三―五三四ページ」、また、秋田県においては、小試験、定期試験、大試験、臨時試験、比較試験の名称で実施された。
- (5) 堀松、前掲論文には、「山梨教育学会雑誌」より明治十九年の「小学臨時会同試験」が教育界の一大行事として実施されたことが紹介されている。
- (6) 明治十一年「本県達書留」乙第百十三番 秋田県公文書館
- (7) 明治十三年「本県達書」乙第八十七号、同第九十二号 秋田県公文書館
- (8) 明治十六年「本県達留」乙第四十五号 秋田県公文書館
- (9) 「秋田県教育史」第五卷「通史編一」秋田県教育委員会 一九

八五年 九六五〜九六七ページ、及び、明治四十三年「秋田県
県令全書」訓令甲第一二号 秋田県公文書館

- (10) 「秋田県教育史 第一巻 資料編一」秋田県教育委員会 一九
八一年（以下、「資料編一」）二五一番

- (11) 明治八年「本県達書留」秋田県第廿八番では、首部長について
「之ヲ其区ノ表準トナシ他校ヲシテ之ニ照準セシメ百事一定ノ
方法ニ帰セシメントス」と記している。月一回、学区取締が首
部長に出張した際、区内各小学校の教員が会集し、学事上諸般
につき質問や議論がなされた。 秋田県公文書館

- (12) 「資料編一」二四四番、県令石田英吉は、明治九年に教育振興
のため首部長で臨時に各校選抜生徒の試験を実施し、翌十年以
後も同様の試験の実施を計画していた。しかし、制度化以前の
臨時のものであり、十一年の「比較試験法」との直接の繋がり
は見出せない。

- (13) 「資料編一」八九番、明治六年以後、小区副区長の給与は区戸
長同様に民費負担であり、副区長の廃止で四八小区分の給与費
が削減された。

- (14) 明治十年「本県触示留」第二百六十八番 秋田県公文書館
「資料編一」九一番、九三番

- (15) 「資料編一」九〇番

- (17) 「資料編一」九四番その(三)

- (18) 「資料編一」一一八番によると、第十番中学区（現在の秋田市、

南秋田郡、河辺郡）に折戸亀太郎、第十一番中学区（同山本郡、
北秋田郡、鹿角郡）に麓長治、第十二番中学区（同平鹿郡、仙
北郡）に高垣重明、第十三番中学区（同由利郡、雄勝郡）に源
間敬義が派遣されている。

- (19) 折戸亀太郎は、明治七年に県の教員養成機関である伝習学校を
第一期生として卒業し、帰郷後、同期卒業の川村左学、斎藤隣
道らとともに花輪学校設立に尽力した。明治八年、同校在職中、
上等小学校伝習生に選抜され、その後、明治九年、同校教員か
ら、太平学校（伝習学校の後身）傭教員に抜擢された。奉職中、
格段の勉勵を認められ慰労金を授与されている。明治十一年一
月に学務御用掛に抜擢された。学務御用掛として県庁下を含む
第十番中学区に配属された後、明治十四年まで、比較試験法の
制定、改正、実施手続き作成等の中心的スタッフとなる。

- (20) 「資料編一」九四番その(一)、「学区取締事務取扱手続」に
第三章「各校巡回出張ノ事」が設けられている。

- (21) 「資料編一」二四六番、二五一番に文部省巡視官の報告した明
治十年当時の秋田県教員の実態が記されている。

- (22) 頓野馬彦は、山口県士族の出身で、明治六年青森県庁に出仕し、
同七年に県中属で免官した後、秋田県の学務掛を申し付けられ
た。明治九年に第五課長と第一課駅通掛、太平学校副校長を兼
務、同十年以来、第五課長と太平学校校長、秋田病院院長を兼
務していた。折戸亀太郎の学務御用掛抜擢に、頓野の意見が影

響した可能性も考えられる。

(23) 「資料編一」三三八番

(24) 明治十一年二月三日改「秋田県職員録」 秋田県公文書館

大野光績の七等属は、学務掛中の最上席であった。

(25) 明治十一年「本県達留」 秋田県公文書館 乙第六百六十二番に
より改正。

(26) 「資料編一」三四四番

(27) 「資料編一」三二八番

(28) 同

(29) 明治十一年文部省布達第四号

(30) 「資料編一」二八九番、明治十一年九月十六日の小学教則会議
開催にあたって、県令代理白根専一大書記官は次のように述べ
ている。

「先キニ本県上下等小学教則ヲ撰定スト雖モ草創ニ属スルガ故
ニ其完全ヲ尽ス能ハズ且高尚ニ過クルノ嘆ナキ能ハズ抑学制施
設ノ緩急人心奨励ノ手段ニ於テハ時ニ応シ地ニ隋ヒ適宜ノ措置
ナカルヘカラズ……」

(31) 「資料編一」四一〇番、四一一番

(32) 「資料編一」一一九番、三三九番 比較試験実施前には、同じ
く学務御用掛の青木定謙（第十一番中学区担当）と河原田熊蔵
（第十二番中学区担当）からも、比較試験法につき質問が提出
されている。

(33) 「資料編一」三二八番

(34) 天野、前掲書 八八〜八九ページ

(35) 「資料編一」二九一番

(36) 明治十二年五月二十八日、乙第四十八号により「比較試験法」
が改正されている。だが、大筋は前年の「比較試験法」と施行
細則「比較試験心得」の一本化に過ぎず、大きな改革は見られ
ない。また、乙第四十八号では、新しい小学教則への移行期間
を考慮し、この年の比較試験に限り暫定的に旧教則より出題す
ることが通達された。

(37) 「資料編一」二八九番

(38) 「資料編一」二八九番

（公文書課主事 しばた ともあき）

彙報

(平成五年四月～十二月)

一 展示

○公文書課企画展示

「公文書で読む明治の学校教育」

期間 八月十六日(火)～九月十六日(金)

公文書課では今年度、書庫の戦前県庁文書の中より明治期の学校教育関係の簿冊を六十点選び、企画展示を行なった。収蔵資料の紹介とともに、公文書に基づいた教育施策の変遷を辿り、秋田県の学校教育の発展過程を明らかにするのが目的であった。

展示では、明治五年の「学制」施行以後を五コーナーより構成し、秋田県の初等、中等教育に関する資料を年代順に紹介した。

「学制期の初等教育」コーナーでは、明治五年から同十二年までを対象とした。ここでは、官立小学校設立までの資料の他、秋田県独自の教員養成機関に関する資料も展示した。

「教育令期の初等教育」コーナーでは、明治十二年から同十九年までを対象とした。ここでは、自由教育令により登場した学務委員の選挙規定、県内各地で結成された教育会に関する資料を紹介した。

「小学校令期の初等教育」コーナーでは、明治十九年から同四十五年までを対象とした。

おもな展示資料は、教育勅語謄本、日清、日露戦争下の教育行政文書、平田篤胤と佐藤信淵の顕彰関係文書である。

「初期の中等教育」コーナーでは、明治六年から同十九年までを対象とした。ここでは、明治十五年の秋田中学校設立に関する資料を中心に、あわせて医学・獣医学等の専門教育機関の先駆けにもスポットを当てた。

「中学校令期の中等教育」コーナーでは、明治十九年から同四十五年までを対象とした。ここでは中等教育の普及をテーマに、大館、横手、本荘の中学校開設に関する資料をとりあげた。また、高等女学校の開設や、農学校、工業学校など実業学校開設に関する資料を紹介した他、私立の中等教育機関もとりあげた。

展示期間中、学校生徒、職員その他、旧制中学OBの観覧もあり、すこぶる好評を得た。

(柴田 知彰)

○古文書課企画展示

「秋田藩の修史事業―佐竹家譜の編纂―」

期間 十一月二日(水)～三十日(水)

古文書課担当の企画展示では、「佐竹家譜」の編纂過程を中心として、秋田藩の修史事業の一環を紹介した。

展示構成としては、各家譜の内容から以下の①～⑤の五期に区分し、それぞれの編纂担当者に関する記録を示すとともに、各時期のできごとをピックアップする形をとった。

①義宣家譜の成立まで

②義隆家譜～義格家譜

③義峯家譜～義敦公譜

④義和公譜の成立

⑤義厚公譜の成立

秋田藩の修史事業は、元禄期の岡本元朝の登場によって本格化する。「義宣家譜」から「義宣家譜」までの原型はこの時期にまとめられ、その編纂には、中村光得が深く関わっていたと思われる(①)。

②以降は編纂方針が大きく変わった。また

③以降、家譜とともに「引証本」が編纂された。これまで佐竹義和の一代記といわれてきた「御亀鑑」は、「義和公譜」の引証本として編纂されたものであった(④)。

家譜編纂は、文書所(のち記録所)職員を中心として行われた。安永七年(一七七八)の「御殿焼失」(久保田城本丸焼失)はよく知られているが、文書・記録類の焼失という大事件に、編纂担当者たちはどのように対処したか。この時の様子を伝える史料が存在する(③)。

今回の展示の導入部分では「権現様御判物」を示した。関ヶ原の戦における義宣の立場をどう記述するかということは、編纂担当者たちにとって大きな問題であったと思われる。

「義宣家譜」では、「古老の説」に対して、具体的に史料を示してその誤りを正そうと

する姿勢が詳細に書かれている(①)。家譜
編纂担当者から、公文書館で史料整理にあた
る上で学ぶべきところが多い。

(伊藤 勝美)

二 講座

○古文書解読講座

今年度古文書課が担当した講座は、以下の
二つである。

一、第二十四回古文書解読研究会

県立秋田図書館主催で昭和四十六年に始ま
った解読研究会を継承したものである。昨年度
は開館を迎える過渡期でもあり、第二十三回
の講座は、平成五年九月に能代・横手会場
(文書広報課主催)、開館後の平成六年一月
に秋田会場(公文書館主催)と二期に分けて
の開催となった。今年度は平成六年六月・七
月にかけて行われた。午前二時間・午後二時
間という長時間にわたるが、概略は以下の通
りである。

○県北地区(六月三十日)

- 1 会場 大館市立中央公民館
- 2 参加者 四十四名
- 3 使用テキストと担当者(講師)
 - ・「天樹院様新調御家譜差上候節記録」
(伊藤勝美)
 - ・「宇都宮孟綱日記」

「御所預并組下関係控」(菊池保男)

○中央地区(七月七日)

- 1 会場 秋田県公文書館
- 2 参加者 八十名
- 3 使用テキストと担当者(講師)
 - ・「大正寺川下一件留書」
 - ・「雄物川一件御記録」(越中正一)
 - ・「佐竹義宣書状」(柴田次雄)

○県南地区(七月十四日)

- 1 会場 湯沢雄勝広域センター
- 2 参加者 八十六名
- 3 使用テキストと担当者(講師)
 - ・「宇都宮孟綱日記」
 - ・「雄勝郡村々御検使箇条書」
(菊池保男)
 - ・「国典類抄」
 - ・「佐竹北家日記」
 - ・「佐竹南家日記」(湊健三郎)

これまで市町村教育委員会に参加者のとり
まとめを依頼していたが、公文書館主催となっ
てからは個人が直接申し込む方式に切り換え
た。参加者の大部分にはこの主旨を理解して
いただいたと思う。

秋田会場は、会場のせまさから参加者数を
制限せざるを得なかった。会場を二室にし、

講師は午前・午後あわせて四時間というハ
ードスケジュールをこなしたが、講座のあり方
について大きな課題を残した。

二、初めて学ぶ方のための古文書解読講座
表題の通り、「初めて学ぶ方」を対象に、
「古文書解読の基礎的・基本的なことから
学び、その楽しさや意義を理解」することがら
「古文書及び公文書の保存と活用的重要性に
ついて」理解してもらうことを目的として、
今年度初めて開催された。概略は以下の通り
である。

期日 十一月四日(講座①・②)、十一日

(講座③・④)、十八日(講座⑤・

⑥)、各午後二時～四時半(講座一
コマは六十分)

会場 秋田県公文書館(多目的ホール)

参加者 四十九名(申込五十名)

内容と担当者(講師)

講座① 1 近世文書の文体(候文)の特
色を知る。2 「候」の文字を使っ
た多様な用例を知り、意味を理解
する。(柴田次雄)

講座② 1 近世文書に頻出する漢文的な
用例と用語を知る。2 送り仮名
(助詞)の漢字当て字の用例を知る。
(伊藤勝美)

講座③ 1 特色ある当て字の用例を知る。
2 二十十二支・月の異称・時刻の

表記を知り、異体字の例を知る。

(越中正一)

講座④ 演習 近世文書を読む(「国典

類抄」と「御龜鑑」)(湊健三郎)

講座⑤ 演習 近世文書を読む(「国典

類抄」)

(菊池保男)

講座⑥ 講義 古文書の保存と活用につ

いて

(菊池保男)

講座の主旨から定員五十名としたが、読み書きするには会場の明るさが足りないなど、課題が残っている。

(伊藤 勝美)

三 研修・協議会

○全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会

平成六年十月十九日～二十一日の三日間、この大会に参加した。私のように、過去二十年本庁農政畑だけで過ごしてきた者にとって、総務部系あるいは教育委員会系のこのような大会に参加することは、大変もの珍しくもあり、考えさせられるところもあった。

最も印象に残った点は、この大会の参加者の多様性である。農業政策などの場合、ほとんど利害関係を同じくするか、反対か中立かなど、参加者の立場がそんなに分かりにくいことはないが、この大会の参加者は、個人研

究者、ミニ地域館、県教育委員会系の館、県知事部局系の館、それに未設置の県の文書担当課、大学の歴史研究室、マスコミ、それに企業の史料室などまで広範囲であって、つかまえてころのない感じであった。

本館では解決済みの課題でも、他の会員ではまだまだのところもたくさんあることが分かったが、事務局の多大な努力にもかかわらず、この組織がそのまま続いていっても、果たして課題の解決に前進していけるのかや疑問を感じた。

次に興味深かったことは、公文書館の制度が法の細則もない地方分権型制度である点である。大会のメンバーマである「文書館制度の拡充」について、国が積極的に取り組んでいないというふうに受け取るべきなのか、それとも、地方分権型の政策ならばあまり国は関与すべきでないと考えるべきなのか、長い間タテ割り行政になってきた私にとって、すぐには判断つきにくい問題である。大会初日の入門コース型の講義では、本県の事例が取り上げられており、県立図書館からの古文書部門の移管を、全国によき先例を残してくれたものとして高く評価されていた。また、公文書の引き継ぎも全国に少ない事例で、そのあとの評価選別も大いに注目していきたいとされており、本庁では農政部以外ほとんど知らなかった私にとって、総務部の機関で

開館もない公文書館が、すでにこのように注目されていたということは意外であった。シンポジウムの発言のなかでは、やはり先輩館の山口県文書館の方の発言が印象的だった。アメリカ映画「JFK」を引き合いに出して館の在り方を説くなどは、文書館の在り方について優れた研究を重ね、歴史ある館からでなければ出てこない発言ではないかという気がした。

公文書館というものの奥の深さを、少しは感じたような気がしたことが、私の収穫と言えそうである。

(海沼 国栄)

○史料管理学研修会

平成六年度史料管理学研修会(短期研修課程)の概要は以下の通りである。

主催 国文学研究資料館 史料館

会場 新潟市(新潟会館、新潟県立文書館)

期日 平成六年十一月七日～十二日

参加者 三十三名(北海道～沖縄)

カリキュラムの概要

I 文書館総論(①現代の文書館とアーキビストの役割)

II 記録史料論(①記録史料論総論及び近

現代史料論、②近世史料論I、③近

世史料論II)

III 記録史料管理論(①官公庁文書の評価

と移管、②地域史料の調査と収集、

③史料整理と目録作成の理論、④同実務、⑤史料の保存環境と劣化損傷要因、⑥史料の劣化損傷の予防、⑦劣化損傷史料の保存修復、⑧史料の利用と普及活動

IV 史料管理の実際(①新潟県立文書における史料管理)

一日四コマ(一コマ九十分)の研修が六日連続で行われた。今回の研修で得たことを館の業務にどう活かしていくかが大きな課題である。

(伊藤 勝美)

○公文書館等職員研修

第七回公文書館職員等研修会は十一月十四日～十八日まで国立公文書館を会場として行われた。

受講者は公文書館、各省庁及び地方公共団体において文書の管理・保存・利用等の業務に携わっている人達で、各公文書館とは勿論、文書の作成(送り手)側とも交流を持つことが出来、それぞれの立場の認識や幅広い人的ネットワークを築きあげることが出来て今後の大きな財産となった。

また、研修内容も公文書の移管手順・古文書の収集整理等日常業務に関係したことは勿論、公文書の歴史的意義や世界の公文書館の現状、情報化への対応等多岐にわたり、公文書館が置かれている現状や今後の取り組みか

たについて認識出来た充実した内容であった。また問題意識をもって講義に臨み、終了後に活発な質問をだした他の研修者の態度にも学ぶべきところが多かったように思う。今回の研修の成果を今後の業務に積極的に活用していきたい。

(須藤 健吉)

寄贈図書(本館所蔵資料の出版掲載等の許可を受けた分)

茨城県資料(中世編V)

茨城県立歴史館

北区史研究(第2号)

東京都北区企画部

中世の小野寺氏

小野寺宏

白い国の詩(2月号)

(株)創童社

米代川

建設省森吉ダム工事事務所

協和町の鉱山

進藤孝一

広報みなみかわち(1月号)

南河内町史編さん委員会

東北熊谷氏族史料

東北熊谷氏族研究会

仙台市史(伊達政宗文書I)

仙台市史編さん室

新編高崎市史(資料編4中世II)

高崎市史編さん室

広報たかねざわ(Na409)

高根沢町教委町史編纂委員会

木精(第31号)

嘉成一夫

梅津梅叟歌集

武田憲雄

土崎湊御蔵パンフレット

(株)コアアンドパートナーズ

下妻市史(中)

下妻市史編さん委員会

板橋区史(資料編2)

板橋区史編さん室

川里村史(資料編1)

川里村教育委員会

日本農業全集(第36巻)

農文協

木精(第32号)

嘉成一夫

上小阿仁村史(通史編)

上小阿仁村史編纂委員会

各公文書館からの受入れ図書

外務省外交史料館

外交史料館報(第7号)

国立公文書館

北の丸(第26号)

国立公文書館年報(第23号)

北海道立文書館

研究紀要(第9号)

北海道立文書館史料集(第9号)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録(9)

福島県歴史資料館

福島県歴史資料研究紀要(第16号)

歴史資料館収蔵資料目録(第23集)

歴史資料館収蔵資料目録(第24集)

茨城県立歴史館

茨城県史研究(第72号)

- 茨城県史研究(第73号)
- 茨城県史料(中世編V)
- 茨城県立歴史館蔵書目録(一般図書2)
- 茨城県立歴史館蔵書目録(郷土資料2)
- 栃木県立文書館
- 栃木県立文書館年報
- 群馬県立文書館
- 群馬県立文書館年報
- 群馬県行政文書簿冊目録(第6集)
- 群馬県立文書館収蔵文書目録(12)
- (群馬県史)収集複製資料目録(第1集)
- 双文(第11号)
- ぐんま史料研究(第3号)
- 埼玉県立文書館
- 要覧(第12号)
- 文書館紀要(第7号)
- 埼玉県立文書館収蔵文書目録(第33集)
- 埼玉県関係行政文書件名目録(戦中戦後期編I)
- 埼玉県関係行政文書件名目録(戦中戦後期編II)
- 千葉県文書館
- 収蔵文書目録(第6集)
- 千葉県行政資料目録
- 千葉県史研究(第2号)
- 新潟県立文書館
- 新潟県立文書館年報(第2号)
- 新潟県公文書簿冊目録(第1集)
- 富山県公文書館
- 富山県公文書館年報(第7号)
- 富山県行政文書目録(第3集)
- 愛知県公文書館
- 愛知県公文書館年報(第8号)
- 大阪府公文書館
- 大阪府行政資料・刊行物目録(第3集)
- 鳥取県立公文書館
- 行政資料目録(追録第2号)
- 鳥取県立公文書館年報(第4号)
- 広島県立文書館
- 広島県立文書館紀要(第3号)
- 広島県立文書館事業年報(第5号)
- 広島県立文書館収蔵文書目録(第1集)
- 広島県立文書館収蔵文書目録(第2集)
- 山口県文書館
- 山口県立文書館諸家文書目録(1)
- 山口県立文書館行政資料目録(2)
- 山口県内所在史料目録(第21集)
- 山口県立文書館研究紀要(第21号)
- 香川県立文書館
- 香川県行政資料目録(上)
- 香川県行政資料目録(中)
- 香川県行政資料目録(下)
- 藤沢市文書館
- 藤沢市文書館紀要(第17号)
- 藤沢市史研究(第27号)
- 大阪市公文書館
- 大阪市公文書館研究紀要(第6号)
- 大阪市公文書館年報(第6号)
- 公文書公開制度運用状況(運用状況編)
- 公文書公開制度運用状況(答申編)
- 広島市公文書館
- 広島市公文書館所蔵資料目録(第17集)
- 広島市公文書館所蔵資料目録(第18集)
- 学習院大学史料館
- 学習院大学史料館紀要(第7号)

秋田県公文書館研究紀要 創刊号
 平成七年三月二〇日発行

編集
 発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四一三一
 郵便番号 〇一〇〇
 電話(〇一八八)六六一八三〇二
 株式会社 塚田美術印刷
 秋田市大町一六一六

印刷

(題字 寿松木 毅)

